OF THE PRISON

No. 2. February 1911.

VOL. XXIV.

明治廿一年五月副刊

月

回

錢 ĪŦ

明

治

四

四

丰

號 第

獄

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌郑貮拾四卷幕壹號)、明治四十四年一月二十日發行毎月一回二十日發行

〇寄 〇講 〇論 ○監獄衛生… 〇囚徒さ禮譲……… 〇女囚戒護者に一言す 〇犯罪防遏に関する三事業に就て…… 〇歐米親察談…… 〇刑罰と免囚保護: 〇社會を犯罪者(一)…… 〇明治四十三年十二月末川現在《監人長表………………… 〇監獄衛生雜感(其二一)………金 ○犯罪者の機格に就て(一)…… ○南京盛と「トリ ○伯藥と良馬…… 〇明治四十三年十二月末日現在々監人員監獄別表: 第 漬 拾 マ」……器學士 … 監獄事務官 …監獄局長 :前橋監獄 四 卷 第 上田定 ……(七六页) 崎質樂 激部龍 貮 (六〇頁) (四七頁) 一四页 號 Į, 目 ○救護事業: ○監獄協奸記事 ○叙任及辭合 次 〇昔噺 ○保護會組織さ出獄人保護手續成る ○沖縄監獄工場の焼失 ○監獄へ忍入りて懲役: ○筆蹟にて犯罪者を發見す 〇救世軍勢作館の成績 〇仁川救護院の成績…… 〇逃走事故………… ○釋放者に旅行案内を保護依賴狀を渡 〇水害の影響……… ○漿液の皮下注射 ○角児典獄逝く ○高知監獄の白蟻教生 ○監獄の移轉請願…… 押送船相模丸の暴動(下): 原

八六頁)

九〇頁)

監 獄 鹏 會 **第**貳拾四卷第貳 號

(一〇四頁) (一〇三頁

説

會 3 犯 罪

に就いて論述する所あらんとする、 做すべきや否や。學者の研鑽を要すべき所決して尠少ならざるを見る也。吾人が茲に社 げつゝありや否や。更に進んで之をいはく、 罪者は、實際に於て果して漸次に減少するの傾向ありや否や、 進步せる科學の理論に據り、 の事象を研究するものに取りて、最も重要なる事項の一たるを否むべからず。今や刑法の改定は最も 之を實際的方面より観るも、 刑罰の宣告は最も公明なる判官の裁斷に俟つと雖も、 之を學理的方面より察するも、 亦此種の一端たることを信ずれば也。 其の基礎とせる原理なるもの果して充全正確なる理論と 其處分に於て果して理想的に實効を果 犯罪及び犯罪者に關する問題は、 しかも犯罪及 會さ犯罪 び犯

せるによりて犯罪者の存在を認むといふ也。法律上の見解としては、其の妥當なること素より言を俟 此見解に従へば、犯罪は法律上の事象に外ならず、畢竟法律違反の行為を敢てせるもの即ち是れ犯罪 者たるのみ。詳に言へば、てくに法律の明文あり、之に違反するによりて犯罪を成立し、犯罪を遂行 抑も『法律なければ犯罪なし』(Non orimen sine lege)とは、 然れども、 是れ唯だ抽象的の説明たるに過ぎず。抑も犯罪は單に法律上の抽象的事質たるの 刑法の根本原理と認めらる、所にして、

(-)

說

(E)

策を求 8) まらず 0 んとするに至りては、 研究に據りて其の眞相 重要なる社會上 素より該博なる社 を捕捉せん の でするは、 會 的 研究の成果を須たざる つて 0) 12 する 所極めて廣 から 現んや之が 敷治 ざる なりつ 况 0

方

は非ざる也。 ありて 生じ、 活に 言語 ガロ Criminologie. P. 2) 蓋し一方には犯罪者 現る、犯罪でふ概念に就きては、何人も冥々の理 ある也。 より假り來れるに過ぎず、假合 ファロー 而して後犯罪者あるに非ず。先づ犯罪者ありて而して後犯 雨者の關係によりて犯罪でふ事實を成立す。されば法律 即ち犯罪は社會生活に於て必然に發生する事質に 詳論せる如く、 犯罪 の概念は法 犯罪 なるもの現存 17 す 律 家の る法 創 ご了解し 律 學上の 造せる所に ---理 か 方 罪あり 論 L 1= 3 りて而し は如 て、 it 所 非 其の行 のも ずし 何 法律あるに 犯罪あ て後 7 のありて存す。 やうなりとするも 移に 犯罪あるに非ず、 りて よりて他人に影響 家は 由 って して之に應 (Garofalo:-に之を通俗 ある 會 \$

も此原 論上の根 今日 罪と為すべ 釋上 0 の通説 とし 理 機を有するも は畢竟刑 0 形式的 を課し ては、 とす からずとす。 0) 從 ~ から 得 吾人 原則として。形式的 罰 ~ ば、法 準として、極めて重 べしといふには 濫用に對 唯其の のに非ず。 ざるを確 Non crimen sine lege は 獨斷的 して個人 法律 世 なるを怪 連用上 の標準を供 の權利を防衛 るを得 す。 吾人は 要視せらるべきを認むるの ずの むあ の方針とし るのみ 即 唯此原 するの 10] 若し之を根 ち なる せんどする政策的 此 行 て、 原 0 理を以て、 吾人 理を約 14 寫 と雖 様とし 即ち多しと雖も 司法者 素より法律 說 4 せるも 法律運用上 刑 て犯罪の真 みに止まり の専断を防ぐの II. 罰 を課す 言 のに たるの 0) 犯罪の真 外 、相を論 0 北 ~ 實際 כמ ならざる也。 せざる行 劾 12 6 11 止 て是 的約束とし、 古 10 即ち なり、 單に 相を闡明 為に n 大なり を以 5 法 然れ É 律 對 する L \$ 上 7 理 E T 3 0 理 T

規定に 笨なる方案に b V 到らざるを得ざる 内容を究 8 由 2 べき也 て以 て之に 對する方策を定めんとせ ば、 自ら 偏狭なる 獨斷 12 陷

ずして、 實質的 須らく ざる よりて社 0 たるべきものは質に社 中心 既に述べたるが ~ 問題 關係 カン 質に其 5 0 會 行 0 す に及ぼせる影響あ を考察せざるべか 解釋 。而 為を捉へて、 行為に 如 如 何によりて解決せらるべきを知る也。 て、犯罪者 育と よりて社 犯罪の成立するや、 犯罪者との關係に在ることを認 90 らず には犯罪者 曾 から 0 犯罪者たる所以 此故に、 に影響を生じたる 約言すれば、 の為せるものとし、一には社會に影響するものとし 犯罪を研究し、併せて之が救治の方策を論明せとん欲 一方 犯罪 の者は、 には とを認むべく、而して犯罪対の結果に外ならざるが故に、 行為の結果たる社會と犯罪者との 犯罪者の為せる行為あり、 單に法律違反なる抽象的原 犯罪救治 犯罪研 方には其 0 カ 14 關係を に出 策も 究の中 て、其の つるに の行為に 剛明 心問題 質 せば、 12 非 せ

ずる 輓近刑事政 羅剔抉するに止 其の改 然るに 要する 13 刑罰を以 如き しとせず。 つてい 俊し 3 ול 策の論究漸 從來犯罪を論究するも 何ぞ其 防壓とに苦心するに 是れ まり T 竟 犯 0 而 着 犯罪に 0 者 會 < 的 0 訓 して之が救治を計畵するも 的要素尚 促進せられ に関する 存 個 0 7 人的 B 的 的 考察 なるや。 法律 0, 危險 を論じ 過ぎず。此の間 水り 75 0 重 的 概ね犯罪者の て、 たれ 研究 結果より出 視せられ 要素を 吾人の見地より ども 0 或は特別防壓 進 ず、犯罪 歩と、 素より進步發達 個人的 000 0 若 根本 之に伴へる實際的 しい 亦 づれ に在 義 多くは 方 して之を観 者處分の社 は 12 Thi も以 しりと論 被 於 17 犯罪者 て、 少す の著しきも T 眼 會的意 3 完全なる學説 n 1: 倘 を ば 未 0 がだ法 施 個 B 或は 現時最 義 议 のあ 12 人 的 の發達 行 尚 律 的 るは 為 未 的 性 寫 だ関 3 0 着 0 應 勢 72 玄 違 力力あ るに を俟 4 11) 考 i 報 0) せら 21 的 ~ 在 金 過 た 3 要 て、軍を爬 さず。 を脱 ずと 6 b n ず 等 970 00 2 4+ 0)

及公 るに外ならざる也。 者の 在 べるかを重視する所尚未だ足らず。 主張する 個人的性格のみに存し、一は犯罪者の個 て考察せるものにして、犯罪者が如何にして社會に現るゝ する所也。雨者素より究竟 で、 罰 は犯罪者 の目 随つて刑 12 的 する罪責 人 を社會利益の保護に歸 的 罰 の目 罪 に相 責に在るを見るべく、畢竟犯罪者 的を論定するに當り 當す る隠観 すと雖 ならざ か、又其の影響が るべ T 4 個人的抽 如何に する を 象 的 0 社會 抽象 12 11

は從 其の 量の餘地を存 抑制 12 6 之が救治 常る H の根據を明にするの必要を感ずること切 嚴密なる刑罰法 の個人的見解に對して、 4 を のは、 質現するは、 せり。 の方策を論究し、 亦深 而 L 定説は今や陳套 て裁 刑罰の目的を察し ーに 刑 量 茲に刑罰 特に犯罪の社 罰執行 の標準を求 者 12 屬 の目的を 0 Ĩ, て、 T 會 べき所 な 到なる用意に 現行 3 的要素を論 犯罪救治の實 確立し、 0 乃ち此 は實に 0) 法 究し 俟 は刑 刑 0 一には刑罰宣告の標準を求 たざる 論 罰 績を學げ 究は 、由つて以て犯罪の實相 罰 0 Ħ の量 ~ 的 法 からず。 如何 律 ざるへからず。 定を判官 上 0) 0) 見地に 論 是に於て の識 究に非ずし 據る 此 め 27 を関 刑罰 0 ~ 故に T 12 明 T 13 L 行 吾人 3 に 0 Æ 進 T

型固なる社會にして、 然ら 藏以上 會學の任務 T De la division du travail social. P. 47.)蓋し各社會には ば則ち社會と犯罪者との關 に、明確牢固なる狀態を有して各社會の特色を表明す。 固 ン日く『犯罪行 なりつ とする所也。 其不明不確なる社會は即ち不安固なる社 其確固ならざる社 為とは集合 係 如 何。 會は組 意識の 之を明 强固 織 17 脆弱にし 確立 1 3 せる 17 は、 て秩序創雑なり。 固有の集合意識なるものお 狀態を侵害するものなり』と。(Durkelie-會也。 づ犯 此集合意識の明確なる社會は即ち **集合意識確固なる社** 罪の 本義 然れども既に一の肚 如 何 を論 せざる りて、各 會は秩 會 序 6

此の故に は存立し、社會の存立によりて集合意識は愈其鞏固を加ふ。 は即ち 組織秩序の鞏固安定を加へて、愈ゝ集合意識の明確强固を來すを得べし。 し集合意識存在せざるときは社會の成立を認むべからざれば也。 す 又其の成果なり。約して之を言へば、集合意識なくんば社會なく、社會なくんば集合意識なる也。 12 這般 侵害を加ふるものあらん んでは、 社會は其存立上、常に集合意識の强固 の行 為を指 其强固確立の程度に多少の差違こそあ 稱すべきものにして、 77 其結果社 單に 會の存立を危くするに至らざるを得ず。所謂犯罪行 法 確立せる狀態に達せんことを求むべく、斯くて、 律 0 明文に違 れ。必ずや集合意識の存在せざることあらず。 此の故に、集合意識は社會存立の要件にし 反するのみが かくの 若し一旦其の强固確立せる 如~集合意識によりて社 犯罪の 要素に は 為し 3

尚は且 罪者 罪者の てどを発れず に比しては、 ぞ謂 的 如上 抽象說 主 ふべ つ目するに 觀 0 的 主 に優る所 からざる也。 4 要因を閑却す。 観的條件を考察するに 0 餘りに廣漠に過ぎたる 即ち 犯罪を以 1 ありと謂 0) 唯だ犯罪行為の社會に及ばす影響に着眼 說 ってせざる 若し此 ふべしと雖も、 進 h 定義と で犯罪 べからざるも の定義に從はと、 至らず。 行 謂 換言 ふべく、 細に之を考察し來るとさは、 寫 0 すれ 主 のあらん。 觀 何等犯罪的動機を存 ば、犯罪行為の客觀的影響のみに着 隨 的實質を論 つて 此の如きは、 犯罪 するに専らにし 明 0 實 せんとしたる 相 * 議論 明 せざる偶然 て、 12 曾に す 甚だ空漠 現存 3 其 17 1= 行為を發生する する の事 於 は、 なる T 犯罪の 象さ L 0) 未 雖 12 T \$ ある 至

說

方には 其 0 ~ たるが 為によりて社會に特殊の影響を生ず。此故に、犯罪の實相を明にせんるが如く、犯罪の成立するには、一方には犯罪者なるものありて特殊 看 て、 には犯罪者 の質行せ るものとし、 ーには 社 會 相を明にせんとするには、 に影響 するも の行為 のとして之を考 を養み、 必ず

(五)

を逸す。 察せさ ず。請ふ且つ進んで如上の 3 即ち ~ カン らずの 唯犯罪行為の客 * IV ケ 方 觀 面より犯罪の 的 ンの所 方面 のみ 說 は、單 1 着 質 目 相を論述する所あらん。 に其後年部 て其の 主觀的 を捕捉せるのみに止まり 方面を遺忘せるもの て、 と謂はざる 前半部 の考察

~

カン

縣分第十 此方針に 之れ 迄もな ある。 於ける 制 度を せし L 當該 いてとであ 依 保 L 彼 むるる 採り 一號を以 小學 T 3 新刑 救 がら を 直 濟 校長を参興せしめ つて、 如 0 0 T 法實施の當 何に 保護者 宗協 途を適當 b なつて居るのである。 して大に斯業の 獄 人 発囚 人保護規程 會 罰 は讀者の から (名稱に異 保護 時 10 12 す v 改 時 事 じな 為導感 の検事 業の で 諒 の發布 IE. 為めに斡旋 同あるも)に於 71) を 知せらるゝ如く 0 2 加 必要實に此點に の任 を見 IE. たならば 行 然るに弦 を 並 を確實にし 犯防 に當ら 本 盡力せらるっに るに至つたのである 縣 疑ふ者 て、 に喜 知事 到底其 L 遏の途を講じたりと雖 しめ、成 で協商を遂げたる末 存 て再犯 殊に 水 本人歸住 目 するのである。故に吾 べき事は ある 的 を達 防遏 至つたことであ は 地所 時 0 1= としては宗教家又は特志者 カゴ することの出 方法 對し 0 にせば犯人を減少する 多大なる 該規 年の の警察署長 4 を講 ては刑 末 程 明治四 ずることに より縣下 は要するに歸 來な し彼等 から 情を灑き所 0 町村長であ 爾來夫れ 量定範 獄 いの 十二年二月群馬 に於 到る所 な は今更言ふ ては既に 2 2 住 が 5 かず を著 に委托 地保護 出 12 つてい 獄後 ので

護事 其二ヶ 獄人を保護 業さ而 3 3 3 年 1 と云ふてと から 為め したる結 て此 1 監獄 果が を御話 3 V n 支け 3 さが ある。 L 何に累犯者を減 て諸 國費を節 如何 君 なる關 るに 0 参考に 0 減し國家社 該保 る調 炒 し得 供し を持 3 つて居 な 會 に至 いと思ふのである。 の安寧を保ち進んで から つか 3 な 3 カン かが 3 つった 續 17 云ふてさを御話致し。 換言 を撃げ 二年 のである す を經 は n 2 ば 刑 > 過 刑 カン 餘 6 餘 したのであ 者 ること をし 者 私は此 力了 7 は Ш 尙 は 幸 獄 際出 るが に喜ぶ 後 進 鬸 保 九 20 では 獄人 玄 せ 出 保 \$ し加

絶つに 2 ら私 自由 せ 0) へことにな 除害主義で 办 茲に少しく 生命 行 は今 なる 刑を以 至つた は 3 犯人 刑、 礼 即ち犯 12 H 然らば今日 た と謂 自由 つた ので、 刑罰に ある所 \$ を終身拘 て最良最 のである 人を終 蝜 に於 刑 0 はなく 帝 で、 今日に の刑罰 付 身拘 禁する 財產刑 E 0 ては自由 善の刑罰 云は かず ては 述 於 が改善主義 べて置きた 17 れては極小 のであ 社會 なら 4 於 中 なく 果して 刑以外 其 财 義 であると答ふ 20 刑罰 文明 2 る 適 ては 政 何れ に尚刑 する から社 主 部分に 0 1. 進む なら 義 威 0 委員 論 無期 嚇 は 弘 0 を以て最善最 当する生命で に従 3 根底に於て一大革命 往 0 罰 は有 より 昔 刑 12 談 主 \$ にも 何人 N は 0 翔 御承 期 犯人に刑罰を科する目 12 かう 3 見なけ 依 0 8 晴 刑と面 知の 良 するに從ひて從來 て見 層進步して 自 Щ することには の刑罰 由 貓 路 刑 しない 通、火刑、 ても、 n 又は特典 である ば なら であるか を見るに至 T 生 自 财 一命刑 後幾分 と云は 82 產 曲 なるけれども の途は開 刑 礫 耐ふ M と云ふ 0 的 は 刑 か つする 身體 勿 つたのである。 W 4 カン な 梟首等 けてあ 論 糙 H 產 次 に、 と総 刑 次變改 牆 0) n を來 は 張 ば 所 ごを多く なら 謂 B 勿論今日 殆 せら T 3 んど全 L 0 17 改 由 17 0 82 希 n 莲 n て、 ども、 而 酷 採 5 望を絶つ 主 0 一義と 中でも に於て して今 用せら なる あらう < > 跡を ある しな 時

(-b)

たなら

くる 3 0 T 成程度迄は必ず自由 0 B 收入文國庫の のである くな 的 为 カン 5 を達し 於ては自由刑を科 と云ふことを常 時在 得るならば自 從て監獄費の増加 ば 收入が 質に 監者は増加 私は 收容 一舉兩 0 刑が緊縮せらるくと同時に、 L のである。 増加することへなるのみならず、 犯人 せずし 1 して多く 然在 17 改善するの 得であらうと思ふ。 感じ の人格より見 監者 T は免れぬ て居 從來五 0 來自由 國費を使用するよりは、 であるから、 減 るのである。 0 目 のである故に 萬人の在監者は刑 少と共に國費の て、 なる を達するてとが 慥か 罰金刑が漸次擴 刑 17 若 法改正 罰 金刑 其執 0) 減少を來たし、 刑 自 法 問とし 改正後 0 出來得る良刑 行 由 財 結果とし 依て科 方 產刑 張される事に 法 12 ては至極 を科 \$ 換ゆるに の今日に する 至極簡易 0 一方に て累犯者は B か T 財產刑 かては あ 良 的 -を建し 於 るならば なる Ti であるから 7 ではある 長期刑 七 を以 のであらうさ思ふ 得るも 뛺 萬人 0) てして、 收 金より得る所 • 以 V 0 入 E 私は 言 0 夫 を 12 3 闘る 渡 から を受 科罰 建し に依 6 將來 决

現はれ 女け 試に犯罪に 8 十萬圓 でも年々二千四五百萬圓を要するのであ に現 3 て之れ つて 要する 0 十萬圓(四十二年度豫算)、 判所費(之れも民事と刑事とあるから刑事 3 約二十萬圓、其外臨時費を六七十萬圓 國費として裁判費、監獄費、 會の損害は如何程あるかと云ふことは 費として其折半額を見積つたのである)、 五百萬圓の内譯さしては、一 司 法省の經 るの勿論 察費、 豊が三、 夫れ と見て 千百七十萬圓が府縣警察費(警察費を司法と 司 以外に犯罪に伴ふ所の脏金品法省の費用丈け概略調査した の分として其折年額を見積 素より計り 四十萬圓であるから假りに其半分を刑 合計二千 二十五萬圆が警察廳舎建 文け 知ることは出 四百萬圓 概 路 以上に 查 水ない した 達する たのである)、 ところ 其 他 のである 数字に で

的は達 なる果 少を期せんとするには果して何うしたならば宜 一來得るや否や甚だ覺束ない 續事業として彼等の出獄後相 である。 8 し得ら 犯人の改善 結ばしめ れない 然らば我々國民は犯罪者を減少せしめ ち を開 太 我が國民は犯罪者 を p のである、 除きた 3 ばなられ政府に於て此事業を奨勵するに至つたのも にありと る我 のである、 そこで事後の機 當の保護を加へて、而して監獄に於て爲したる 難も、 bs の爲めに 國 0 人口 极又其刑 如何なる明裁判 五千 老若男女を問 關として出獄人保護と云ふこと 50 罰 萬人 執行のみに であるかと云ふに、 て負擔を輕 12 制 如何 はず年々 6 なる執行 當 つる 依て再犯防遏 4 するが 五十 とき 方法に 勿論現行 銭づり は 當然である、 一人 以上の旨 の目 依るも刑罰のみで 刑罰 支出しなけ 平均 かず 口的を貫徹 必要である、 の刑罰を適實に Ti 執行 趣に外なら 然らば之れ + と相俟て善 版することが n う いばなら 1 Va. 監獄 は此 とな から 0 目 被 0

つたことは實に n を 吾 も感謝 2 つて居るの るくことは實に私共の敬服に耐へぬ所であつて該出 1 72 0 即ち 3 であるが 縣 0 するも一 敬意を表せざるも 0) 喜ぶべ 0 出 左に である。加ふ 獄 0 成績は頗る良好なるのみならず其 人保護規程 _ きことであるのみ 此間所轄警察署長、 雕 昨年來に於け 年來 るに亦一昨 0 は以上 保 のは 耧 0 る當縣內 恐らくな の意 成 ならず、其各宗教家が 年末以來各宗佛教 植 心味に於 町 一班を説 村長 0 加 保護 らうと信 て縣 は自己の管内 明 0 成績 方法 じて 令を以て發布せられ ずるのであ 公家の を略述 獄者たる者は カゴ 本記事を終らんと 亦 斯事 他府 に歸 盡力に依 す る。 一業に 縣に 住 せる出 ば蓋し想央に 尚其 於て 勿論之を質 周到でる注 て益々斯 て以 實 斌人 詳 するのである。 細なる 施せる 業の 17 坐 過ぐ 際 意 と懇切 所の し保 に満 事 に見聞す 發展を見 ある 柄 保 護 1= の任 4 至 な 0 る者は 3 3 カラ 0 方 同情 ては 17 法 12 0) 當 至 3

(九)

ある。 明治四十二年二月群馬縣令第十一號を以て出獄人保護規程を發布せられ、 左に該規程實施以來の成績並に其概要を説明すること、せり ○前橋監獄管内に於ける出獄人保護の成績一班 合計千八百十人 漸次良好の成績を奏しつく

保護に付したる人員

【の釋放者も含むJ中保護の必要ありと認め保護に付したるもの】 明治四十二年二月より同四十三年十二月に至る釋放者。『他監獄】

明治四十三年中

合計六百四十七人

五百九十四人

保護を解きたる者(同上期間

業に就ら保護を解される者

出獄後歸着せず又は歸着後行衛不明の者 他管へ轉住したる者

再入監したる者 死亡したる者

現在保護中の者(明治四十三年十)

千百人 改悛の狀ある者

女 六十三人

> 二百四十七人 十二人 七十六人 百十七人 百九十五 ٨

合計千百六十三人

四百一人

職業を有する者 稍改悛の狀ある者

改悛の狀難認者

改悛の状ある者

職業を有せざる者 改悛の狀難認者 稍改悛の狀ある者

> 九人 千百九人 二百八十八人 四百二十人

十八人 五十四人 二十七人

に改悛し又は改悛の途中にある者と認むることが出來る。「改悛の狀ある者三十七人五分、改悛の狀認め難き者二十七人二分の割合であつて百人中七十餘人は當古六十三人の内に就き改悛の有無に付き百分比例を算出するときは改悛の狀ある者三十五人三分、稍 者四百三十八人、 更に以上の現在者 改悛の狀認め難き者三百十五人の成績を示すのであるから、 を單に改悛の有無別に再掲 はするときは改悛の狀ある者四百十人、 現在保護中の者合計 稍改悛の狀ある

効を奏したるものと認め其總人員に對する百分比例は百人中三十三人四分に相當し、稍改悛の業に就き保護を解きたる者百九十五人と現在保護中の改悛者四百十人との合計六百五人は全く東に溯つて明治四十二年二月群馬縣出獄人保護規程實施以來保護に付したる千八百十人中、東に溯つて明治四十二年二月群馬縣出獄人保護規程實施以來保護に付したる千八百十人中、 は假りに之を全く不成績者と認むるも百人中三十五人二分、外に他管に轉住、死亡等の者百人中七人二 獄後歸着せす叉は歸着後行 者四百三十八人なるを以 は先つ良好の結果を奏したるものと云ふことか出 を占むる割合となつて居るのである。去れば既往二年間に於ける保護の成績を概括調査するに前二 て百人中二十四人二 衛不明の者並に再入監者合計三百二十三人を合したる數即ち 分を占め、 來得るのである。殊に既往二年間に 改悛の狀認め難き者三百十五人に加ふるに出 稍改悛の狀ある 於ける要保護 六百三十八人 全く保護ので、全く正

說

(--)

業の成績は確に顯著なる成績を奏しついるることを認め得らるいと信し弦に特に左表を添ゆること

加 ~ * 北考

百十人中再入慰したる者僅に七十六人に過きさるを以て見ても吾か群馬縣に於ける出獄人保護

說

= 卷 四 + 第 四十二年 ことを紹介して置きたいと思ふ。 四十三年 豎 終 察 たのである。 5 に臨んで明治四十二年二月 至自 三月月 女男 女男 至十十月 女男女男女男女男 別 女男女男 越 九五 人 出 獄ルケラ瀬 京 東 - 三 - 5 六 - 三 - 5 六 - 三 - 5 元 - 三 - 5 人出夕受知 獄 獄ルケナ連 人出サ受知 人 1 縣內 1 縣的 り他 柳管 入ョ 七一四三一三 保 從來吾が前橋監獄に於ける新受刑者の初犯と累犯との 群馬縣合出獄人保護規程 10年 謲 T タ解護キニ正 成 ルキチ保戦業 二八九四公 續 表 着サ着ケナ通獄 者明衞後歸)不行着 (所轄醫察署報告) 實施 2 監 亡 死 後如何に累犯者が減 = 0 = 計 者アノ改 三七六 ル状俊権者アノ政権者認り改 一四 五次 各チ = 52 三 六 保 者アノ改 ル秋俊 ル狀俊稍 1750 監 者認り改者認外改者が --0 獄 者有 計

少したか 割合は新受刑 と云ふ

刑者百人中初犯者七十一人二分累犯二十八人八分となつたのである。 前とは反對の現象であつて、 ある(該規程實施前三箇年間の調査)、 は累犯者は著しく 犯者六十五人四分累犯者三十四人六分となり、 百 n の犯數比較表 人中初犯者三十四人五分乃至三十八人八分、 は想央に過 くるもの を撃くること、 減少したのであるが 即ち該規程實施の初年である明治四十二年の新受刑者の割合は百人中初 したのである 然るに出獄人保護規程實施後は何うであるかと云ふに、 私は尚は對照に便せん 0 更に該規程實施後の第二年目たる明治四十三年は新受 累犯者六十 該規程實施後累犯者 かず 一人二分乃至六十五人五分であ 爲め左に最近五箇 斯の如 から 如何に減少し 一一出 年 獄 人保護規程實施後 たるか 12 於ける新受刑 0 は本表を 全く従 たの

新受刑 の犯數比較表(百分比例)

出獄人保護規程實施後 同 實施前 明治四十三年 明治四 明治四十一年 明治四十二年 治三十九年 +

三四。五 三八。八 三七。一 六二。九

六五。四 七一二 初

犯

二八。八

犯

三四。六

六五·五

計

演

(五一)

一歐米 視察談(監験協會に於て)

監獄事務官 眞 木 喬君

であります。 申上げなけ なることは てとを憂へて居つたのであります。 才の者では充分なる視察を遂げることは出來ませぬ、 ふことの困難なることを一層深く感じましたのでござ 所に就て一々仔細に視察を致すことが出來ませぬでした。 ませず、且 でした。 のみならず べになつて居りますので、素より私は獨逸ではさう調査 日は いふてとででざ 私 n つ少し身體の加減も悪 が襲に歐米出張を命せられ 豫め期して居つたのではありますが 、私が日本に居つて考へました時よりは彼地 それのみならす私は ばなら以立場になって居りますのでございます で獨逸のことに就きましては先輩 いなす。無論私も私 御承知の通り僅 いので持つて歸 尚獄務課長からも段々あちらの狀況を承りまして餘程視察 まし の視察 て視察を致 し得たてとで皆様 かの りました書類等も其儘になって居りますやうな次節 参つて見ると思つて居たよりは一層其困難を の小河 います。 時 しましたことに就きまして、 又充分に責任を盡すことは出來ますまい 間でずつと巡回を致しまし へ参りましての實 を遂げやうと云ふ 君 出來得る方もございませらが私 かず 私は出張致す前から迚も私共の 現時の 質はなだ歸りまして の御 参考になることは進ん 獄務 課 考ではございませぬ 長谷田參事 験にては調 皆さん たので、 から日 官 查視 には 12 から 却 で御話し 餘程困 8 といる 淺 + 17 0 或場 でし ·分御 を申 經 50 5

を歩いて見なしたのです。 ても容易 うに参りませぬ。見る品物が ましても日敷が を威ずる譯 りますから、 らない、それに通譯者は術語を解せぬのでありますから調査をしやうとしても却々意思が 3 のであります。就中私は經理上の調査をせよさいふ御命合でありましたが T て見なけれ 効能 れで通譯を介しなして物の取調べを致さうとしてした所で却々充分に通譯する人といふものもな 居りましたが は幾らもあらうと思つて居りなした 容易なてとではありませれ。 いふことは廣 で i あ しく か ります になると大使館又は公使館 参つて見ますと却々さうではない、 に解りませぬ。死んや私は大陸の方は長くて十日 あるであらうと考へて居りましたのでありますが りながらにも幾らかは通じて居る、けれども大陸の方に参りますと全く啞者同前であります。 で、 なつて居るので懇意な人 ば 0 此方から申すことも 僅 此 わからねことが い其一部分とも申すべき會計上のことなどになりますと、 かでありますから迚も深く調べることは出來ませぬが 方に居つて考 併し参つて見れ 國の言葉 なだもう一つ 何れ建 又言葉が通せぬのみならず會計法規の大體の根底が違つ あります が不充 へなしたよりは一層痛切に苦痛を感じ ば何 より 能く通せず、 物でか から 、照會して כמ 分の方で言葉が通じなければ充分の から 其 困難なのは此方で考へて居 便官があるであらうと幾らか心の裡 其書 物質ば 却々 勿論私は英語とても不充分で充分話は出來以のであります 筋 の人 あ 貰 向ふから申すことも能く いたもの に頼 ちらでは日 か ふのです りでは んで が私 短 ない • カデ べくて五 には それ 本で ふて視 其眼で見るといふ事柄 外國 12 は つたの 一日乃至 りませぬといふ次第 いたものを見るとか tz H ٨ • 判斷 のであります。 たので公の視 12 數 、經理上の調査をし は監獄 調 一週間 眼で見れ 日本でありなしても却々分 を要する から 查 獄の参觀 が出 出來ませ では思つて居りました を見 で見られ が日 ば幾らか見るだげ 來ないことは承 カコ 察では 6 っには便 元來私 で通 又立 本で考 200 て居 短 通せず す るだけ監 譯 ても るのであ 気に困難 を介 宜 滯 度 w つ から たや 参り 以上 0 て開 經 在 方 獄 4 理 V

のです ます ありまし で先 す前 0 2 30 ででで 念 7 から 12 ~ 12 で 可 12 n 感 進 局 カン 7. 間 it おてこ なると 6 た し上 から 宜 念 U です 之 を ます。 PH 12 カン 3 12 H 54 げ に今 -事 力; カン 反 n 主 あ 5 除程氣うて V 質はさらで ります。 どう を書 太 日 任 强 去 h なす。 ぎ去 で 0) 7 えなか 萬 6 3 なせ 0 4 私 は S V 1901 5 0 を まし 2 72 此 可 まし 0 12 順序 り言 科 塘 曾 は 1 をし た後 ぬで は つた。どん 省 17 たの 之私は か 20 9 12 ic 私 於 0 葉 カン T * 0 は T です、 L 12 0 席 たのそ 仕舞 見 12 ると非 皆 1 H う て宜 表 講話 する 就私 はし 5 17 太 やうなこと な は 申 h で 0 2 v t をし F. 風 17 る人 で見せて貰 常 17 就 カン T げ カン 12 v と思 御話 式 T ずつと筋 6 12 なく ても らも 力 ると F 女 0 玄 樣 時 か v カン 3 照會で を申 ことを交渉 < せ で 間 21 2 12 5 5 ますの ねでした。 角 なる カジ T -つた を立 す 早 立 13 行 7 かつ から 定 0 便 5 0 E 1 0 5 12 宜 T 0 た御 7 V 3 で で 82 V 經 (1) て質 をする を興 甚 4 てとに 2 つたやうだ 1 す カン 私 御話 だ當 御 極 土 3. Ł かず 意外 話 筋 ~ 0 12 產 3 V かず て貰 12 12 な 個 立. 10 L 人 13 な \$ から * 5 向 0 カン る を 2 あ としては 0 15 申し上げ 心 0 V 人 で 致 T 意 方 1 重 S 6 かず 2 順序 やう づく ました まだ ~ L 荷 で 居 で 0 程 T T なると H 3 管 3 は 0 な 餘程 居 を なことも で 便 申 何 やうと 困 0 は ります。 見 宜 から 付 で i 0 4 5 3 利 H せ かっ だ心 12 T 0 T も 为 血 こっと 向ふ w 宜 1 する 又耳 ふと、 を得 3 カゴ L 4 0) 配 水ませ Ł へ行 CA であ 出 ž V て参 新ら 12 0 72 御 力; とう をさ 話 2 な 2 萬 3 なん 宜 5 L T 9 3 6 T 國 v 3 な カン 中 カジ 曾 w 0 V 21

であ りに せす て今 参り から で II ならう るとい i た も自分 ましたが 0 な 12 ると私は英吉 H た 迚も 略 # v 就きましては他 主として英吉利 3 \$> それ まし 3 6 ふてとは 0 2 思ふっもう一 で話をする を立 T 受ける 幸に T から は ます 只會 利 T 子 誌に 皆 1 健 か 12 さん 議 つは H 0 てさが _ 順 でさ 番長く だけ 監 序 くち 0 載 27 17 立 9 IE. 7 は 入 2 會 讓 獄 つて を今日 況に て居 出 あり 12 L は 御 議 ることに 1 關係する 來 居 豫 1 ます 關係 ました りまし 想以 御 造 就 h ます 終考に U V カン 申 てもう少し Ŀ i 上 下さ 0 L T やうで ます てとの大 T T 0 17 で一番 良 査 亞米利 なることを申上げる v 9 やりと 英吉利で一番 まし をする H 2 結 果を得 御話 ひか 0 却 £, T 4 思 で 體 便 かず 加 す Ł を今日 宜を 申 17 V U まし もち なす。 ます いる 3 1 から 怒 得た 5 W 私 b 便 5 0 申上げる 20 T てとは 宜を得まし 視 カン は 5 懸念致 なら 7 大 0 置 右 3 は 體 譯 Ł くことも 申 27 私 U 82 5 0 V てとに は L L は 2 長 0 2 8 まし 1 72 参りませぬ 上 立 カン 2 てと 8 だ 居 0 げ 5 他 は 三拍 W 义 致 つた で 女 tz ます は V H To は . 下 から を申 72 のと多く見 やうな水 0 在 1 カ から 2 6 から 言 で 御 S 2 な n 南 葉 12 4 なす 比較を なる 3 申上 は 水 3 告を 新 2 T 3 0) -0 た 0 で 方 > W 7 を 3 は 致 試康 5 あ 3 0) 10 L 細 w L h 驗 から 深 2 まし て見 せず 的 如 T F h な カコ 6 置 12 關 15 17 10] T V

は三十五 1 T 4 國と ら午後 は 12 ると案外 云 ふ多 は さら ます 總 會 3 0 ことは 6 8 カン ら委員が さます。 2 * 大 は V ませ た長 集 B A3 3 YE. in てとに てとで 0) 會 \$ 0 は熱 で なりまし * な 15 心で 12 駁 V hi 6 午 8 T 3 人數 0 承 か 九時 粒 0 知 する やうに 8 0) 华 遊 如 分 77> ら始 多 開 12 數 論 きまし 此 め で 度 でき 部 亞 72 0 台 時 0 V 利 まで 1 4 h 加 す 17 あ 0 H りなす 0 會を 私が 議で

(4-)

(h-)

二出 ては亞 處も 其恩恵を蒙 りま フト から亞 Ł 1 17 米利加 流 0 i 對する 氏に 十八 自 亞 監獄 米 0 T 2 車 は 費 H 9 利 なり 用 まで か 政 0) tru 12 て吳 T 費用 府 泊 は 政 日 0 であ 府 め 衆 であり か カン かず 謁見するといふことに は総 化 か か 1 として一夕は宴會 税關に訓令して會員の荷物 ては 5 つて 前に やうであります なり其 47 7 から まし ます。是などは亞 S 居る V 2 2 亚 0 17 加 * ば 監獄 カン 利 他 月 である。 は別 72 ら十日 普 利 加 た め 會 なだ 政 通 17 0 互 から で 府 を催 か 0) H です 12 を開きましたので、 2 ら費用 元來亞米 間 0 から なつて 負擔 光を致 會員 にされ であ 米利 w 0) 0 3 が組 は 35 まして私共 加 は非常に によって多く î から私 総て 利加 まりませい 政府の特 米利 私共皆参りまして自員 ました。 これ 育に の所 ござ 無檢 は する は亞 集合 が歸 金 議する有 費やしたこと、思ふ。それ 0 4 別な待遇であつたの 査 ませ ことに 會議は萬國 前 懸る所 の會員 6 で 米 會 頓 招待を受けまし 0 夫より 12 稅 利 議員 なけ 政 なった。 關を通過させることにな 加 府 T で であ 政府 から 車 72 n 議 から 關する會 П 連 0 0 I 協場て 監獄會議 ります れて廻 費用旅 n は として 12 マイ で ふしによ - 4 ござ 3. 尤も亞米 復命しま た。 0 かき 會員 られ 宿 でひざい ます 握手を致しなし 會 Ł 方 12 S 亚 見 他怡 から 3 0) 5 殊 0 利 5 0 優待 に 加各州 合 なす。 2 用 度萬 此 旅 加各 カン 會 n つて 宿 25 0) 17 そ を 0 員 方に [國會 などは n から 監 私共も た。 大統領 に な + 0 宜 特 八 對 0 カン 議 3 曾 で ね で 5 2 何 5 H 獄

本に對 には大 0 V 常する 英語 に y 申し 餘 12 人ば b から やうな 餘的 2 する スとい な ても 12 審 12 面 兎 カン 院判 變つたことも りで其 H 1: 位 大事な 亞米 でその は 能 やう カン 角言葉の必要といふ ら有 飲か は H 佛蘭西 なるも 代 大審 立 利 がニー なことで な 82 より ちまして無學無 者としては比較になりませぬ てとであ 加 葉の な人が で濟 國の 人居りなして、其一人は「ケ 2 カコ 0) 院 0 0) で亞 て居 に當 らも 大家 ござ 判事 表血 しまし 能 h 待遇さい す 監獄局 が出 米利 b E 1 つて居る人は一人も いなせぬ などいふことを深く だやうででざいます。 でし 府の まし 出 5 いふのも言はや た。 6 加 回 n てとは私も向ふへ参りまして感じなしたことででざ 來るのが除 ふもの た、 は幸 能 12 た 長に當る人 人と殆ど變らない 代表者として参つて居 英吉利 が、各 0 0 で、 逸のク 其中 頭數で言 から H 程 不完全な英語を以て演説 に於て から 國 餘程 本 1 名 カン 便 から 777 出られ 5 だけ 宜を ンプリ 支那 10 ED 往 へば支那 監獄 K 出 意 象致しなした。 子 會 は却 た人 議 から 與へたのでありなす。 . かしてあつたやうでござ 3 局 のみならず言葉 寧ろ支那人と云ふよりは亞米利 ませんでし 3 別けてあ ッチ」大學を卒業した人で、 間 申 は 長 の中に 々奮強しました。 りますのは私一人です 0 は八人で日本は六人であ 一个度は 頭數 12 墺 12 地 當 げ た通 力 配 利 3 は つたのではない 會議に 1 か 出 A 多く カン 有名な人がありまして白 3 5 かず するやうなことは 6 から より n は 0) なりまし 必要といふことは 西亞 な ブ 6 就さましては 監獄に は כמ 女 而も支那 說 n まし つた います 8 からも ~ 層心 ス カ> T といい 他 た。 闘する 支 6 カ> カ> in (1) カニ それ 報告を致 逸か 115 5、私 ます ふことで i, 0 力学 ---始 人 0 出 差は 5 耳 50 は た委員 監 カ 10] V 6 . 獄 n iL 6 \$ 共 は 胜 ふ方 たの 出 出 でも 併 ありま 一向 布 あ は 曾 和 カコ 0 地 らは の中 りな 委員 क まし し日 较 3 か 點 生 以 カン な から \$1 05 0)

惨憺の結果でありまし 8僧の結果でありました。今日では皆さん内輪の方々でありますから有りの儘を申上げた譯で、なりに其場所を濟したと思ふ位で其時には盲目蛇的にやつたので決して樂にやつた譯ではな 甚だ恐 に堪 H に苦心 えませぬのでありました。もう少し私 縮に堪えないといふ威念が脳狸を去りませぬ。今日になりて顧みれ 本の関威を輝かすてとも出來れのであらうに自分が しまし た譯 でありまし たっどうか が力があつたならば一層日本の釈 במ うか 其 場だけ 無能 は濟 の為に思ふ いませ ば能く 一様に 8 況を紹介することも 紹介 > から 0 得なか では質 面 皮 つたの v いも曲 h 苦心

全體ではありませぬ。イングランドとウェ れまで耳にすることが少かつた、獨逸のことに就ては詳 少なかつたから中に御参考になることもあらうかご思ひます。御承知の如く英國には英吉利ウェ に監獄局とは申しませぬが監獄の事務を取扱ふ一部局がでざいまして、事 ンピクトプリゾン」即ち重非監といふて宜いでせう刑期三年以上の受刑者を集禁し一は「ローカルブ ンドとウェ ます。その中一人が「チエアーメン」と云ふて監獄局長に當 グン」即ち地方監獄又は輕罪監とも申すべきものです、之を監督致しますのは内称省で日本で申す様 ングラン 是もも 17 、愛蘭土と分立して居りまして、大英國と云へば是等を皆含みますが、只英吉利と云つたのでは 関することはこれで止めまして英吉利 う諸君 の監獄を監督して居るのですから。私の申すのはイングランドとウエルスの事で大英國ルスのとを云ので蘇格蘭土愛蘭土は分れて居ます、倫敦にある内務省は只イングランド ドとウエルスを稱するので、監獄も亦所管が分れて居る。英吉利の監獄といへばイ が疾くに御承知の方もございませうと思ひますが ルス即ち英吉利の監獄は大體二種に分れて居つて一は「コ の監 獄の しく承ることが出來ましたが英吉利のことは 大體に就で御話し申上げた つて居るのです其 、比較的英吉利のことに就ては是 務官ご稱 次に 書 へる者 w 記官で と思ふのです ングランドさ かず 巡閲官を 四 人でござ ングラ ルス、 0

20 送つて來る即 のは刑 です。 から逢 唱ふ ポードランドとい であります。 監獄行政のてとに就 なつて居 S つて距 る譯に参りませい る者が任命されて有まして常に監獄を巡閱して監督を為し てある、 て仕事で分けてある、そして日本などゝは遠ひなして餘り距 期の三年以上のものを拘禁する所で、輕罪監と申しますのは 重 は必ず巡閲 で事件に依り 管内を三部分にみち其 へぬ暫く 罪 関を掌 る者 ります 外監とも 重 から ども申す 5 为多 其外の役人以外で監獄の所在地に監獄のことを適関し且 り、私が或 他 集治監のやらに他より收禁しますから千人内外は拘禁 罪監の内二ヶ所は極少数な人数が置 待つて貰ひたひといふことでありました。 0 一人書記官補 ふ所 地方監獄 すると 一人は穀海敦育のこと、一人は衛生並に監獄醫務 て相談することになって居る趣でして却 て分掌することになって居る ~ 0 所 重罪監のエー ますのは六ヶ所でざいますが 6 参れるやうであるから巡閲 が五十九ヶ 融 いふことでありました、且毎月一回巡閲するとい では 獄へ参りなした時に地方の評議員 倫敦市 一部に といる者が一人巡閱官五 11 所ございます。 ルスペルとい 内に五ヶ所監獄がござ 一人づゝ部長とな ブ n の監獄外二三ヶ所を見ました。 ふ所を見ました。此重罪女監は倫敦から一時間ばか 監獄 の頻 • いてでざいますが 即ち巡閲官五人の内三人は總ての緊獄行政事務 其中の一ヶ所は女監です、重罪監と 人 つて之を監理 や出來る の数もそれだけででざいます。且 其內 地方の いますが倫敦市内の監獄は勿論重罪 々巡閲といふ事柄は頻々行はれ 0 かず 内外相待つて監獄 一人 便宜がございます。私は總ての 評 MI 今來て相 其以 は遠く する 議 は のことを巡閲することに して居り 員は 書記官が 評議するため「コンミッチ 下の短 、巡閲官は其分擔を場所 外の三ヶ所は 英吉利の監獄は巡閲が つて此點には非常 なく 一週間に 談中である、 一刑期の 汽車の便もあるから 0 12 て居 一度は鑑獄に來て 改良を闘ることに 協議 を拘 方 9 り日 から から其 申 せるする 禁する所 しますも て居る塔 中である に重きな なつて居 本 1 では 行 など 完始 處 6

演

(-=

なし

34

裁を英

25

V

v

0

す

兎

歩と

良

U

ます 築し てとの て居 獨居 髪臺などが P 0) 極 の方 たの 12 うに つて から によつて監房 な 出 ませら なつて居 のも 对 + 制 かず 私 A ある # 晝間 の見 82 成 度 む k T やう とな 宛 年 6 0 3 丈 た所 0 を豊 0) る所 加了 房 11-です。 工場に 0 ار 0 3 0 でれ て居 では 監房 さうででざ 代獨居に致 す 力了 v 0 期 でき 歐房 るやうに T る。 出 H 私 0 カゴ 違 本 りせ 短 から で をさせる カン で V の見た かかすっ 0 W て雑居せし は監房 21 晝夜獨居 工場 やうに ます てあり 8 います、 度 一して居 てある のは監 中で ボ す 四疊半位 0) ます。 0 1 てはさうい 中を狭く區劃して戸を _ 0 りました。それ 5 6 房 るやうに見受けまし で出 一房で仕 0 方は U 1 ٤ 即 內 獄 ラ で し其 なして變化が來るものであらうと思います、 ラデル 倘 ち夜 を見 をさ 更 左も 或 12 2 來た の所もあり 八中でも 1, 事をさ 其の 五 * 種 て日 なけ 間 0 ふ譯に参りませぬ ヒヤ せて く勢工 のでな 類 如きは 獨居 も六 他 即ち で私は感じましたてとがござい の者 せら 幼年 本の監獄 n の監獄は獨房で有名なる所に拘らず在 場に 三疊位 ば監 設したのはでざい v n は 晝夜 ft 期 弘 42 夜 0 もあ 房 建 成 の所 年四に 間獨居 短 獨居 て其 ときは工 と違ふと考 内でやら 0 L ります。只亞米利加では て隔離をするといふことに 種 S 者と の二種 かず 他 T 類によっては もある。三畳よりもう少し 處遇其 00 8 の方法を以 就きましては になつて居 せます。 カン < 場に出し ませぬ で見 へたの 0 類 0 入監し 他の です は になって 見なせぬ。 たてとが は拘 監房 て外部 ても b ます て來た 3 54 内 利 他 、これ 0 0 12 0 0 b 准 當 夜 分 0 1 で L 獄 ど接する より見え 意 初 間 方 なるので を拂つ て夜間 は獨居 は英吉 の内と であ は に二人 は T 時 建 V V 築 6

(三二) 問ふと、 より ない しも ででざ 3 す な 何に で 0 T 獄 つたとき此 0 V 12 力; 6 0) 0 堅牢 で誠に 使用 ある カン 今之れ 2 モア ても H ば 2 V 为 ます。 さうです カジ 本 12 考 L \$> 1 S E ら却々 0) 0) して 4 美ましく へました てあります 17 處では逃 つ所 逃走の 改 監獄 H n 何 修 0 では るとい を加 監房 カ あ へきり カン よく 數 V S も二丈以上あ 存じました日 0) 0 3 27 たも より逃 近來逃 を話 建築は であります カン ~ 内 2 是な A 知 L ることは で ました、白 行 やうな 0 6 カジ カン カン することが出來以といふやうな事實を生ずることがある。 ませ 走し V げ 餘 串 0 T たら大に ぞは矢張り 南 て居ら た者 程 をさせることは出來ないのでございます、 所に寢臺を入れてあり只身體の通れるだけの道が たといふてとは全 除程 2 82 カン ものでなく、 0 つて つて除程高い 注意を致して置きませぬる拘禁制度と相 耳義は豊夜獨居を本尊ごする所でありますの たと 聞 がけ では費用がない 何れに致しましも日本と違つて物質上の た囚 驚人 V n あ 難 た時に かしい S て見ませうか 2 構造の關係上止むを得ざることになるの 人が たさうです 位であらうと思ふ、 改 てとですと申し あ 非常に堅牢であるから囚人 から容易に越えることは出 修すること 走 一く無 日本の木造を改修するやうな つたといふてとを L ので如何とも と其時 カン V かず けた者 といふ どう かず は言 まし カン 出 と聞 て話 水ませ カゴ 逃走は極め 葉をに あつ たてざもあ 開 仕方がないのです。 S L まし B たさうであ T V でし もあ て居りなした 是は餘程古く た。 て稀 が逃 來な。 反する様な結 てお h 設備は能 T ませぬ 走する 尤私 譯 で殆どな に、 るが でない ある S 監房内に於ても刃物 12 て後 カン 行 から 同 と云 Ł カン H 3 カン 位 監 E 出 6 果を來 立 V カン 42 出 T S S と云 聞 0 2 園に致しま 一來て居 3 來た 私 5 カン た。 T ことは 感 同監獄 5 4 め 監 から 度 て見 務 つて しは じた 夜 て狭 白耳 重 0 房 は 定 12 課 間 T 5 13 至 T \$ 小 女 世 如 0 豱 南 V

燥室 建物其 つて ましても 同じ方法 H はどうする のも 一度に 1 は カゴ 之れ 出 さう 洗 つて 是は 他 あ に 來るさうで始めの內 よる る h 12 0) を各囚 見 V から らてれ やうで T 設備 出 ili 歐 ふ風 出 週間 まし カン 1 T 乾す 米何 5 來る 來て居 12 12 1 あ 會 を以 からです n 就 ある やらに立 て居 す ふと各監房各 一之を日 て戻 から 配 度位は .3 ては 3 0 9 監獄 て破監逃走することは無 h カジ から ば 行 ると直 5 概し ませう、 迚 ます。 2 H V 本で n た ど取 着物が 本 和 派 13 . 4 たもの は私は疑 に出 比較に て柔順 行 間 英吉利などでは千 かす 恶 囚人 締の人が斷 爲に つても 製より 現に監房内で鋭利な及物其他立派 一外て 取 生上 は カン 非常 なら よりは 持ら つて居 であるやうですから不規 やうす せる 用 カン 居 立 の注 づい 其 す所 度 て、 に清 受持 派 礼 ね。殊に建物 0 0 却つて柔順であるらし ると な大 言します h です。 意 方 0 ましたが 潔上 それ は獨 引替は かず 看 設 v 引受け 四百 守 V ら少 カ> 1備 2 かず 設備 り監獄 カジ 12 と聞くと、 亞米 から 出 一翼づく 便宜を得 人の多数を拘 出 は一層羨ましく感じまし 其 て衛 は立 T 設備を見ると出來得 取替 共が見ては 利加も 一來て居 得 始 生上 末 派 か 力 ることであらうと信じた譯で す を謀る 囚人 に出 へられ 6 を >る 逃走を企てる者もなく逃走をする 英吉 つて蒸汽 第 すると 12 ぢやでざ v を 禁 注 來て居る な器具 其だ危險に 多 3 L 意し之れ 塢 0 或る者は 4 n 生 て居る所 のは設備 V カジ 歐羅巴 力で乾 上 2 7 いませね。 少 には やうに軽 來て用度 ることを信じます。 v には除 思ふ が整 利益 しも符節 で仕事をさして居 カン tz カン でも 関を利 と思ひ すっ 力 0 です又洗 8 のです。 多 ふて居 一週間 便 の方から受取 強くし を合 どに K 用 天 重 ます さを 倫 111 **4**) す 77 るから 15 來て居 したやうに h 濯 て持餘 他 つて居り 要するに ます な 0 ば 場や乾 回は洗 6 V 四人 3 都合 聞き 手續 る。 b T 回

九 6 百 0 設 備は出 3 と思

21

慕を發 うどす とすれ から らださらですが 8 走もしない 3 あつて點けてある 0 務課長 造る時 答 に看守を呼ん のですから 設けてある す即ち死刑囚 新築せし監房 瓦斯と好一對です英吉利 ~ いたも ばこれ て居 から つた者 n からの ば費用 にさう 燈 妙に私 b に更へる必 の姓名が らし 0 bs 文 且 11 が餘程 す 一つ夜分 入甚 がある 一の死骸だけは監獄の 話であつたが の一部に電氣燈を用るてあります。其 瓦斯を用るて居ります、 で監房の戸扉 監房内には小便 V て監獄 が囚人がい ふ風に造らな つの方法であろうと思 が威じなしたのは大便所 一だ煩雑 私共が 彫り付 力> 便所へ行く 其死該 要がない 内に くりませうから矢張從前の儘にやつて居るのでせう、 であ 考 を開けて貰ふのみで、 けてあります其譯 では電氣燈も盛 モアビードの たづらをしない、それ へると監房 ると と盗ん つて且 をする便器が置 かつたので今更之が といふて居ります。そ 者は幾らもない . 内に つ危険であらうか だもの 2 英吉利では 2 ひます尤各監房 を一々出して 恭 監獄では といふもの 17 か 12 つてある、 を聞 行は V なつたさうです あると云ふ事 0 てあ 模樣替 又瓦斯 远斯 でさう面 32 . 石 力。 殊更看守 てある 連 て見 油 為 3 37.5 と思 だけ 英吉 れか ラン 10 から 内 n 弊 燈 安 76 1= T ると嘗 實 が生 行 倒 で大便 5 カジ 設 0 L プを用るて居る è V 出 から Ŀ 來 H から T 0 て其埋葬 もう一つ英吉 電氣燈より 皆手の届 1 から からです尤「ベントンビール」の 75 n 13 厠 死 3 T じたてともな 0 ば 霊獄に限 は危險であらうと思ふ 中日 は監房を出 0 v 刑 墓 いと申てつ 4 尋ね のでござ 充分でありませうが M 地 大分久しき前 張をして居るてとは 地 0 かず 3 つて 數 4 12 4 やうな所に硝子戶 て見ると 、如何 接す 瓦斯の 利では 力; 造作 際房 にあ 燈火の如きも經 まして中 僅 いませう又それ いさうででさ 3 カン 各翼 りたる 一般った 力 もないことの で 0 12 E ことで も左 あ かず 央の ず 厠を 0) 3 ~、最 つき 様です カン 時 かっ 2 3 左 な 便 力5 6 V あ 濟上 所 融 爱 左 6 12 ま 初 \$ v から さらう 英吉 しゃ 監獄 やう へ参 なる す。 8 獄 75 かず 3 あ 2 10 כמ V 0

演

(五二)

(七二)

72

のででざ

V

ます

依り出 其出入口は鎖鑰を施しあり事務所迄行くには關門 て居て、一人づい這入るようになつてある。 を這入らなけ つて居ります、 ひなす。それ 室 ふことに聞いて居つたのでありますが決してさうでない、各監獄とも風呂の設備が餘程 から 出 の建築に戻りますが 來惡いでござ あつて物置に す は やうなてとも出 感じな n これなどは寧ろ監獄の峻 ば事務所其他監獄構内 から又私共が考へて居りましたのと違つて居るのは、 成で居 v 乍去是なども英吉利が舊慣を破らないと云ふ一例を見る ませうが参考とすべき構造法と思ひなす 來ないし内部か 英吉利の監獄では表門は常に閉鎖してありまして其中に今一つ鐵 るが之なども餘程便宜に出來て居る、 へは這入れない らでも外部からでも容易く出入することは出 嚴なことを示す譯でせう、 却々清潔法は能く實行致してありまし が二重になつて居る、これは各監獄共同じ構造にな っそれ であるから日本のやうに表門から在 地下室の設備などは日本では場 即ち一つ門を這入つてもう一 外國人は餘り風 ことが て威服致しました。 呂へ這入らない 出來るだらう 來なせぬ。 棚 能〈出來 を設け つ門 監人

向ふの それ は多く 人員 日日 がて職 就 T カン 方が ら監 職員 なつ 員 0 一人にな て居つて 走の憂等も 職員の ますで豫算人員は少くなつて居るから五 は在監人六人九分强で一人の なつて居りますのです 輕罪監の方は八人六分强に當 數 合に少いようででざ つて居ります。 輕罪監の方は ででさざ 少い 為に いますが 少な 人を減じるとい 日本の , vo 75 • 英吉利 います。これには色々の 英吉 重罪 極最近即 3 監の 員が 利 の全體の職員の數さ日 では重罪監を輕罪監とで大變違ひます、重 假に重輕 ふてども ち昨 方では典獄以下總 人強には v てある 十月の 罪監合計 職 やうな形になります。 事情 在 S 員一人の ませらが 监人員 した数 て籠めても在盛人五人 本 もでざいませう、監房が堅牢で のと比較 割になるのです。 で によると在監人七人 職員の定員とを比較する それのみならす事 L て見なすど矢張 算所定の在監 槪 罪監の方 强位に 七分强 してあ 務上

である 命 さますど全く解 Ħ 0 0 ますのです、 うなことはな なくなる ふことが うなるので此 てとだけは餘程 しくなつ 自分 事を助 てと かす 為に規則 もある ことも 犯とい 17 ける 私が ては悪く 人数を減ずるとい v やうであ 餘り其間 -を設 9 T 青 て之れを攻 ふてとが V れは 0 3 S 。 各自 ふた程 は 會の風 H H: 准 6 が親 餘程 て監 るの を重 せなな 務は 意 て人 なからうか な S カゴ 少い 弊の しく 學ぶ 督指 責 て解 • いとい 數 して之を蔽 本分を守るといふことであるから囚 んずる點 任を重 譬へば を少 しやうである カゴ 生ずる さらな 2 揮 非難することはしな 。 役人も命令に服從 2 見んてどうも役人と囚人の 懸命で之を辨して且其職務に熟達する其 べき點であ て居 といふ感じもしましたが 主因になるのであろうかと思 する必要もない、 h 風が して用 が第 課の人 0 やうなことがない ずるから従つて其人 3 へば公徳心 T 一人數を減少する所以であらうと思います。それ ので用務を運ぶに あるようです。 るど考 居 から 辦 であると二課のことも三課のことも解 3 カン てあるようです。 て職 らし ~ から 3 發達 0) S 隨て監督者を置 7 0 念慮が强 員が責任 甲の らし で L 自 便宜 分 • 間 に物を任し て居ります あります。 段々見て 事務に從事 馴 0 0) 懸隔 れて妙 V A N 仕 である を重んずるといふことにな ある 事 なす。 人數を少くして用 から一つの命令 は四人で から かず く必要も 参り な て置 氣に から秩 かっ 夫れ これは責任 代り つて した人に 8 v いても 開 ので 合 知 定に從 序も自 W 12 は v M な 他人のことは顧み 人と へ事 なる 馴 V な せせねが て参るとい 間違ひが 就 575 から n 各自に を重ん 3 出 かとい 過ぎは 役人 らな て其 務を煩 辨するとい 7 つて 自分の 0 職 12 私 雑に 本分 つて居 てと ふ威念が が始 ふと せねか 間 カン ずる • 掌外 自分 5 から V 25 0 車 結果か は 5 め する必要も を守るとい のこさを聞 常に . い他 0 12 どうもそ 0 の所管の 入らな つたや 友達ら のやり て、 違 5 て置 らそ 人の V から H 7:

(九二)

良否も 感じましたので に形式丈看 がやるのであると申ます、上官が會 するとは考へない にさうでな に威化矯正のことを説きますのにも 行し得らる」を思はれます、 なつて總て統一といふことは飲けるだらうと思ふのです。 た命令を非難攻 なすし るさうででざいます、それ が即ち行 るやうな形にもなるだららし事實親しむのでありませう。 つても同じ言葉を用ふ、上の人が囚人に向つても言葉に差がな w 守長が目を通す趣です、 前に札が懸つて居つて等級などが分つて居るが なしく感じたのでございます。 感じたのは言葉に就ていありますか、上下の區別が言葉にな ございます、それが為に大概間違が起らねそうです又因人の方でも看守が悪いことを英吉利の人は任されて信用されたら信用に違背するやうなことをしないといよ風にな 狀の等級になる。 話を聞 撃して居つて囚 此點は除程學ふべき面白 かういム風になつて上下一致することになれば人も て見てもないやうででざい 役人は役人で互に信じて居るのであるから任して置 斯ういふことになつて居るので受持看守が悪いことをするかと云ふ 人に對し 大概看守の報告で濟んで仕舞ふやうでして。受持の看 議を開いて更に審査するかといふとさうでないとのことです 効果が顯はれ ては自 いてとだと考へましたので、 己の命令を守れてい るのではないかと思い まして、 誰が てれ さういふことは 主として勘 などは國情の異なる所以ででざ 此點は つた所で御手許 ます若し役人が自ら いから自然總てのてとに親 減るが總ての 斯くなつててそ始めて囚人 共が参りまして一 査するのかと聞 毛頭ござい から看守に向 4 四人の ませい 守が W 0 やうに ふこと v 看 守の 2

然るに囚人の犯数に就て聞 なつて局 一ヶ年だけででざいなすが 50 して見ると初犯は三分頭で再犯以上は七分弱になるので餘り日本と犯数の ででざいですが、百人に就て初犯者は三十八人强再犯以上いて見ますと在戦囚人は再犯以上の者が制合に多い、私が 一の累犯者が、只今茲に持

のです らでもありませらが あるが今に使用されて居つて統計表の上に載つて居ります。斯ういふ懲罰法も殘つて居 計を見ましても極少ないやうで百人に就て通常八人何分になつて居るやうな譯であります、 けでは何ともいへませぬが、其割合は百人に就て八人であるから八分である。 此おさなしいのが服從の感念を備へて居る結果であらうと思ふたのです。獄則處分などは數字の上だ もあるはうででざいます。私共が鳥渡行つて見たとけでは判断も出來ない譯でありますが 從つて犯數も多ければ刑期も長くなる譯でございませうが、 男の方では ます直徑 は妙な處罰法 た所 0 十が それ るのは不思議です。 至らないと當局者はいふて居ります。 ない大概暗室に入れると良くなつてそれからは暴れるやうなことはなく謹慎するから此間 三分大の九ツの麻綱で作りたるものにて長さ二尺五寸位持つ所は東先さは九ツの房に では、をとなしく仕事にも從事して居るやうで、比較的能く 綱の方は答 柄が多い所でございますから、斯の如く犯數が重なつて居るものもあつて二十犯以上の者 一人に就て五十七人女の方は七十八人餘になつて居る、日本より比較上女囚が多いやうで やうに思 多 で腰部を撲つのです。未成囚年には河柳の様な枝の有ものを箒のやらに東ね之れで撲 が残つて居りまして。「ケツトナインテール」と申しまして直譯せば九ツの 限で未成年囚には二十五が最多限であります。此懲罰は今は餘り用ひぬ はれ ンは誠じない、 刑と始んど同じやうでして撲ち方によるこ肉に食ひ入り血 假にバンを日本の米麥飯に對比し得るとせばこれが主要品である ます、併し之を男女に區別すると向ふでは不思 誠食處分などは日本と違つて居ります、成程これは食物 副食物を緘じ鹽や水をやつて置 現に處罰の一と致しなして英吉利にかういふ所 隨分盛に酒を飲むので飲酒から犯罪が起 働き柔順なやうに感じたのです、 くとか成は粗悪の物にすると 議に女の方の再犯 十人に上つたてどは統 が出るさうです撲 といふことで の尾となり 英吉利に なり居 に處 0

演

(-3)

て居つて 業費と 開に 職員の 50 費用 事をし いて居 かず を造ると言へば素品は 8 0) する は外から 35 0 至 文者にもそれ 用 文 tz つて又盛ん いふ目や就役費といふ目はございませぬ。 たらよからうかどういふ仕事を拵むたら宜 を裁 する品 かず 事 的 でなな る方 で ば やうには かず 出 縫 **變更するやうなことは** も多 H カン に至る 非常に かり 法 3 造 つて て來ると云ことになつて居つて日本とは變つて居ります。 物を作つて居ります、 千五十 て其 作 手 するのでなくし 12 v を作 かず 参りますまいが参考とすべきことう思います、 段 考へて居つたのでありますが、参つて見ますど案外であつて 業は總 或は各 相當 短い -を講するのであるといふ議論もあるやうであるから、 事 利益である。随分澤山の仕事をして居ります。歐米の監獄 處から配布 かず るでさになつたら其目的は達することが出 九人三年以下は十八 です。 の減食處罰と比較すれ 年 出 豫算費目より買入れ遞信省其他諸官衙よりは材料を提 て官司業になつて居ります。官司業と申しましても 來ます。 監獄 間 0 新受刑 して居 假に刑期の の需用品を一ケ所で製造 て諸官衙の需用品の製作に でざいませねから 監獄で作業を囚人に 課するのは本人が 斯ういふ風で總て毎 るような次第で、 者は十八萬五 萬四千幾らとい 一例を申上げますれば千九百八年四 材料は多くは相當費目から拂ふの は穏當の様 からうかといふてとを憂ふる心配はない。それ 千三百三十六人あります中で三年 仕事を當嵌 總て諸 年製造する分量 する現に英國の 應じて居るのです、 に思は める上に於ても 官衙監獄 それから作 來ぬか になります此 ます、 又は感 監獄では利 から も知りなせぬ 或監獄は六十 さういふ # は 仕 却々 便宜 月 獄 供 事の種 化 0) で、 では 三年以 後そ b して來る 院 -其他 H 方 で 益を取 監獄で ケ所 1 カン 類 どうい 6 17 慈 12 27 から 善的 よつて 0 定 重さを 重さを らな 0 T 九百 ると 需 宝 信 他 V 用 * 業 で 5 0 省

もよく 又四人 なす 務省 の種類 監獄を出 譯であり を與 H には僅 類を異にして居ります。現に私の参りました「ポートランド」重罪監では さいふことは 0 か 又重罪 から廻し つて Ł 一週間 みり居 査は致 の科程 のみ 2 . 高を 概して: になつて居りなすから科 T まなす。斯うい カン 志を給す 第 斯らい から 監になれば に重きを置 毎 てあ りて其分量數量 しませぬ、 は英吉利では各業種毎に定めありて日本よりは一歩進んでチャンと印刷して各監獄 H 期 依 に る、且 何をしても食ふことが 勿論ですが は 製品 ム採 6 業の種 つて最多と中位で最下と三等に分けてあります (H 17 て除計やるといふことでなく 三日 照ら 十二志を超ゆるを得ず第三 下等である、第一期の時には は 點法 かね 智熟期間を與へることも出來ますから多少其邊には趣を異 用 元來陸海軍省でか遞信省でか 類を選ぶといふことは寧ろ需用品 といふ刑 し、マークしを與 1= 度係の方へ看守から廻して居 作業の のでも宜し なつて居 功 で刑 時々變動しませぬ びま 程 種 期の の最 す上 粗 か 3 如何に いかと思はれます、併しながら仕事も 出來るといふことになるので、 から 多分量を爲したる者には八點中位を得たる者は七 には \$> 0 ふる様に機械 v 8 H 本人が 拘はらず勞働とい でざ からして仕事を練熟 本のやうに毎 期 行 ゆへ印刷に附し V では二百 賞興金は 狀等 監獄を出 なすっだ 注文先きが 級 的 る、おうして一週間毎に働き高を記 12 か の種 四 第一 出 やらない H てか から + 來て居るから誰でも N 類に左右せられ 2 課 期第二期第三期 、但一週間科程に て廻してあるのです 凡を定まつて居るから製造 ら助けになるとい せし ~ 威念勤勉と H 表に 本で 0 其主意から割 第二期 むるとい ク」に付 働き高 V 石 切 重 v 0 を記 て居 の仕 留刑 罪 にし 感念を は M 帳し 111 出し なつて居りま を輕 3 ふも 事をさして 間 百 期及 傾が 來はす且 面 て居 かず 12 て置 して なすれ のに 罪 14 點 が監とに ありなす、 3 1 英吉 する くことは 點もあり 重 0 す して置 I. F 居 ば きを n 7 賃 17 は六 利で りま L へ内 て其 仕 ば はは な T

規定になり居 まして諸官衙 ます。 ら反省するやうにする。 3 るといふ譯ではない英吉利 V 自分 授業手は各工 少く かといふご注 日本 報があるさい 3 T の損に 無暗 H. と恰度符節を合し 看守と囚人の間もさう圓滑を缺くやうな事もないのである、併し此 ひます なつて居る 又各自本分を守る観念を有つて居るから强いてやか 本分を守るといふ點は 12 82 お前 0 級では普 3 なる、 から一面 注 塩 意はするとい から ふてどを自然的に自覺的に観念せしめるといふ方法を取つて居るのではない は働 文品 に居まして て居る いので却々 一期で から毎 皆 本 かなけ 夫々專 かなければ「マーク」が減つて來る減つて來れば其者の待遇が惡くなる、詰り自 を引受ければ相當 には土 0 賞與金の外出監の際特に惠與金を給す但犯数 督勵的 は二百四十つ たやうに英吉利 如〈 H では乱 製 看 門の適任者を傭 カゴ 作 守 ますが ばならぬ料程に に働けと云つたり行狀 H 0 から 業の 方の教授を為すは勿論製造品 本に於ても學んでよからうと考へます。それ 會 耕作地を持つて居 つてあるのです恰度 から 却々 種類及働き高に依 べるといふてともございませいで さうい人仕組になって居るので甘く終る ルク」に付二志六片而して以前 の品を拵へなければならぬから、 闘りて耕 の監獄でも構内に空地さへあれ 看守が ひ入れてあるようです、又私が見ますに向ふでは軽勵 達 せぬと 少いから手廻り悪 方を るやうな譯に を良くせよと云はんでも能く働けばそれだけ H りーや いふやうな仕向でない、 數 の監獄 なしく云はんでも宜い の精 面には 分 を見るやうな心地 v 否も監査しまするが 何厘といふ計算を為す扱よりは餘 かっ 刑 よりの給與高を合計し三磅 82 期に 大に手が省 出來ない者は ば日本 菜の補 相當の授業手の必要もあら 從つて耕作 事柄は何國 り其金高を異 の監獄 のであらうと思ひなす から尚は私 出來ない者はどうす けなせろ、それか 點數が でも 0 致しまし で近 ると中譯 H つて自 應用 本と遠 かざ考 少くなり が出 然喧 つて

要す 3 上 27 は 意 て居 3

30 中英吉 注意 るとい 六時間以 泳 てあ かっ 助と 10 L 3 教的 週間 17 2 かず 利 6 から て見ました になつて居るようです、省て日 ます 内 n 内 加 やうなてともあつたやうであります、 では深く の関係 て活 のエル に六時 即ち 込 成 年 ひといふ風で決して優 動の時樂器を用ゐるの てあるといふこと 一日 に關するてとを申しませう英吉利 するのでありまして二時間又は三時間引續さ烈しく運動してれ 7 かが 間 留 カン イラ感 意し の者 成 ら時に樂器を加ふる場合はあるようです 位授學する所 に一時間それも全部でなく監獄によっては 英吉利に には て居ります未成 取 院では樂器を用 かり教 て私の参いた處では音樂を使用して居る所はでざい は日本で聞いて居つたのとは 違つて居ると感じまし で 17 ですが 多 育に 就ては英吉利 柔のやりかたでない、 本でも未成年者に教育 人により其必要に應じ 重さを置 年者中十六歲未 運動 ひて居る 斯う云ふ點も の種類が遊戯の ばか では幼 V T りで から エルマイラの樂器使用は ないようです 滿と二十歳 年 なく各 一囚に 囚人や威 かず 歐 主義を取り音樂をやらすことも て授 一週 様な運動でなく誠に活潑 米ではどうであるか 教育の一方法とし 國 しまし 學する 間に三 未滿 共 化 生に對して樂 ifo とに T のです、 時 區別 て其 間 又は が濟む 大部趣 に就 数 て居 て樂器を使ふ なせぬ ど思 育 T 育 時 時 る T 54 と直ぐ か一般 つて 間は やうで よりは 0) 間 で £ の處 一週間 つて威化 0 實 必 12 て居 要で 所は 教誨 は少 寧ろ 方に 注 意 カギ 4 金 V 0 T 12 堪 あ 13 あ

要するに今日では未成年者の扱に就ては餘程能く注意が行届いて居り、此點に就ては詳しく申上げる程のこともございませぬ。 は大概プロテスタント数とカ 1 リック 教と猶太教との三種に區分し て居るやう であ 3 bi . 别 12

演

尚は改良施設しついあると

(三三)

くかっ 善舉 歳まで養育して居るので現在人員は二百十人餘でありました其費用は慈善家の寄附金と巡査の奉職し といふてとになりますが 府からの補 よつて出來て居るのもあり色々の種類があり種々になつて居て統一は致して居りませぬやうです、 ことも矢張り盛に勵行せられて居るのであつて、 二百八十磅)の殆んど半額です。威化院や「インダストリアルスクール」の經費は政府から支出するば 其經費は三十萬六千八百十二磅日本の金で三百六萬八千百二十圓になりまず。監獄費(六十七萬三千 化事業の如きも英吉利などは有名な所だけありて却々能く施設され實行されて居ります、威化院は四 立するとになれば監獄に就職希望者を増し職務獎勵の大助となるでしやう私は我が同僚間並に監獄協 だらうと思ひますから一擧雨全の策と思ひます。これに就て感じたのは監獄にても同樣の救濟機關を設 高は地方によつて一定して居らぬのです此の如き救濟事業は一面慈善でもると共に、一面 て居た地方より小兒一人に付何程と出金することになつて居る。其金員とで支辨するのです尤其 死んで母親が其遺兒を養ふてとが出來ぬとか かりでなく民間よりの客附もある譯であるから經費は乏しくない譯であります。保護事 十ヶ所ある其他に「インダストリアルスクール」といふのがありますが いふやうな狀況ででざいなして、犯罪減少といふ點には餘程重さを置いて居るやうに認めなした。 胸するといふことになります即ち後顧の憂がないといふことになるから自然職に殉する者が多くなる があります私は見せて貰ひましたが婦人の管理せる廣天な建物でして巡査が職務に殪れ 業は除程發達して居ります「 る處では四千磅と云ふ額は多いのでないのです日本の獎勵金に比較すれば日本の方が却て多い 助金は四千磅 即ち日 、英吉利にては左程獎勵をするといふ必要がでさいませぬでせう。 本 レツドセル」さいふ所に酸化院がありますが其 の四萬圓といふ金額になつて居ります、 、或は父母共死んで孤見になりたるものを收容して十五 保護會と申しますのは七十ヶ所程かりなす。 、それが百三十二ヶ所もあつて 、英國では物價の高い金の多 處に巡査の孤兒教育 業と申します 職務上を懸 或は病氣で して慈 宗旨に 出 政

办 好機 會ゆへ て一考わらんことを切望して止まざるのです是などは監獄事務には直接の關係はございませぬ 一言致し置きます。

で申上げたのですから甚だ要領を得ませぬのに清聽を煩したのは赤面の至りでございます、何れ又亞 以上申上げましたのは御參考になることもありませぬし實は有觸れたことであります上に、 加 に関することは他日お話申上げる機會もあるかと思ひますから今日はこれで失禮致します。 取摘ん

犯罪防遏に關する三事業に就

近來我國精神界の一部には不健全なる思想蟠れりと見るべき傾向あるより曹洞宗にては今回大に各地に活動せん為め先づ其一着 左の如し 賞首より布並及教育上に關し特に訓諭し内務舎司法者文部省等の営局者の出席を乞ひたるが十八日間席上小山監獄局長の談話に 手さして本月十六日より三日間巡回布数師及歌師に從事せる布教師等を芝區背松寺に召集し管長大水山永平寺賞首大水山総持寺

於て、 せの付きます以上は、罷出ますと云ふ御答へを致して置きましたが 思いまして遅れますと云ふやうなてとを電話で申して置きました處が其の相談がなか すから、 参りましたやうな譯で準備もありませず、又長く御話をする餘裕もでざいませぬが せぬで迚も二時 先日より皆様 朝來重要なる相談を致して居りました爲めに一時半と約束を致しましたが迚も愛れますまい 別段御話をする事柄に於て思想を纏めると云ふやうな暇がございませぬ、 や二時年で終りさうにありませぬから、 お集りの所へ出て、何か御話を致すやらにと云ふ御依賴を受けて居りまして、時の繰 一應中止をして貰ひまして此處 、御承知の通り議會開會中であり 殊に今日 折角御 一へ駈け 司法 かず つけ 承諾 付きな 省に 女

(五三)

(七三)

のでありますからして、

謂ば出鱈目に御話を致して、幾分の御参考になるならば、

幸だと田

一面御觀察 と申しますると、畢竟社會より犯罪を騙逐する、犯罪を防遏すると云ふてとが職務なのであります、 私は今御紹 になりますと云ふと衆生濟度を以て任とせられる諸君と私とは九で方角が遠つて居 家になりました通り、 司法省の監獄局長と云ふ職務に就て居る者で私の職務 は何である

察が使用する金高は之も刑事に付幾許と云ふことは分りませぬが之も莫大なものである、 であります、 刑罰を實行する目的は古人も言へる如く無刑を期するのです犯罪をなからしめんとするのである即ち ふ云ふことを申して居ります、其の三つの兄弟と申しますのは何であるかと云へば、 うと信ずるのででざいます。 やうに考られなすが、 に付て御話すると宜いのでありますが 生濟度の一部分であると私は思ふ、其の一部分に於ては諸君と私とは職務を等しくすると信 こともありまする、さうして此の犯罪と云ふことに付て、 事業がある其の三つの事業は犯罪の防遏に付て兄弟で互に相助けて目的を達しなければならぬ、 目的を有 と云ふことは記憶して居りませぬ のことであろうと思ひます、要するに犯罪の原因は個人的にあることもありまするし社 出獄人保護事業此の三つである、斯ふ云ふことを申して居るのであります、 ぼ一年に六百萬圓、其れから裁判所の費用ででざいまするが、是は刑事に付て費すてとは して居るのでございますからして、 それ で御話を致しまするにも縁故のないことでない、のみならず其の部分に付ては同一 其の質は決してさうでないのである、監獄は刑罰を實行する所でありまするが、 私が無て考へて居り又他の席で申しましたてともありますが が恐くは四百萬圓に下らざるべし合せて壹千萬圓其 . 時間がゆるしませんから、それは今は申しませぬが 私の職務上の御話を致して幾分の御参考になるであろ 日本で國費を費すてとは莫大なるも 威化救濟事業、 犯罪 の以 0 世に三つ 前に 原因論 皆樣御 ずるの

ことに付て働くのが前に申した三つの事業と考へて居る とも之を減少する方法を講じなければならね、犯罪を絶滅に歸せしめる、 滅に歸せしめると云ふことは恐らくは出來ないとすれば絕滅に向つて力を盡して絕滅の目 の生命身體財産 べきものである。 の害されることが夥しいのである、どうかして之を絶滅せしめなければならない 金銭で支出する費用も其の通り莫大であるのみならず、 又は減少をせ 犯罪に付て人 しめるで云ふ 口的を達 せず

ない、 さうすると一年中毎日三人つっ在監人がある、 れば分る話で甲乙丙と云ふ三人の犯罪人があると假定致しまする、各一年の刑に處せられると見る 罰を軽くすれば、 である、例 を減少すると云ふてとを目的にすれば、それは間違つて居る、斯う云ふことを言ふのである、 を減少すると云ふのなら、犯罪人を成るべく世の中に出して置けば宜い、それで在監人は減少す 従つて在監人は減るのであるが、その犯罪を減少して従つてを監人を減少することでなしに、 と云ふことゝは無論違つたことである、私の申しまするのは在盤人を減少すると云ふことを申すの 人の多いと云ふてこと、犯罪人の多いと云ふことは無論遠つて居る、犯罪人は幾等多くごも聞しさ 此の七萬人餘監獄に居りまするのを以て新聞紙上其 なければ一人も在監人はないのである、それ 序ででざいますから申しまするが現在監獄に居りまする則在監人の總數が七萬餘人でありま 6 ますが 犯罪人を減少したいのである、さすれば在監人が殖へて宜いかと云ふと、犯罪人を減少す 併しながら犯罪の一等國でない、在 へば世の中で刑罰 、是は間違いである、犯罪の一等國であれ 在監人は減りまする、犯罪人は何うかと云ふと、それは關係 が重 V. 斯う云ふことを言ふ さうでなしに、 監人は遺憾ながら諸外國よりは多いのである であるから犯罪人が多いと云ふことう、 0 他で日 、刑罰が重ければ在監人は殖へまする ば、我々は尚は更奮 子丑寅卯辰已午末申酉戊亥と云ふ多數 本を犯罪の一等國であると斯う言 はない、 聞しなけれ 少しお考に 在監人 在 在監人 ば るの 温人 n 名 なら は で V 0

(九三)

をし

T

犯

罪に

至らし

めると云ふと

23

多

20 であ

であらうと

ふのである

會 か

的

原 Di

12

いの

3

或 は

惡

性

はご

ざり

まし

因

と云ふ 私 3 でない 人間 入れ する A 、それに就ては感化監獄保護此の三つの三兄弟事業が が犯罪制少犯罪絶滅と申すのは在監人に就て申すのでない犯罪それ自體を絶滅の五十人は世の中に働かして居るよりは百人なら百人を世の中に於て働かさい。 少するので 敷は 保護 即ち犯罪人が なければならねとは多大であるが すのは其意味を廣く即ち廣義に於て申すので有ます、通常感化事業と申しますと不 のである、そこで即ち感化と云ことに就て十分力を盡されんことを望むのである 0) て置きますると世の中に犯罪人 を犯すことの て罪 此處で威化事 、不良少年を目的とする、不良少年を感化して善良なる臣民となすとを目 も其意味に於 一人である犯罪 事業と云ふるとに就ては私直接其 在監人を減少する策として在監人を減少することのみに働くと云ことは であるからして徒に在監人を減ずると云ふてとのみに着目して申すのでない 3 を犯さざらしむるやうに仕立てる斯う云ふとであります、其犯罪 即ちそこが私は宗 な 犯罪人を 少なくとも在監人は多い場合があるし、 丁業と申 なからしむるやうに一人もな 『罪人は十二人である、前のは犯 罪人は三人である けれ ども在監人の犯罪人が居る、各一ク月の刑に處せられると假定しますると、毎 て言ふのである在監人を減少し 減少する目 しますのはそれより廣のである即ち惡を絶やすと云こと 教家の任務で無かと思ふ、悪心の崩さざる中に 、併し私はそれ以前に於て犯罪を防止す は無のである其 的でなければ成双例へば、 一職にあるのである、此の二つの事業に就 いやうにすると云ふことは、何うす に處せられると假定しますると、 の方が宜いのである、 て私等の煩勢を少くすると云ふ意味 あると思ふ斯う申すのである 犯罪人は多くとも、在監人は少な 犯罪人が百人ある百人 監獄の方を 人をな ることを諸 的とする した 其 v ても皆様 13 V であ 方 n カン 、そこで いと云 な ば 私 かず 6 2 が此 宜 Ŧī. 0) v 良 3 0 罪を減 M 12 であ 13 君 0 3 御援 年 監 X 於 w 處で威化 12 0 て言 0 にし 監人を 切望し で を監獄 3 ある であ 助を であ ずる Ł 1 出 T 人 智

罪原因 ででざりまし でこざりまするが 思ふ すなら 務で私は考へる 入ら が餘 つたと云ふてとでござりまするから深く る處 滅に儲すると云ふ信念を起さざるを得ぬのである、 とはないと思ふ、宗教家がさう云ふことは出來ないとは勿論仰つしやりますないが も必要なとである、併し勿論さう思つて居らつしやるであらうが、それでは足りない一切衆生を 宗教の信仰の盛であると聞て居るのである、さらして見ば理論ばかりでない實際に宗 ば私は皆様の信任を問はなければ成以と思ふ、殊に僧侶の中から犯罪を出すに至り て善人となし又俗的に申せば忠君愛國の民となさなければ成ぬと思ふのである、それ T のは、實際日本で宗教心の盛んな所では犯罪が少い是れは事實である、即ち諸君の本 であると考へる、既往は致方がありませぬ のである、そうして善心を起さしむるのである、若し皆様が ば犯罪の減少が出來るのである、今一步盡さるれば尚は減少する尚ほもう一步進 、即ち福井縣又は富山縣石川縣の如さ現に犯罪人の少ない實例がある、さらし 12 むると云 御考へにならなけ 犯さ 曾 ても L 的 、若し皆樣御濫力で感化の目的を達するとを得ますれば他の職責がなくなる め 一ふとは 原因の多 方法手段 此の宗教心を皷吹する即ち信仰を高 3 惡 人 難しからうと思ふと申 12 V 2 ればならぬのであらうで思ふ すると云ふことが と云ふとである 云ふものが 變 はら は申しませぬが今日の します なけれ 多 個 が將來決して僧侶から犯罪人は出さ無と云ふ御 人的 n に悪性を有 ばなら以と思ふ、第一に御考 めしむると云ふことに就 所でろれは宗 ば • 語弊 是等の カン そんなとは我々に出來な つて居 あるか知 世 事 0 柄 教の效 中に に就は既 1 ない 6 於 力を他 ねかが T でも 昔 に多 て今の 通 へになり 社 b 1 所 て日 會 神 0) 0 時 から h 心らず ては實に 勢に は 教家 本に で Ш は宗教家 な N 見 盡さる の永 遇 論 办 T カゴ 於 出 から 0 T T 申 力 ては最 本 來 决 2 は皆 然ら は 話 通 + れば を 寺 宜 3 0 心 犯 6 12 話 柳 0 0

12

はそれを T T 學校教育と云ふとも入いるのであるが 務であ 論私の感 0) は * 見せる 教濟事業のことに就て 救助すると云ふとに付ても り長く らうか 0 化 Ħ なら以と思ふ信仰を進めると云ふとに なら以社會主義で云ふものも 我が ねられ 事 的 業で申 なり 面に と思ますがさう云ふ所 處に撃 の一つは其 日 本も入つたので ます H 言葉を換えて言へば中 るやらになりましてから ける すのは意味が 夕汲々ごして勞働に從ふも から 處にあらうと考へて居るの 譯には多りませれ 此處らで話を止 御話が 思ひを致されなければなら ある、 あ 此 つたらうと思 處では廣と申しましたから に留意せられ 井上友一君 此 所謂 處 めて 17 物 の人 根を有 質的 尚は一日 就 ても 文明 と云 U も先日参られて て居らんけれ てうと思 である、 9 まするし 之等 と云 0 であ 生活 ねと思 ひまする 即ち惡善救濟 0) \$ 威化 3 0 ば 即 少す 17 b: そう云 御話 ならぬ 困難 ち富者 2 k 3 0 から する者 と考る は深 あ 太 0 から 12 云 つた 意味 事 益 即 12 ち感 業と云ふ 1 あ N 13 と云 るを 0 8 3 で 即ち 免れ 8 h 2 る 0 は 御 で、 か 26 0 8 知 魔 りませ なさ 0 面 で ふてと 1 17 あ 17 4 留 0 5 和 諸 n 奢 最 で 至 カン 君 ¥2 T

Di 12 27 から監獄 すると云ふ目的の外に、 すること 事 に依 ると云ふ いつて、 監獄 來ず罪を犯して後 事 業は即ち私 てとを ない 未だ監獄の門を入らざる者 なる 目 臣 と云ふ職務を有して居るのであ 民に 刑 とするとてろであ の從事して居 罰 立 と云ふ國家 歸らしむると云 りまする 0 る。 力に依 監獄 即ち監獄に居る者の 職務 ふこさを努めるしてろ つて善心 ででざりま 12 於ては 監獄に 心に立する 論 歸ら 入 國 6 から ででござ ĺ 0 來る者を善良な 0 命 U n する 3, りまする そころ 良な 12

てさる 3 めざる方法 と思ふ つて來 云ふてとは の席 をする 多く 適當に取 配さ から を加 良 で 入入 12 ある なる ない 0 家諸 5 て居 は監 即 1 であ 臣民 つて Ł h T ち是は心 4 罪人惡人と云ふものが現はれて來る、 はなすまい、然し其れ程に善良なる人間は多くない、刑罰監獄で云ふものが ば分かる。真に善良なる人間と云ふものは刑罰 るの 獄 致 二度犯さしめざると云ふ目的 のをし 抑 ひなさところでありましよう、果して然らは監獄あると云ふこと、それ を聘 教誨 君 3 L とし 來させないと云ふに在ると云ふて宜し CI ~ やうにすると云ふ任務を有して居るのであ で から ては、 から 3 T でざ あ 師 さあ へすれ て罪 て外に歸へすと云ふてとを務むるの 置くと云ふ効能 の中からなすとてろの、 カン て、監獄教誨師で云ふ任 も居られると云ふことででざりまするが、そこで監獄 此處 を有 足らな V 何うし を犯さしめねと云ム效能 せす ば、 して居られ に於ても前に防止することが出來な からし は ても いで悪人が出來た其悪人を監獄に収 の目 0 第一に心を改めしめねばなら段、 * て、 なし 的は達せられるのである ると言つて差支な 體を拘束する 宗教家諸君が力を盡くさるゝに に向 て居るも 宗教 務を與へて居るのである 0 即ち刑罰 て進まなければなら か * のである ら見れば抑 有して居ると云ふことが 3 自體 で があらうがあるまい からうと思ふ 他の でざりまする 監獄あるが為めに悪事 3 の自由を奪ふ それ 目 8 かつたと 的は監獄 即ち監獄 末のことでござり れは逆に刑 客し は監 善心に立 なの てそ かず 獄に入 監 す 葉 である 0 12 狱 n n 入つて から 12 是 罰の 御分りに 12 は を善 過激 多 歸 0 n 5 出 勿 其 5 は 目的 T 3 75 0 居 1 まする 為 力工 11: H 度罪を犯 は監獄 自身が め 0 て居 9 32 0 する なす者 をすると云ふ 關 ね 3 なるであ 12 3 0 ば 罪 b かさ 55 8 に人を入 なら 27 まする者 點 0 4 12 0 5 は 獄 ふ仕 為め れま 2 らし て居 から らら 多と 21

(三四)

300 自由 誘因 てや をして女を見せしめな らるべ 切 惱を起す を除 即ち なる身 て出る M のである、 で多くの目的 佛教の終始目的であるかで存しなすが、 へられ 四位でありませう、 V 煩 即ち心を囚 僧や悪業の緊縛を離れると云ふ意味も有つて居るものだと承知致しまするが しまするなら 3 のである て置きましたところが、 カゴ 因 て居るものを除く、善良なる者にすると云ふ方面に宗教家に働いて御貰い申すのである、 監獄法には男監女監を嚴しく隔つると云ふ規定がありますのも、 獄に於ては悔悟するのである、多くの犯罪人は悔悟して善に立ち歸つて監獄の門を出 へれば、さうゆうことも、言はるいでありませう、絶無とは申しませぬけれども、 を達 くで云ふのが 絶無とは に立歸へると云ふ者が へらるくものを遠けて心を自由にして置くのである、其時に宗教家に働 0 の監獄 實に善良なる子となつて、監獄を出 して居ると、信じて居りまする、 V 易 へて 女をして男を見せしめないと云ふやうに、欲の誘因となるべきものを除い 澤山 申しませぬが、 S 煩惱に捉へられると申すものででざいまする。私が此處で申すのは、 故でありましょう、 事業の一機關として、 世の中である。ところが監獄は身體を囚へて居りまして、心の方は捉 ある また囚へられて居りまする、過去がありますから、 は自由でござりまするが心は諸種の物欲に囚へられ 從つて心が囚へられて居る、其心の囚へられて居る方に向 今でもさう考へて居りまする、 多い、 少ない、飲酒家に酒の香を嗅かさないのである、 涅槃と云ふ 言 多いと言 私の考へでは監獄に初めて入りまして、 宗教家が盡して居らる、監獄の門を善良なる人民 世間は監獄を犯罪の製造所などと申しまする つれところが、 ました者が 葉は、 離緊とも 譯すると聞 、多くの時日を經過せざる内に 世間に居りますれ さう多くはでざいませれ、 之が爲めである。 それで其場合 いて居 て、 四へられる 出る機に いて貰ふ、 勿論見せ ります

芽は 植物の る者ぢやないか を防ぐも 來るのである るに拘らず、前に申します通り、再び惡人となつて、 中に ない 直ぐ で 波梅 いだてとがない、 言つては語 恐らく やら 囚 かと申しまするに、監獄に居りまする間は、 て、 芽が出 温室で芽を出したならば、それを外に出す場合には少なくとも、北風の寒い から へられると云ふ運びになる、 悟致して居りませぬと云ふ者は、 な せずし がある、 のは何であるかと云ふならば、 ねばならぬ、 は宗 まする通 奇怪なりとの感覺を懐く人が 芽を出したのである、折角芽 v たと同じである、 弊があるか知りませねが、監獄にはない過去の聯想でありませう、 再び のである 教家諸君にはさら云ふ考へはなからうと思ふ、 て、却て 酒の香を嗅ぐ、初めにはそんなに思はぬ、度々見る、 りで、 酒を見たことがない、 至極なることである、 の人間が監獄から、 温室に入れずとも、 暴き風に當らないやうに育てなけれ 0 枯れるのである、 出獄人保護の事業と申しまするのは、 御分りになつて居らうと思いなるが 其植物の芽が出たところで、温室から出して寒風に曝せば 監獄で善心に立ち歸りましても、 出て來たからと云つて、 ある、発囚保護と云へば、 出獄人保護事 寒風に堪へて成長して行く植物となるのである が出たけれども、世の中の寒風に曝され 十人に一人はあるまいと思います。 斯う云ふ感 それで酒を飲ふとも思はない さうすると同じであらうと思はれ 前に申しました通り、囚へらるゝ 刑罰に處せらるく者が、多い 業である、 一覧を 懐いて居る人が世の中にはあるやうであ ばならぬ、 世間には未だ此 それを保護すると云ふ 免囚保護事業と云ふ言 保護と云ふ言葉はござりまする 善心を保護するのである 國家の規律を破りて、 さうして育てゝ行く 監獄の善心は、 度々嗅ぐ、 * 斯うなつて居る、 百人に 3 の感覺を懷 て枯れるのであ 誘惑がな 監獄では酒 遂に再 もの 0 のである。 丁度溫室に のは 葉を 當ることを防 罪を犯 中には 1 いから び誘 方 何た 北 聞きて世 の人 風 植 惑 17 0 しか 寒風 3 3 於て から 出 香を \$ 風 0 3 v

(四四)

(黑正)

感 ひます と云ふ 受け ころでな 5 T 5 12 から E 云 居 受け T 入 かき 2 取 で 防 3 する そころ 3 6 あ 0 2 て居 より 付 v 3 策 で V 力 n T 方 15 監 h 30 ~ To 獄 來 安 酚 CA 融 丽 10 るも 考 で 間 カン 12 0 H 12 五. 居 0 村 0) ~ 0) な る處は では た 17 年 常 Di 0; 力 門 75. から 入らう も六 でな から を 17 3 12 なると 家庭 3 欲 3 な から な 利 うす 年後 年 4 9 益ちやござ 2 8 た 12 \$ 融 ぞ 申 獄だ 3 思 75 せ 强 17 或 0 7 は せす を備 T りまする 度監 食 T を 0 カン 1 は 女 カン + 为 6 3 僧 まする 年 N 9 せぬ L 17 多 齡 1 入 獄 U むる 獄 監 出 17 居 0 17 n K 3 であ と言 7 入 獄 な 入 3 0 3 9 ~ なし お入 カン では つた n 0) 1, な T 2 まする 5 0 0) りなさ 取て て外 云人 は 32 T 一生 者 より でも 兄 は 3 17 弟 17 縣 出 1. 出 36 命 老 车 12 かか 何 見 Ł す 1= 12 3 以 で 0 ~ 放 Hi di 言 で 入 ま 0 な 南 は い T 4 5 5 南 雏 12 3 n 4 立 T 111 世 0 T 3 \$2 5 惡 0 0 bi 歸 押 中 良 等 出 F す 0 カン 5 L で 0 前 1. 5 书 0) 再 T 込 3 17 は CX h お 3 0 \$ To 前 間 で さな 見 取 は 3 此 放 6 詑 3 あ で 塢 0 0 5 4 去 處 あ 5 CX 7 3 す 6 T n を 斯 ~ h Di 來 間 す 再 n 3 間 き 771 3 3 する 1. は 何 2 誰 T 3 云 違 CK n ず 型 2 Ł 斯 Z 0 3

する 自己の 融和 きた T 入り 1= 7> で 僧侶 法 稚にやりまし 5 ある、 收容 であると信 か 4. 尚は 5 出 業を周 T から 寺 T Ł T 5 、さう כל יני 致 V 頭 思ふ 17 斯ふ します、 6 とや 質例を話 0 it 0 出 A お してあ 岡 5 云 を引き取 た、 E して下 であ してやる なり、自 を、 一ふ小 な 12 て諸君 1 21 7 歸 そこで段 1 2 4 ところが 3 * る は T 供 致 つて來なした 他處の T 3 吳 であ しまする に向つてお 0 9 h 5 9 12 て引 た 出 は は と云ふやうなことを、 店 5 るそ ならば 9 か K いろ 小 T 6 心で盗つ n 较 行くなり き取らしむることに、 0 0 n T T n 育 かっ 列 が物を竊みまし あし、 願ひ • 非常に から 知 5 て食ったと云 現在 和 獄 そこで末 出 0) 方 5 30 する 12 獄 10 0 して、さう云ふことの 教誨 T しや 機會 致し 入 ありまし 劾 17 12 居 のであ 0 力があるであらうと信 は檀 方 あ 5: だ日 まし る 5 17 て、 だけ 4 りまする かっ から 謝 i 矢張曹洞宗の 獄 T 5 0 5 T 9 たてどで、 りまする、 致 かえ 監 獄 T 後 決し T 南 力を盡 V 3 子 入 獄に入り カン 3 值 申 まし h 內 つて て 供 5 1. 10 5 出 12 再 捉りなし づ僧 Ŀ か ます 着 3 伊 是だけ申 T CK 僧侶諸君 なら に又た げるのではない ないやうにし た。 惡事 まし 82 思. 豆 V 又た惡心を萠 侶とし たと なが 0 ずる、 地 て、 を致 た、 T 段 歸ると 方の せば、 1 N にのみ T あ 是れ つて 何うも 又た入りな L -) 私はさう云ふことをし の窮 bi 34 ませぬ 0 或る家か 12 調 2 D: 地 T 御 望む ~ は すのを防 5 きなり 想像 或は T 方 最 10 n しと云ふ 見 h 0 は 8 (1) # カン 女 L 幼 では 職 カゴ 親 3 す た 11: 付 業 V 4 年 君 子 (0 尚へ子 82 何 决 者 4 な 12 0) b5 と信 4 4. 出 誰 心 は 寫 75 23 弟 頃 T 施 护 沼 7 カン かが 8 信 津 金 家 餅 L 供 6 易 津 7 3 72 分 8 \$ は 8

(七四)

直接の は何處 分にも前に申します通り別に腹按も致しませず取り止めのなさことを申上けたにも拘らす いと希望致すのであります、 ひる手段であると云ふとを説かれ 犯さぬやうに、 をせられなして、 のである、 されても出て來以、丁度其場合、此の家へ歸ります場 場まで送らせまする、 られた、是は事實であつたさらである。それで多く 一度と悪心は起てしなさるなと云ふことを説い は檀那 たのは光祭とする所であります。 犯罪を減少せしむるは富豪自ら守る所以である、 尚は其の上に出獄人保護事業は要るのでありまずるが、檀信徒中の富豪にも説かれ、前に申しまし 一寸した動機で前申しまする通り 事業としては、諸君自ら當られ、さうし かのお寺の檀信徒ならざる者はない た尚は又た二日經つたが歸へれない 此の犯罪はなくて濟んだのであると、 此の事業が即ちに獄人保護 歸り思くくなつてしまつた、 寺の 注意すると云ふ事業に從はれ 和尚様が詫びてやる、 自己の檀徒の犯罪人は自己の責任なりとして、 遠方であるならば親を呼び 私のお話は大分長く て此の出 • 事業である、 時々言ひ 温室の中で育つた善心か悪心に歸ることがある、此場合 最初は監獄で與へました僅少の鏡で何かを買って食った、 、鏡はなくなる、そこで饅 獄人保護事業と云ふことに十分力を遊されるやうに て同僚に説か 皆とは申しませぬか多くはさうである、 て居る、 私は信する て聴かす なりましたから此處に止めて置かうと思い 聴かせたならば、 此の趣旨に於て福島縣では各宗の僧侶諸君 の場合に於て監獄では汽車のあるところなら停車 斯う云ふ風に諸方で出來なしたならば、 社會主義など、云ふ厭やな考へを起てさいらし T 者があつて、 引取らせるやらにして居りまする お前の為めに記びてやつて入れてやるから、 れて此事に從はれることを希望するのであ 出獄人保護事業は斯る容易い 出獄 歳も若し立派な國家の良民になる 人を引き取り、 親なり兄弟なりに詫びでや 頭を取つた盗んだ所にて捉へ それ 出獄后 であるから ます 呼び 犯罪人 び罪を カン 同盟 もあ つた 12

)女囚戒護者に一言す

訝するに足らざるが如し^o り見れ 3 つるが そ限らん。 夫れ斯へ ば村娘野婦目に丁字なき者の虚祭に惑はされ浮華に靡き。 如かっ 納言 の如さものあり。而して高等教育を具ふるものにして猶は斯くの如き非行者を出たすよ 世決して其例に乏しからざるなり。 い徳ある者も毒惡の誘魔に其の節操を奪はれ。竟に子を棄て夫を殺すの慘害を企 か 蕪箋を裁し以て女監取締諸姉の匿下に寄語す。蓋し女流の罪惡を犯すや何 婦女の意思多くは薄弱にして操守の頼むに足らざる 或は竊み或は欺くに 至るは決し T

用を起すを常さす。 其惡と爲し毒を流すや憤忿怒氣の溢るゝ處凝集力最も强大にして。却て男性の夫れよりも猛烈なる作 詐欺及 放火の 在 百 吾人は全國に於ける婦女の在監着を概見するに。其數四千一百餘人あり而して其最多なるは東 3 CK 者の如し。今之れを受刑 人にして堀川の二百八十人山形の二百六十二人之れに亞き。他は概して五六名以上二百名以下 恐喝等も決して少數に非ざるより見れば。凡そ婦女の犯行は姪靡と浮華さ相伴ひる 百五十六人嬰兒殺の二百九十三人殺人の二百八十七人等之れに次く。而して賭博及び富籔、 極や操履常經を失し欝情終に狂奔して彼の恐るべき罪惡を遂行するに至るものなれは。 ども 女子の犯罪は率ね他動に出つるものにして。所謂薄弱柔懦の情 者三千六百九人中。罪質を査較するに窃盗の一千三百四人を最多とし。 緒は異性 偏執さ妬

T

内に

修養餘りあ

つて温平たる傷容

導するを

得ん。

是れ

天

分を洞會して從容逼まる所

は

言

するは

じて進 は勿論 費し。 第二 於て 夫を賣り見 0 0 為め 27 項 0 元 決 女 之れ 3 渉り なる 0) 12 司 缺くる所あるに П 旣 L 立 頭 修 T 取 獄 カジ 員に 0 研 感 を毒する いかいかつ 言するのみ 學科の講 遺策なさは事 せら を挑發 更も 申告に支離 鑽 0) ひ彌劣者 に自省 職に 於 てつ 警策を懈 ずっ東家の て専門的 3 の方法 る所 鞅掌 が如さてど必ずしも 其學力に於て將た人格 明 比 非ずして何 となる に庶幾くは斯 なる 公諒 實 李 の陳述多く。一 一葉半頁 する會員諸 7 0) 12 3 たるべからざる叔世の惨事に非すや。 の上より却て多数なるは 愛は去て西隣の寵 於ても 立 0 因果關 ~ 察あらんてごと。 を動 なれ 傾きあるは吾 證する所にし の報 ぞや。 故 思以 ば趣味 协 係 T 業の為めに勉馬たらんことを 告書にも は風に 3 15 0) 些事と 12 半はに過ぐるも 絶無なりご稀する能はす。嗚呼世道を講説し人 其 然れども 八優者 に於て優 の自然 に這裏の て。吾人 す 人 を希以真にして慈なりし賢妻良母も或る動機の為め 0 は自 願ふに 離も 0 其意を悉す館はず 其 10 消 修撓 吾 如 件隨するは勿論 大息を發 劣の懸隔 尚は事理明白 人亦決 諸姉は 此 11 息を會得して戒護 事 諸 のあるは吾人の牢信し ますして 姉に 態は雷に L して 一定の 5 する所以 甚しきも 能はざる故たるを識認 、陽望す 天れ然り虚榮と好羅の 12 知らざる 試験に 意 てつ 諸 なりつ 竿頭 姉 地 機熟 者 0) あるは 検束は勿 たるご順 0 0 更ら 登第 12 # 暢 司 吾人は 非 達 結果は 17 0) て動か ず 吾 i 於 4 反 12 人 て今 T 問 數 論 北 唯今 步 1 的 0 3 17 善 L ざる所 ずや 築下尚 多 H 圣 3 か往 て博覽多識 12 得鬼 誘規 偏執 の位 のみ 心を維持せん 0 贅 op 如 劣者 弘 5 め 0 てつ 一种 なら は。 12 りとすれ 時 と貧寒さ Cip रिय 地 5 50 は吾ふ たずし 1 0 0 旦下 居 ず他 を徒 を強 する 諸 53 3 姉 12

相當 放 分を解せず 姉の 50 盡眉 ば輕 主となっ 為す 0 學識を 腹 渠 4 案如 n 12 言ふ 修養 等 一見 流 何敢 M 有 甞て せる 人をし 嘔吐 0 0 は T 至らさる結果に外ならざれば。 謹 聞 昨 の悪 己の 移疏 \$> 日の名媛閨秀少 T 感を惹起する場合なしとせず。 n と欲す。 姿を 式する所あるの傷量を備 の道 1 を悟 装飾 女囚 12 らざるの致す所 遲 するに汲 なしとせず。 12 17 時に L 々として囚徒等に 或は失笑に値 悔を 更らに一段の 是れ ふる たらずんばあ カン 蓋 の覺悟てそ切望に勝 等 3 し熟 ひする 0 3 徒を遇するに 0 點は 修養を積み司獄者として充 n 對 や中正 らず。又其の若 する真摯着質の態度を缺さ。 が如き事例なしとせす。 或は望むてさを得 を失する者 於 T へず。否 將 齢者に在 な 戒 たるは な諸 謹 ho する 姉の 分の 勿論 ては 1 和 n 甚しき 動も 光 畢 てつ 華 12 竟本 L は * す

カン たる諸姉 如さっ 容を盛んにし たる先哲 の古 て見 す。 0 を全ふ F 勉め 调 の能 には する所 0) T の例 する 常に裙帶 < 箴語 脂粉 す 行 て其 時 此語 とす。 は繁 VZ 12 を得ん。否な常に 0) ならずや。吾人 ものに 乏しからず。 遭遇せざるに非ず。 の寂寥孤獨の哀みを忘れんと努む。身は嚴正なる司獄の重職を帶ふるにも拘らず。 を三復せんことを動 氣を去れ りて國家為政の の色彩を誇り 鳴呼人就 在 T は 努めて浮 或 n **死んや婦女子をや**。 は移し は多 醜聲 か誤 T 弛張 時流を街の妍麗を競ふが如きは。吾人之れを稀 少恕す 解 紛 其 説し て現下の女流にして官公職を帶ふる者の為めに 華を退け な N 0 12 カン 0 如此 て措 關 るの らんの 40 間 に其位地を退くの止 は虚築の かさる よ。安ん 脂粉偏 吾人 なきに非ずと雖も。 一識の人士も殖は其見解を謬 所なり。夫れ自から恃む所弱 は 奴隷幻 に矮粧を凝らし春髪雲の如く して朴 決して之を追窮するも 華の怪魔のみ。 實 に居 むを得ざるあるは。 n とは。 一身は 焉ん 世 のに 常 T 0 に毒悪 世 ぞ能く n 輕薄 る者 非 に目 靈香人を撲つ 就中 0 ず。 嗤笑を 吾人 は。 者 なる 職責を盡 獄務 睹 流を飛風 でせざる 0 n 招 往 らに 吏員 3 4

(一五)

因

0

H

悪果を生み指

導

鞭策の點に於

て十全ならすと思

惟するも

0

多々なるを識認

せすん

ば

あ

12 0

は

現

維持

か

革

發

カン

共

22

當局

者の勘案を要するも

0

たるを信するなり

す

3

在り。

の用 Ł なか ば。情 3 べけ 頑 6 冥なる煩 やの滔 者 0 17 たる世 顰蹙を招 の為め 0 7> 12 んの 之れ 粉 者 流 から 2 伍 を爲 の大任を果さん ての所 説更らに定見なく。 とする者に 在 ては。蓋 L 竟

るに を下 黄白 怒 提を努むる たせし 1 留意せさる 0 意馬の奔るを止 為め # 賦 者 2 4 12 華幻 亦彼 一肢惑 へか 自 影に 時に自己立脚 いらす。 して人 なるの致す所たれ の女囚ならすや。之を要するに渠等の所 びる ---時の祭を貪 是れ 能は の子を育 ずして。 盖し の地點を愆まらす。 はり 難きに非ず 養し。資盡 はの當務者は能 成は人を殺 0 12 勉め き力給せすして嬰兒を自 百 τ 常 し火を放 0 にく其罪質 脂 に心的工 を齎 粉 の氣 犯は絶 ちしも 6 せる を除 夫を超邁ならし 犯 情 の如 だ軍 4 脱し。 0 V 0 ・純にし は 何 滅 がせし 女囚 安ん 彼 を個人的に研究 0 め。 女囚 め ならすや。其 て經路や又頗 て優 0 17 T は 雅 がずや。 慧淑 渠等 殺 他僅 20 T 6 等 0 4 0 0 李 朝 致 化 指 直 毒 12 多 道 な n 0 す

彼等の 27 月 四 0 對 B 要す。 するの 60 須 5 夫れ 盖し言 如む。 吾人 17 12 履 ZA 言ふ 明 は か 語の 瞭 T は T h る劣懐 なる 家の 0 甚しさは同僚の私 甚しきも 白 へくして言ひ 服 以 B ~ 8 な 書 T るは 我が * 猛 A のあるを見るなり。 は行 省 0 けせし 等 行 語 ~ ひる * 4 て暗に冷罵を試むるか如 0 ふへくして を密 吏 欝 僚 良鑑 6 T I 語し から カ て女囚 0) 日夕の言 CA N 行 て默笑互 6 せば 心 21 0 敢 を奮 班 3 囚 動を 17 起せし 徒 7 0 15 に快を叫ぶか如き。 0 輕學 言を出すや荷く 察するに遺憾の點少なしとせ から 面 せす むる機 护 負ふ て昭 に在 N 關 It た て同僚互 たりの 3 上 0 妄動せすん 一司の命 \$ は 是れ 0 せす。 に磨 27 、誠に 望 はつ -まさる 子 A 0 とし 0 曊 す。 A を為 A E N 3 て笑語 な す 而 n 3 T は カン 3 L

何とも ことを庶幾し 然 800 れとも の信 の夢 なる焉ん するな 女流 恐らくは齊 市 8 に非 そ此の 17 面し 9> 失以。 三虎 らん て亦輕 を出 卑近 東 上坡 野 法 やに信 人の の條 姉 の慧性なる何 4 h 章を氷 話 へか言 と揚州 憑せざるも にして毫 釋 嬌 せさら はれす。 兒 ならんや。 4 の態 爲れそ此の見易きの 其の根 のなり。 ん。想ふに に近きものとす。 延ひて 抵 を有 此に 行 す 如 刑 L Ŀ て囚徒 3 0 道 为 0 事 豊嚴 0 理 張を論究せさるべから 12 相 3 0 塘峻壁 輕 非さるなきか は頻次吾人の 解せざらん。 侮を買ひ。 の下 17 耳底 學に 叉斯 0 非を正 吾人 12 篤 かる 1 は誠に 達する 1 0 L して 0 3 を 然 所 理 果 12 らん たり 12 8 明 T 如 U

なるに 0 3 多 へか Ti て夫に 0 ~ iz や元是 九 亦清 あれ 0 故に置に 待す て既に甚だ 3 論 爽なる 山。 てをやっ なきを豫 n か 至難なり へくつ 梭 を投 へしと。 女性 囚教 政 からす。 鄭重 策 じて奔らさるの 0 て子 0 道 を以て女性 たるに過 を 改良 の模範 押も たし。 大の人 女を いくの カン は 12 曾參人 養ふ たるのみならす。 行 ささる = 感 格 17 端正 なく 臨む 12 母 0 ~ 0 非すん 歩を 10 や盖 にし を殺ずと云ふか 官廳に 其 べきもの んはあらす。 進め。 一し稀れ 以て賓客に接す て語默苟くもせさるか 便は則 ば以 任 用するありと雖も。 て當るべからず。 監獄設備の 移して以 なり。吾人は切 ち有り 1 是れ 其の 如 かつ 採 盖し募集の門戸を崇 て父母に O ~ し 選を容易にし 其威嚴に至りては 完全は前 信 せさら 嗚呼 如 17 泥 くん 事 望む んや女囚 途大に企 罪 亦敬す 2 h N ~~0 は。 諸姉の と欲するも再 俸給 戒 護 へき哉 を薄 の教 書せら 重 0 則 LI 女の 上にする 如きに ち難 T 動 11 ~ 舅 淑 ゆつ ならしめ î 難さ更ら 三之れ 3 ときは 至 3 何 明 27 T 瞭 は 12 12 カン 8 たる 竟 其 に一層 我 ~ 焉 撰任 E 國 て其 n 人 0 17 3

(三五)

四 寒 (二五) ら正し。 に各種 no を以 於ても たる する 效なる 1 400 は。 の秘密 B てする の分量 0) T 風俗習慣に 3 能人 たる 0 0 女囚 12 姉 檢束方法は絶へす行 東に吏員 し至道を解し真理を悟るに至て宇宙 50 0 も到 獄 ご裁量 清 0 東に カン 潔と秩序との習慣を養成せしむるを得るなり。 0 必要上男囚に 底 0 らすとせす。 對する義 於て多大の經庭ありと雖も。 そは L 等自身の せり。元來婦 女囚 主 に らす て始めて女囚 於て 0 質に獄 義の し難さ者もなきに非す。故に之れか T 静謐とを保持するの手段を取らさるへからさるの必要を見るに至るさ。 務も して薫育 苦心は決して 性 兩性の上に行はる、と云ふに至ては。爭ふへからさる事實 魔は其 適用 吾人は の實 格の威化 决 吏の熟練に待 はるゝを常さす。然りと雖も從來の經驗に 人 をし を撃 て容易 12 0 は男子よりも牢獄 遍 する夫れ 我邦の 護檢束に関する海外 ねきを致 すくる 容易 如 て綿密なる獄則に服從せしむると。 の發 0 何とか。 12 の業に より異ならさるを得さるは言を待たさるも 業に非すとす。 現在及び將來に於ける女囚の狀況を觀望豫測 つものにして。換言 し。 決して絶望的ならさるを證 へす。 其の緊獄の狀態と檢束の 輝する所赫 何者 其の最も必要なる條件なりとす。 幾百千 非ざるべきを知る。 カン 12 制度を採用 毒惡は形 我 於て一層情 カン の悪魔と 0 4 薬籠中の 為めに止むを得ず嚴重なる規程を 故に規則 たるも 勿論多數の女囚中には如何なる監督方 體の保持すへきなから すれは彼等吏員 雖も。 物 のあらん 類 に非さる 0 然れども形端 方法に至ては元より學ふへく 安んして提誘濟渡するを するに足る 徴するも 同時に 德器 カ 制定 カン なっ 其 9) 巧妙にし せらる かの 此 H 諸姉 常の とす。 0 督 勿論女囚に適 ど慈性 して。 於此乎言 條件を適當 0 上に 起居動 0 ば T 1 南 設けて。 0 弘 3 影自か 要する

うを

現は

の主

0

夫れ 勉め

2

Ш

きに非 强きに絡ふも 盛なるは なり 重する、 べきも • 彼の心に 然る 心のか 百 0 のな 孔夫子 に動 なれ 事`外 徒の 0) 實人なの として、 ば、 深さを意 百 す 其通性でして、人に敬し 0 、脳官に、 所 5 敬を 所謂 000 n どす、斯る必要而已ならず 彼囚徒に對しても、 ば、 彼等 呈して、 味して、 のあるに因る 小人の 君に事ふるに、 傳ふる以所なれば、 ると儀表のために贈すると、換言、身の全さを思ふものを潔させず、 間に 冷 禮を缺くを常さし、 視せら 於ては、 . 暇なるものあるを見ず、といいの平穏なる時に、園地のの平穏なる時に、園地の心の平穏なる時に、園地のできなる時に、園地のできば、即ち禮儀なり、 故に禮讓 及ぶ限り心を平静にし、 若くは確するが るゝは、誤解 禮を以てせば、 尤も之を卑めり、 醴譲夫れ自身は、 醴譲の厚溝が に融すると、換言すれば融と、事のと深とせず、排斥する の有 反つて 無さ厚 8 如きは、 亦甚しきものと云ふ 人以つて諂となす、 職を目するに、絡となし之を単む 薄とは、 国滿なる禮譲を 今吾人が接近 心の不平穏なるでふ事 戒護檢束上の、 其意思は要するに、 禮譲の變らざる事を希 處世の中堅として、 潔士の採る 来上の、注意を惹くも 素連的に心の態 狀を を見る。近する といる と云へ 可し、 ~ き道に かのは 関するを るが如く に諮 あら 、狀を外 中見祭を殊に 望するも ざるも Moo 0) . W 常 界 味 のを 風な 即ち 歳の 别。 12 3 21. 12 につ護 0 戒 `表 於於

(五五)

有なでである。 る、焉 行刑上 4.9 務めて 々類の 諂ふものとなさんや、人類本然の務めにして、處世必然の務めたらずんばあらず、長幼序あり 人私に孔夫子の、一生を見るに、質に仁を以つて大本させり、 求めて禽獣 とする、 ふりる とする悪弊の存するは、 T, むいる。自 遊け 0 囚徒の禮譲薄さを見 で融なくして、其美を修むる事を得ん、若し夫れ禮を以つて卑み、務めて之を排するが如さは 活動 自△徒 節を貸ばしめ、誤 君臣義ありてふ人に教ゆるに五倫なるもの、即ち禮を示せるものなり、君君たり、 く、唯體するも 囚徒と日常接近し、 と近かんとするものと、謂はざる可らず、 求め `何、者 の大本なりとせば、 なるもの、何ぞや日く、節なり、禮なり、 とは何を指すや、 配の軽さに失す て得ざるに非ず、得るを求めざるに在り、吾人時に成る監獄をか性善ならざらんや、之を爲して得ざる幾何をや、畢竟するに、 をか得んと 寧ろ憐 て、隣家の病人に接するの感のみにて足れりと云ふを得べけんや、 解の淵より数はざる可らず、啓發者として、吾人復其 むべき成れ T' 00 吾人の尤も遺憾とする處なり 餘り、 而して之を誘導啓發して、斯の美風を表象するに、移むべき職責を務めて人間と近さを加へしめざる可からずと思惟す、吾人は之を避け 刑罰 欲するも 其活動の根本を誤り、不幸累 継の身となれる囚徒なるものをして 8. の極は惟れ愛なり、愛は惟れ仁なり、仁惟れ のものなり、身監獄に在るを知らば、言ふ所恐らくは失言なるべし、實に偶ま列席せる部長に就いて、之を聞 とい のぞ、 て、早断にも、 法を超へて法なく、道を外れて道ある乎、 身監獄に在るを知らば無責任なる帯 斯る誤解の裡に、 寔に禮は吾人活動の全體なり、禮を以て吾人 た、こ、とと聞くに曰く、紀 吾人時に或る監獄を參觀し 、人の禮する豊に獨り弱者を意 等 孔子の所謂仁さは何ぞや、 仲間の交際を絶ち、 自然發生したる、 心なき術な 融なり、 責を免る 囚徒に 日く醴なり と塀 刀吏の つのかる > 臣臣た 0 12 み、 きゅう 小き いは

以て、刑 感なるも は、家庭の 刑の身とし る人となりを慮り、今日に於て、之れが修養を練習せしむるの意あるのみ、且つ刑罰より云ふも、行 買はんどするに非ず、彼等が人格修養上、 よりは、 て、 るを忘 通有性 0) 罰 其のなす所に、放任するに如かずと、論ずるものあらんも、敢て囚 果し を抱けるに至つては、三嘆を禁ずる能はざる所なり特に、之れが啓蟄者たるべき、 關係上、 の豫期より論ずるも務めて稽譲の必要を知らしむるは、尤も必要の事 て、醴なき行刑は、決して彼れが従順に を重 て幾何ぞや。 思ひ年に過ぎざるも ずてふ語の 境遇上或は智識数言等の關 因って 來る のゝ多か 理, 甲, 處世の人として、求めて不幸を招かしめ、 あるを らんとは、 係上、禮する專 而も ぜい 復以 20 平穏に刑罰に、服せるものと云ふ能はざるを るい つて意外に威ずる所なり、 0 を嬉はずして、反つて之を卑 或 徒の は 禮 を強 なりと信ず憾むらく 離を歡迎 世に容れ T 3 身に責 U 5 と同 が如 れき

O伯樂 と良馬

中村黑山

察知して常に外交の勝利を博し。浦賀四隻の牛馬共に千里の眞理を知づて堅忍持久遂に徳 V 天下を併 術を研究し仕るところの人を見て去つて織田信長に従ふ矢矧の橋を袂 樂は秦 は時勢を見て活躍奮勵以て歐洲全土を席 合して身 の人克く馬を相す後 は 關白 を博し。浦賀四隻の黒船 となり位人臣 人馬の 醫者即獸醫を呼ん を極 111 **卷し天下の英雄さして常に** めたるに非ずや。コルシカ島の鹽風に + のために人 五代の基礎を固 で伯樂 しき太平の睡り 人と呼ぶ めの鍵 0 戰 血宰 吾人 に寒き夢を結 國の 醒 相 0 めたる我國は ビスマ 世豊太閤 口 頭 に上 晒 おれ びし藤 N クは れりつ は時 たる 敵 吉郎は一 勢 ナポ 商 の心 聖 0 大を v

=

第

二伯樂生するを鶴首するならむ。 空しく寒天に駄馬さして使役せられ 鐵槌を下し社稷を大山 伯樂存するも良馬なきか、 釋迦、基督、更た孔子耆人心を見時勢を知り天下を知り宇宙の大眞理を悟つて千歳下世 教訓を授けられ彼れが爲めに成功し彼が の重さにをさ日韓 伯樂良馬共になきか 而して現社會に伯樂なさか 孔子は永眠して聖賢の道廢る世人は今や人を知り時勢を知るの 合併の今日世 爲に今日の文明を來せるに非ずや嗚呼伯樂死して良馬は 0 人は今更 0 良馬なきか。良馬あれども伯 西郷翁の先見明かなるに一驚を 人は彼れが 樂なさか

るものは山岳の如き障壁あるも海洋の如き防碍あるも尚之を跳越て進むものなれば吾人 致せざることを覺悟せざるべからず時勢に合はざれば山間に し小にして監獄の思想界を支配するを要す而して人の思想を天下の大勢は駈足の兵士の如し其 は伯樂ならざるを得ざるなり。 猿が水中の月を取らむとせし全くの低脳者なりさ 故に彼等は斷 頭臺の露さ 化せざるべからず豊 長たり主宰者たる時代には或は可ならむ皇統連綿茲に百二十二代、 二頁以下を讃まざる愚物なりき弱 樂に非ざりさ和製の幸徳は舶來の思想を九呑みにせるものなり我日本帝國の歷史 不俱戴天の陰謀を企てたる逆徒幸徳以下の社 天下を治めむと欲するものは思 又改良進步を要す水も静かなれ 想界を支配せざる可 肉强食は太古の時勢野 ば沈殿物を生ず陳腐の思 會主義者は からず思想界の偉人にして初 **橙の風習なりき即腕力勝れたるものは** 一月廿 想舊式の頭腦で方程式の行為は 24 世界無比の皇國を傾けんでせしは H 東京 監 獄 0 0 露 第 ど化 め 一頁を讀 T の思 せり幸 天下を治 時 想は時々 勢に合 衆人の ひで 徳は U 第 ~ A

勢天下の大勢を自ら動し之を生ずるの偉人となるの勇氣と決心を要す而して吾人司獄官吏は罪

厳の根を噛むの愚物は措て間はず管

12.

時

の長た 囚の思

常に部

下の思想に着眼し若し自己が固定せる結晶せる頭腦と公式を以て部下に つて教誨すべく戒護すべく其の處遇を改良するを要す監獄に於て少くも人

なるに因るのみ豊馬ぞ墻壁 保ち刑罰を執行するを得むや蓋し監獄 ず命行はれ しむるに非らざれ を要する 所以なり 蓋し衆に 官の命 ぐる時は 慈愛以て **鱧を保護す故に之が職に當る者は其下員に對しては質** 心を失するの基たるを屈服と信服を知り思想を看 處世 なるに非らざるなり又其の人の衆 動 波 威徳以て人を服し智謀以て變に處し譫略以て事に動せず上下均和し誠心 は を承けて看守以下を指 的 N ٨ も亦難を事を知れよ。 殿格に 青に陷り衆心背離すべし寬に失する時 國法の恐るべきを覺知せしむる等其の の一撃 成功を博すべき一大秘訣否治法と稱す所謂此の人を稱して叩けば鳴るの人間と云ふ上官は上 たるべさも何ぞ知らむ是れ却て自己の利益を喪失せしめ自己の人格を卑下せしめ他人の を見ざる ず禁止まされば紀綱敗れ衆心一致せず紀綱敗し衆心一致せされば何を以て歟監獄 - 其の姿勢は方正に其の言語は率直にして以て之か龜鑑たるべきを要す然れ ば能はず何んとなれば衆望を屬せず衆感服せされば其 の行 動悉く是れ常識を逸し専横に出でく人の為めに闘るの意なり只是れ自己の利益を 爲は の峻 長たるものは、寛厚人を容るへの雅 揮監督して在 事に於ても自家 嚴なるを頼まむや又寧ろ の冶安を保ち刑 多なるに非らざるなり唯之か 監人の戒護役業の督勵教誨又は賞罰其他監內一切の治 は 事 のみ得 恩に狙れ 一破し周匝緻密 一動は總て衆目の聚る處衆心の歸する處なれ 罰の目的を達する所以の 踐躬 意 其 0 の人 て衆心怠逸すべし所謂寬嚴其宜 行以て其模 色を示し の多さに倚る 量なくんば能はず至公至正 山事務に 指揮監督の任に該 傲慢極まる 範を示し又在監人に臨むや威殿 通曉し其の處致 の命は行はれ 4 誠意善 のなら 8 態度に出づるを常 のは じゃ 一く其 る者寛 思うに ず其の禁 機敏なるは之 0) Ŀ 人を感服せ ども しきを得る 厚以 職に忠實 の治安を 、増壁の は止は 0 嚴に過 て人 任 ば其 安静 2

監獄は獨り内部の戒護のみを以て足れりとせず多數在監人中には或は外部 を為す事あるやも知れず加 之 火 災 其他の變事は何時何處より發生するやも の者と相通じ如何なる密 知るべ からず是れ 內部

すると同時

27

又外部

をも

常

せざる

加

人は

12

り長所あ

のを馬

(九五)

+ 卷 四 常に として 御役人様なりと呑氣なる考に 幾度 つて ~、學力 を許 可及 は上 日 0 上官 官に對 さず 的人 3 使う者 意人物 國 カ 者 民新 失敗して遂に 0 無きに は 看 思 員 守 知 想 を減少し 能 開 無さを保 常に居監 て良馬 と方針 3 は せずして濫 を見るに 在監 其 17 非ず御役 0 長 立派 人を看 を知る て適當 就 となるを得る せず馬鹿 4 を採 福田 役 12 なる 人 A U の名物男なりき彼は 樣時 合守するに 超 の休 6 n 配 國松なる强盗捕 て勤 0 此は馬 其 置 要す在 ば --A 代 養 0 た -す 務する事 を與 C 前 は過去 任 なり 3 3 非ず在 處を察 なり 監 12 T カン の看守さなり ナに 0 A へ荷 充 事 でを許 元つるを以 あら の夢なり常 12 熱さ、 監 對 4 當る 悧 知 徒勢に 3 は L 非常 さず A L を得 ては カン 怜 以 n かが 悧 T 看 T 0 T 斯 在 監人 に吾 守を 常 屬 要務 尚且 なり 惡彼 ~ 0 せし 1 1= 漢れ 如 0 とす 悦 E 17 33 人 看 彼 万 くし を 守する むる は 等 0 を L 自 遷善せし 使うを伯 在 看 かぎ ~ T 白 て上官を せし 監人 L 守 思 が T せ 又其 如 ありと雖も な 想 和 L き事 樂と云 U 1= 6 0 U MI 記 に該 又在 糙 0 るを要す恰 教 ることを 養さ 化 なさを勤む 配 居 F 老 に意 置 る 12 監 住 讀 事 尚は 對し n 人 0 10 を注 を希 2 141 酯 ては 所 足 る > 12 H なるも さす は 6 なり自 は ~ ふべし故 あるなり数

し

叉部

F を撰

刻

此

まる

す

之が

否

12

之

看守

以 4

Ŀ

伯樂さなり

分

は

6

習 0

生 智

3 音へ て犯罪を申立 數 たり 寄せ 千各自 漆 年末 一自白 皆 7. 思 大膽 りき面 想は せしめ 0 なるト 事 短 12 して警察には伯 72 及 りと此 ント ~ は 點 2 を有す千 を働きし 0) 行 警察官は 樂あ 0 遍 りき彼 4 如 非 伯 1 なり 常 以 樂 は 線 な T し人 h 年幼さ妻 1 御 罹 す を見 物 5 1 なりき警官 カン らず各 を は T 有 n を説 せり カ るも 個 H は 之を察 加 1 3 強なな 非行 な T 6 3 を以 國 吾 知 和 T 松 L 彼 は T は 直 司 言 相 12 在 兀 獄 在 を左 當 官 3 \$ 和 0 右

きな T 3 3 0 間 T वि 12 可 L T 0 なら 及 12 h なり は T 重 一
ぶ
所 業出 守 L 雜 閱 305 Ł 家 談 讀 T 彼 最 無 * 多 的 比 は 禁 感 \$ 悟 監 から 4 展 知ら 驰 ず 列 犯 .1 止 覺 6 4 物 を 責 因 可 痛 を 0 0 ず を思 を感 75 な 低 8 重 課 12 殺 6 3 窃 6 腦 82 4 生 非 分 加 食 71 者 す 獄 3 ず 事 房 n は 彼 渦 it 0 は 3 懲罰 件 失に は 彼 減 は 多 規 不 から は n 食 TE: 肉 律 可 0 を施 1 多 生 監 對 なり 體 を * 非 1 上 は 過 中 L 恐 的 地 す 鷄 反 失 0 T 苦 す 不 n 方 す 姦 物 思 は 都 即 同 痛 * L 想を看 を感 M より 合 00 叱 要す 前 め ٨ 要 かず 責 間 懲罰 毀損 な 他 П す ぜし 4 0 6 にて足る N 的 す 折 は 3 破 狀 0 0 衰 ~ 3 むる為に 賞 L ば 熊 者 なら を 與 を察 12 類 彼 L 12 金 思 ~ 金 め 1 X. n 30 は 粞 程 削 b: 1 主 0 麥 知 ば監 轢な 度 最 動 L 他 た N め を 物 T 多 金 L せる h 房 知 苦 錢 12 的 T 喧 4 可 為す 3 痛 煽 微 0 誨 課 指 公式 T 動 罰 奴 定 Ł す す 6 反 重 亦 U す 減 多 ~ ~ 難 * 屏 又 る危 則 食 0 1 3 0) 年 3 以 す 最 を適 如 13 懲 な 12 き奴 T 4 險 3 3 n 6 は 歐 固 知 0 有 1 當 ば彼 0 勢 3 房 定 どす 效 12 13 H 動 なる ī は 1 智 n は カジ 數 的 1 指 T 輕 讀 作 體 度 あ は 作 懲罰 定 b 同 屏 書 業 N 力 0 菜 賞與 せ 融 禁 徒 を 反 -0 和 H T 房 反 弘 3 强弱 好 0 かず 剛 15 副 金 bs 亦 T 反 6 す 3 北 然 12 行 0) 嗣 0 3 LM べの 6 世 ~ 削 賢に

之 6 要す 1 27 す 6 吾 A T 伯 的 は 樂さ は 伯 なら なり海 8 な 0 T を 知 6 を 世 船を 知 良 b 馬となっ 良 梶を知 馬さなつて 6 T たら 人に 0 T 御 人を見 には道 せら n 後に 路 T' 0) てとを望せざ 雲を得 荆 棘を 伯 樂 3 T 成 な な 功 ず 3 0 を 道 世 は 李

監

獄

衛

(O大)

俊

研究を發 て尤も興 之の虫 味 する ある方 降東京 さず今に 時期 面と目 久しき以前 12 至つて獪 12 したるものを抄し せざるを耻づ然れとも敢えて此 T より各 は一の 京 地監獄の問題となり甚だしく 問題として歌は 0 江湖諸賢が研 る予も 0 たりと難 問題 の興を曳かんとす 0 文獻に補する 0 0) の討究に関與するも未だ自 騙除に勉めたりご雖も だ公表す ~ 所あらんと期し き業績を出 長 さず思ふ 自ら以 己の 短

つらず千 傳搬に關して業績を出したりと雖も其の結果は F., 0) 2 7 1 ス + 0 ウ 0 + 1 再 を料良 + 1 さし 論たるなりギ 歸 百九年に至りてモュ 7 熱の 7 0 17 如 とし ての働をなすや否やは近世 モ I きは南京虫が 流 1 1 斯の = 7 v に際 +1, ルス ユート 如 む吸血蟲 南 ゼップは此の問題の ナッタ 1 其の傳搬をなすてとを論じたれども 京 シェルラック レルは南京蟲の 虫が之に関 與するや かぎ ル等の 原蟲 . 0 試驗成績 の如きは 穿刺 をなすや否やを質見せり 傳搬否認説に歸したり抑も吸血蟲が病原菌 決をなさんと欲し白鼠 0 試驗的 により 相 は問 次で 要なる問題にして南京蟲對住血蟲の意義は十 題なり て家鼠對 研究を行 出でたりご雖も之の問題の し即フリュッ プライン、 「トリバノゾミアジス 21 其の然らざる事を論 ナ + 1 7 n 7 及び 2 决 ぜり 或は原島 を見るに ナガナ 7

否やを檢することなり之に向て施したる實見は左の如し 見の第 一着としては吸血蟲の單純なる穿刺によりて感染動物より健康動物に病原を傳搬 し得 3

京蟲が約三時間 京蟲が約三時間吸血作用をなしたりと推思する頃は其の蟲體の下體は暗赤色を呈し且つ膨大するをに饑餓狀態に陷入らしめたる十疋の南京蟲を箱中に落し感染動物の血液を吸はしむる機會を與ふ南 多数の「トリパノゾーマ」を血液中に有する白鼠を金属 瞭に 京蟲をし 撃するを得べし此の時機に於て て吸血作 を赞ましむ 直ちに 他 0 健 康 板上に固定し之を特種 動 物 を其 の箱 17 入 n 八 0 時 餌 養箱中 乃至十時間之 n 前

都台三正 を以てせしは十四日間の 右 0 方法 の白鼠 17 よりて試 弘 試驗 せ 験動物二疋に向ては「ナガナ」を以 伏期後斃れ む其の成績は「ナガナ」を以てせしものは九 たり てし他 0) 一疋に 日乃至十二日「マル、デ、カデラ」 はつヤ N デ、カ デラーを以てし

職は左 動物の 次に の如し fil ひし 液を吸 實見は南京 21 た 3 後 蟲消 如 何 官內 17 永 く傳染病源として目し得べきかを定め、の原蟲の生活狀態を知らんが爲めに行 んか為めなり而して其の 試壓

液染色標本とを作る但し之の試験は吸血作用の間感染動物を吸ひたる南京蟲の二疋をとり其の のとす の後一日乃至八日を經の首を切り去りたる後 乃至八日を經 過したる蟲 粉碎し無染色標本並 體に 就きて 試 7 U

る以 過ぎず而して形態上は三日間 に「トリパノゾーマ」の多數が活潑なる運動を失ひ 後の時間の關係を對比して其の間に正 試験によりて「ト ŋ バノ 或は屢四 10 數量 日間は可成よさ形態を保持することを染色標 比例の関係を有することを認むるを得 外見、 生 一活度、 只二三が其の 染色度 等により 鞭毛を波狀 て南 に運動せ 京 たり而して二十四 本上認め 0 體 L むるを見 內 1 入

(一大)

四

卷

0

27

虫

二十四

時間

内に其の運動を失ふ然れとも

三四日

間

は形態上の

變化を認めず

して其

0

な

12

奎

3

て變質 T

徵 は

候を呈して消失す

而 以て感染せしめたり又此の場合の潜 過し 液中に 但し して六疋の試驗動物に就き五疋は陽成の成績を出せり内三疋は「ナガナ」二疋は「マ 驗動物に向て皮下注射を行 は「トリバノゾー 四日以後は數量に於て減するのみならず變質徵 たる「マ 此の試験に向ては南京島が威染動物を吸血 「トリバノゾーマ」を發見せり ju 、デ、カデラ」を以て注 マ」の宿る所とし へば南京蟲の 伏期は十八日乃至二十六日にして此の ては餘り良好なる場所 射され 而して一疋の陰性成績を出したるものは南京蟲の體内に四目を 體內に三日乃至 たる鼠にして せし後 候を呈し 二日三日及 四日を經 終に消失するとを見るべし故 四十日 らず然れども此等の原 後に於ても一の原蟲を發見し CK たる後にても猶は 四日を經 期間を過ぎて後 過 せしものを用 iv 温に 感染せしめ得 、デ、カデラしを に南 試験動物の i 71 能は たり 易き 0 ~

短 以上 時日ならざることを知 0) 1 なる を以 て南京蟲は るを得 九 1 y バ ノジ ーマ」を可成永く宿さしめ又其 0 毒勢を失ふこごも 6

の意義を有せず又其の媒介物たらざることを述べたりと雖も てとの不可能 感染せしめ且つ斃 績を出 モ の見地よりして南京蟲が「ト 原虫(ト し下の如く レル なることを論ぜり故に氏及びシェラック が五疋の南 l バノ 結論をなさんです 得たるも氏は南京蟲の機械的穿刺作用によりし「トリバノゾーマ ゾーマ)の傳搬は感染動物 京蟲の體 リパノゾー 内容を以て腹腔注射を試み四 マ」或は「スピロヘーテ」の如き病原を蟲の より ラビノウォッチ、マ 健康動物 て、に擧げたる試験の結果は に南 日の後健康動物(鼠)を「ナガナ 原虫 0 單純 ントイフェ なる機 」を傳搬せしむる 流布に ルの如きは 的 穿刺により 其 の反 際 しを以 傳染 てー 對 0

14 虫 0 べし 體内は「トリ ,: 250 ーマ」の發育に向 て其の 數量共に適當なる個所 12 あらず多く は南原

賢の攻究によりて他日より多く興味ある成績の報あらんことを希望 南原 (三)南原虫の 終に明治 虫 を過ても カン 0 三十年以降四 之を皮下に注射すれば十八日乃至二十六日 體内にて「トリパノゾー 如く原虫の傳搬をなしうる者とせば其の研究方面は + 一年迄に 我か マ」は 國 17 其の毒勢を失ふ て出て たる 南 の潜 原虫に てご然 伏 期 益々 を以て 関する論文を紹 カン して止 1 興味 速 白鼠を殺すをうべし カン めず 多き者となる ならず即南原虫 介 T 此の べく 0 虫 吾人は諸 體内に三 0)

者に聊資する所あらん 壁画の朝に就て す

壁風驅除法唯滑利避害法の經 壁虱則絕策並代用避害法

験に就て

ペストと南京虫この傳染的關係 臭虫蹊除法の實施に就て

苛性曹逵を以てせる臭虫職除報告 一師剛壁出驅除報告

生

臭蟲關除法實施景况 壁画臨除法にづき硫化水素品瓦斯の應用及同瓦斯中 京由沿無殺蟲實驗に就て

例

南京虫驅除につきて 虫と「フサラリア」虫こ 0 關係

(三六)

和 今 高志 岡 山 前 青 久岡 西 賀 田 僧 本 政三太 職 政 間 田隆 隆 大 213 真 荣太 次 造 郎 勇 ER 吉郎 軍醫・一〇六ノ八八二軍醫・曹継藤・十〇六ノ八八二 **審審監學會禁** 海軍器事報告撮要五〇ノ二六五 軍署、 成醫會月報二六〇ノ八 、器車 軍智、 声響、 ーニーノ八二四 一六三ノ六四九 一三三ノーー六 一二九ノ五〇七 ーー七ノ 新報六四六ノニニー 誌ロノー 四三

(四六)

衛

佐

太郎

成軍

五一ノ二九〇

實務 是れ本 たのであるから、 の必要に騙られ微力を願みず先頃巢鴨監獄で男子犯罪者の體格を診査し、 に関する に於ける犯罪者 茲に其結果を述べ卑見を加 依て、 實際を吾人に公示されたる人は極めて尠なきかのやうである。 に就 ては、 概ね薄弱劣等のも へ以て大方諸君の叱正を待つのである。 のなりといひ、 且つ種々 然らずさいへど、 0) 調査を遂げ 故に予は

予は氏の のであらう。 5 ものは 尚は汎く全國に亘 攻究範圍を避くる為めに 總てが のみならず某學士は 此調査は前に言 未完成で、 り多数の者を調査したなれば、 併も平板、 へる如く僅かに一監獄に於ける事實を材としたのに過さな 或事項(例へば不具者と犯罪の如き)を省客したので、 同監獄で犯罪者の體格を其專攻科學の方面から檢査中であるから、 無趣味のものである。 數字に多少の差異を生ずることは盖し免 以下 い 0 であ 述ぶる所 れ難い 3

健全なる吾人の體格

に移れば漸次衰退するのであるが なる子は標準として見るべき多くの資料を紹介し難い 重と身長を有するか、所謂撰拔體格の標準如何、 者の體格を論する前に、體格は年齢の加はるに確ふて發育し壯年期に至りて旺盛を極め 病者や臓弱者は除外として、 に就て述べ置く必要があると思ふ。 のであるから、 本邦健全なる男子の體格は幾何の體でし、計年期に至りて旺盛を極め老年期 **发に只二三を撃じるのみであ** 左れど、 寡聞

其一は往年明治生命保險會社が二萬人の男子被保險人を診査の末、得た所 第 0 左の成績表である

表

30

縮張差仙迷) 図(仙迷) 長(仙迷) 基瓦) 翰 一五〇、六二 四三、八七〇五〇、二四三 五二、三四七五二、九八九五四、〇一二 五五、一四一五五、〇六五五五、五七三 五四、二四四五四、〇一七五二、七五〇 + さべ、さつ 六、八四 五二十 一五六、七 八八八四 八三九 ナニナー 1ニナスト 一五八、九九一五九、六九 八三、三四 HIM! 大、七0 八四、六五 114411 三三十二五十 一五九、四八 八五、一五 三九七七 四三十六十十六十二 八六、一五 一五九、二四一五九、二二一五八、七三一五七、三八 三大九一 六五 四四十十 公、 門 六、四九 Ti l 五四十六十 八六、八九 一五八 五九十十一 八六、五一 五七二七 ガナホー 八五、七五 五九 三九九 五七七 10000 平台 計

で、 二萬人の總數に對する平均一人の體重は五二、七五〇「キログラム」で、分長は一五七、 又年齡と身體の盛衰關係も分明である。 其二は矢張り同社の其前の調査に係るものであるが、胸閣は八四、二八一伯迷」で、胸廓縮張の差は六、四 表に據れば年齡十五歳から六十歳までの被保人の、 即ち三十歳から五十歳の間が發育旺盛を極めて居る、 四九「仙迷」である。 平均 一人の體重や身長が示してあって、 而して

均一人の 三は日本生命保險會社の被保人の診査表であるが、之に據ると總で保人の平均一人の體重は五五、 胸廓縮張の差は六、七五「仙迷」である。 體重は五二、〇二三「キログラム」で、身長は一五七、六一「仙迷」で、 之れに據ると總被保人二千四百九十九人の平 胸閣は八二、 四四四

(五六)

ニー「キロ

グラムしでい

身長は一五八、

七一仙迷しで、

胸閣は失念したが縮張の差は六、三「仙迷」であ

生

として可なるべきものであらうと思ふ。

以上は彼の無條件と稱する健全なる被保人を基礎としたのであるから、

健全なる吾人の體格の標準

獄

ずして已に推測し得べきであれど、 は加はるに制限なく、 うか 彼是の比較を試みたのである。 て自然制限ありと言つても可なりである。 之に反して犯罪者は社會の下層者は多さが上に加はりて制限 左れば、 、劣るであらうかであるが、元來生命保險會 犯罪者の體格は如何であらうか 下層者は必要は認めても資力の關係 實際を見ざれば實際を語り難いのであるから、 是れ して見れば内容に斯く相違があるから、 を標準 胜の被保人は社會 きし カン か ら自然 がなけれど、 なれ ば、 加 の各階級を通じて居れ はる n に制限を生 は是れ 上層者は極めて少數であつ 12 予は次の如 結果は比較を俟た 北 ずるのである。 て優るであら ど、上層者 くして

健全なる犯罪者の體

歳から六十歳までを五年づ、に區分して、 十二月までに つ總人員の平 なすならば、 の方法として、日々入監する新受刑者中で、身體精神共に健全であ に人員一千八百六十八に達したのである。そこで是れを第 會社は無條件で契約すべしと認むる者を選抜したが明治四十二年の五月から四 一人のそれも算定したのであるが其結果は第二表の如くである。 每五 年に於ける人員の平 均 一人の 9 て生命保險 表に做ふて、 體重 や身長を算出 會社 年齡 0 部別に十五 十三年の 被 ٨ 3

格診査表と、 現下巣鴨監獄には年齢 先年予が富 百六十八人に加へ

	六四
△、五 △、美 △、一	丛 、景
	一五二、五六
九三六五三、六二五五四、0七	查、杏玉
三三三美二	
十二 五四十六	十二五二五十

30 犯罪 グラムし ic 四 Ŧi. 五、 左 「仙迷 二表の ッ 0 氏が つた者ですら結果は斯の如くであるから他は推して知るべしであれど、 n 勞働 た者ですら結果は斯の如くであるから他は推して知るべしであれど、順序として次には一般ば歸する處は犯罪者には身體健全の者は有りても强健の者が尠ない譯けになるのである。選 一(二寸二分)である。是れ 二「仙迷」、五尺一寸二分)で、 者は に就て述ぶるのである。 本人の成長せる男子は平均身長一六〇「仙迷」を有し、上流の男子は平均體重 人員に對する平均一人の體重は五 平均體重六〇「キログラム」を有すと言へるに比較すれば懸隔は倍 を前項の兩保險會社の成績に對比すれば、 胸圍は八一、 四五七「キログラム」一三貫七二 七三「仙迷」(二尺六寸九分)で、 4 遠く 一匁)で、 縮張の差は六、 れにも劣るが、 Ŧi. なるのであ 六「キロ

一般犯罪者の體格

明治四十三年九、 入監時の體重や身長 十月中現在の在監者で、 胸 園 一等の寸尺を前例 年齢十八歳以上七十五歳以下の者三千〇九十人に就て、 の如く調 査したが • 其結果は左 の第三表の如くであ

(七六)

(九六)

表

七、次	七二五 七、四 七、八 七、八八 八、〇二 八、四二 八、五八 八、四四 七、八八 七、八四 七、八二	七、人公	七、六	八、四四	A. B.	八美	八四	八0:	七、六	七、公	七、四四	七二宝	迷	差仙	縮張
€.00°	七八二豆 七九、八一七八、10 七九、七三 八0、二三 八1、0八 八0、四0 八0、四0 七九、0九 八0、至0 八四、八四、八五、八三、三三 七九、八二 七十、十二 七十二 七十、十二 七十、十二 七十二 七十、十二 七十、十二 七十二 七十、十二 七十、十二 七十、十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七十二 七	八品、六元	八〇、五〇	克、分元	KO-03	0. ₩	70,00	る、三	七九一七三	大10	龙、六	次、量	迷		
	「至東、九二二五六、大〇一五六、九四二五六、八八一五六、五七二七二、〇七二五五、二七二五八、四三二五六、五五一五七、二六二五四、八七二五二、九六	一番、全	至"二六	一五六、五五	14代四	一五五、一七	40,1141	一五六、五七	三天、八	一五六、九四	1五大、大〇	至九	~		身
関九、八八二	三、查七	型" 为六	50.1 公元	00年,0年	80. 公	五〇、七九四	图1,10元	10, 1 H	古、人九九九	¥1,000	至の、八九九	医力、八世〇 天〇、八九九五1、〇〇八 五〇、八九九 五〇、二二五三二、一〇九五〇、七九四五〇、八八〇 天〇、七四〇 天〇、一八九四七、九二八四二、九三七	~	重基	
第10元0	=	装 量 1二	至	共	111	1次	IIII	四十 中间 山西山 1大大 11日	MIT	古0五 五六八	#0#	四大	Ą		
平合 計 均及	一八一二十二二二十二二三十二二三十五一三十三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	六十五	六至 十二	五十五	五十六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	四十一五	四十六十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三十五	二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十十五五	二十 八 十 i	爺	京,	年

對比すれば更に其差が甚だしい 七、九八「仙迷」、二寸六分)であるが是れを第二表に對比して劣れるは豫想の如くであつて、 第三表の總人員に對する平均 二七仙迷」(五尺一 寸九分)で、胸圍は八〇、四二「仙迷」(貳尺六寸五分)で、胸廓縮張の差は のである。 一人の體重は四九、 八六一「キログラム」(一三貫三〇外)で、 身長 表に は

恰適 の者の漸次増加 第二表とに依り吾人の 標準として言ふ) で、 併し、 のものがない 0 疑問を懐 予は自己の 予が斯く に比 5 のは頗る遺憾である。只一つ参考となるべきものは司法省編纂の第十監獄統計年報 調査の結果に依て、 もあるであらうと思ふっ ゝある事質を認むるのである。 來れ して、 體格は三十歳から五十歳の間が發育旺盛の時期であると観察し得るのである。 ば或は巢鴨監獄には格別に不良體格の 其選抜體格と雖も 犯罪者の體格は健全なる良 予自身も左る威がない 劣等であると明言し得る 左れど第二表と第三表とを他に對 者を多く 民 でない、 (生命保險會社の彼保人の のである。而して又第 拘禁する結果にはあらざる 否、 同監に近年不良體格 比して見るべき 體格 表と

較した統計表がある。其表中の入監時の體重のみを摘録すると實に左の如くである。 であるが此書を関ると、 表中人員は男子のみで體重は一人平均の量目(一位は貫)で年齢は入監時の計算で有る。 全國監獄で放発した囚人に就て彼等がス盛した時で出盤した 四 時 その 體重を比

明 明 明 明 明 年 袖 治 袖 治 治 头 14 Ξ = Ξ py + + + + 年 + 九 八 七 年 年 年 給 機置 人員 新 常宝 人口 體重 人員 人员 人員 未十 六 107 二三元 10%1 六六 0, 0 0 六九四 稿談 未上十六 端二六 战 段 五七五 0,11 太三大三 六七五二 大大四四 三、六 七五一六 三、元 歲上二 未二十 满十歲 0图书画 九八三五 一分見 三、九 11、11 三二、六 四九五四 三、七 一三八四 三、八 五以 歲以二 末上十 滿三五 十歲 一〇三六 二会二 一七八五 完0] 四,0 三、九 三九九 中一三十 未上三十 滿四十 歲以 1年0三十 五六九九 无上一四 五九九九九 四 0.回 回,0 二三公 124 四 未上四 소= 九四二四 九三四四 九三八五 三九 四,0 M. 0 正以 五五九八 大〇六十 吾三 + 三、十 五三六 三、 七つい # Z = 1 三、五 上錢 平许 五五九〇五 五九四九 六二 六九五 八五0四 三、九 三二十 三 三二 三二十二 計 均及

以て良否を判回し生、という第二表(子の選抜體格)にも優り、 て良否を剣知し難し、 表末段の合計平均數量を一見すれば、 **贈重と身長其他の關係が良好に保たれ居ると假定しても、第二項の「其** 尚は第二項の最低標準たる「其二」に匹敵するが、 各年共に第三表に優るのみならず、 四十 體格は體質のみを 年と四十一年

第二表以下のものである。併し第三表には優つて居るから、 II」にも「其三」にも遠く及ばざるは勿論、内容を細檢すれば十六歳未滿の者を除くの外は矢張り予の 甲監獄には良體格の者が多く、 乙監獄には不良體格の者が多い差別は必ずあるのである。 各個監獄に就て在監者の體格を比較した

衞 生 (其二一)

方法の足らざる點を完成するのみならず寒冷的消毒方法としては唯一の方法と做すべきものにして、 これを「フォルマリン」装置に比較して決して遜色なきことを言へり其優越點は左の如 装置を缺さ或はその数十分ならざる場合にもこれを應用し得るの利あり Wiener med, Wochensehrift. 1910. No. 1I. 過漸俺酸加餾謨法が從來の消毒

火災の危嶮なし、これ各方面の試験によりて證明せらるくどころなり

室内の密閉を要せず

素人と雖これを用ひ得べし

各種の方法中最も廉價なり、 てれ は特殊の装置の設備を要せさるによる

陸軍にて用ふる際は水性「フォルマリン」に代ゆるに固形性のものを以でし、その目 の使用量は極めて容易に計算することを得べく表記等を對照することを要せず 的を違し

一溶液の倍量を注加する

この消毒法は純粹結晶性過滿酸加里に、 水にて半分に稀釋せし「フオマリ

は室は き厚き樽等)に先づ過游俺酸加里を入れ震盪して後「フォルマリン」(水を混じたる)を追加す而して、 ものを用ふるに至れり、 ラル」の水とを應用するを佳なりとせり且從來は複雜の表を用ひたれども近時同氏は極めて單一なる するを得べさか故に、それに應じて必要量を應用すべし。ドール氏及びラウビツェーク氏は百立方迷 テル」を容る、器物に各藥品(過滿俺加里、フオルマリン、水)の一キログラム」以下を充たし置くを要す 数分にして、その室を出でド戸を閉鎖すべし、消毒薬は甚しく泡立つものなるが故に凡そ二十五リー ン」蒸氣は空氣及び「アンモニア」によりて驅逐せらる ときは、その際「フォルムアルデヒード」
克私及ひ水蒸氣を猛烈に發生す、而して該混合物は强熱に 室にありては、 乾燥性褐 斯くして六時間作用せしむるさきは爰に消毒は遂 行せられたるなり故に窓戸を開く、「フオル 特別に密閉するを要せず、煖爐の蓋はこれを十分に密閉し置くを要す室の立方内容は大要一定 色塊を残すのみ室内は他の「フォルマリン」消毒と同様にして窓及び戸を固く閉鎖するとき 騰し、「フオルマリン」 兎斯の濃厚蒸氣を放散す、この反應は短時にして終了し、跡にはた 二「キログラム」の結晶性過漸酸加里二「キログラム」の「フォルマリン」及ビニ「リー 即ち一個或は多数の可なり大なる金属性又は木性器物(錻力桶、煮釜湯桶、古

面に沃度丁幾を塗布するにあり出血あるときは洗滌せず單に壓迫により止血せしめ創而及び其附近に するが如きは孵卵器により細菌の發育に便ならしむるものとす弦に單簡にして完全なる法では單に創 法を要するは論を俟たさるなり從來應用せられし療法は不備の點多し絆創膏及び「コ 七分の一に過ぎず (一九○)沃度丁幾の外傷療法 Deutsoh, med, wochenschrift. No. 33, 1910. 小外傷に單簡且つ完全なる棒 ルデウム」を貼田

(-t)

幾を塗布して、

てれを乾燥せしむるなり、

てれに繃帯を行ふの必要なし只創傷部を乾燥狀

態に

生

ての消毒法に要する經費は百立方迷につき三、四○馬克なり故に

「アウタン」に比してその安さこと

衛

獄

BIL.

(三七)

衛

監

(=t)

ることがあるので法醫學上重要である、 なり盖してのてとは特に余の揚言するところなりとす 一九一)Gamer. 氏の臓躁性朦朧狀態 これは殊に男子に ての狀態に於ては無意味 來り又好 の答辨 'n て犯罪人或 が特徴 てあつて、 は未 决 拘留 ては重篤な 人に B

防遏すべき保護物を生し同時に創傷を刺戟して、その治療を迅速ならしめ瘢痕を狭小ならしむるもの

體を

しなけれ ある故に屢々佯病と間違 すら正しく答へることが る聯合障害によるものである患者は最も簡單なる計 ばなられ、これ には既性症身體精神の症候及以固 へらる殊にこの状態に於ては病的 出來ない幻覺も屢々來る、 その經 算を誤り周圍 過は 有の意識狀態に注意すべきである に佯病をなすことさへあるから鑑定上注意 數日 の人物を誤認し貨幣又は日常の物品 から稀には數過數月に亘ることが

狀態さへなくば立派に其犯罪を抑制し得たのであるから、 と因果關係を有することであるか、 ある尚は許 して途中往や姦淫せらる、様なこともある、 放火は多くは姆僕に 偽及ひ傷害罪も來る注意すべきてとは屢 に來たる犯罪の主なるものは窃盗及 多く 懐郷の念から起る場合が多い或は ての場合とても患者の 又夢の様に被姦淫 々朦朧狀態中の CK" 放火て窃盗の中では 刑法上の責任 観念聯合機轉の障害 0 追想錯 外出徘 犯罪行 誤 個又は旅行などを行る、< 為か朦朧狀態に有つた犯章 から誣告をなす様なことも 特に難貨店窃盗(萬引)で のである の為に行ふたので朦朧 そら

朦朧狀態と犯罪との關係は職 躁よりも癲癇の方が重大である殊に犯罪 は職躁では多く 常習的傾向を

持つて居るのである。

prot. p. Dtt.rich und prof. jul, von Waguerjauregg-Wien.Wien. n. leipzig 1910. Wilhelm branmüller. 1154 von prof, paul Dittrich in prag. IX. band: forensischepsychiatrie. 2 band redigiert von, prof, gabriel anton, 一九二)デットリヒ醫師鑑定全害 Preis M. 34. Ditrich, Handbuch der ärzthehen sachverständigentätigkeit. Heruusgeg

| 九三] ウルフェン詐偽及ひ犯罪の人型 Erich Wulffen. Jauner iond Verbrecher Typen. 1910. 今日裁判精神病學に關する文集の唯一のものである只此文集の欠点は全體に不平等なことである ある犯罪を研究するものには誰人にも一願の價がある 其狀態を記述し處々に心理的説明を以て其等詐僞者犯罪者の性質を總括して居るのが本裔の內容で langenscheidt, berlin. 本書は窃盗、 强盗、掏摸、殺人、 詐偽、 財物偽造、放火者等を細かに分類して Verlay van

一九四)米の分拆 農科大學に於て分拆せられたる米の成分を左に掲けて参考に供す **玄米百分中**

安シ朝日本
本産五七八種平均 財 4 米 米
米米米均
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
七八七八八九八八五五八八九八八九八八九九八八九九八八九九八八四五一八八九八四五十八八四五十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十
コニニニ ニニニニ ニニニ 四〇肪
無望素エキス分 七三、一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
一、000 種

(五七)

獄

拘留

0

佝ほ

用なる

これ

8

治癒するまで酒客治

Trinkerheilenstalt.

古際置

は遂行

T

かる

L

矢張

3

禁 W

酒

實

U

効果顯

著なるも

0 n

あらん

即

ち

判所 都市 に監置

違反する場 法を行ふこと

合は初

め 0

て之に H

峻嚴

なる方法

を講

するに如

カン

は

二ヶ ~

年を超

ることを得

ず酒

出

MT

0

如きには行

るとする

氏は市販 種平均 0 米米米米 白 米 六四、〇九二二、三五 一九、六四五 九六九九 を以 T 洗滌 三五八六五四 微量 0 糠 分をも附着 さる者に付分 〇〇〇〇〇 二四四四五 八五八〇〇 せ 其 乾 燥物百分中

養分左 0 如し

五四三二一 0 は刑 を する 他 草 佝 案と酒 個年 酒 出 法草案第四十三 〇、三〇、三〇 版 〇、三〇五三 版 九四五五 版 することを禁す又 T 九九九九九 客 一、四人二、二六二 63 場合 酊に あ りて は 短期 為をなしたる 0.1 〇〇〇〇灰 週間 二七 00 0

一ヶ年 客者 は 至當 12 斯 12 收容する規定は薪 3 を有せす 3 て且 8 切な 3 と云はざる は 勘 となす ~ カン らず カン こと必 3 な h 要なる 3 カン

草案は之を過 0 失罪 の規 0 せしめた 屬 する 無意 識程 度 0 酩 酊狀態は無責任とす し然る

收容す 3 者を收容 なるや我 病院なり 拘禁せら 論を俟 h 7 F 属す 立 0 罪精神病 す ~ たさる 急劇 金澤の さ設備ある者に 近時新 すること二十名を超ゆる能はさるへしと云ふに至り る 獨乙國に 院の て多数 能なり は以 0 精神病者に於てをや監獄法に於ては病院移送の 者 如き専門學 病院の 設 は完全 立 歩發展に伴ふ 0 を收容せる所あり又別に精神病的 あり T 醫科 を見 患者を收容 ては今尚 我國精 數全國幾 大學 て犯罪するも 焦眉 一なる 比す 3 校あり ~ 17 し之と れば其及ばざる遠しと云ふ あ て各 查 0 は監 りては 許やある普 0 縣立 者に對する施設 地醫科 同時に 二萬 獄 のあり受刑後 さるべし然ば各 立 0) 0 病院あり其病院たるや學 其設備稍 保 保護を加ふるに至 き事 劃し 犯罪 大學及び 部に 通病院にして精神病 を完 五百 て又は 業 精神病者を收容せり之を米國の 々見るべき 神病院 九 の不完全なる實 醫學 す 犯罪者を收容す 神病となる の設立 専門學校の べし米國にありても普 りては其 T 者ありと到底米國の 立 ては 法あり 犯 0 て人 せらる 校 者 罪 0 犯罪精神 の多數を收容す 增設 П 施設の完備 べき病院あり 附屬病院たる 6 ってとあ 病 を見る。を以 病者を移送 を收容 とは 現在 歎賞 通精 S 如き 其他 如き T 4 き設備ある なら 完全 は 從て 犯 するは T さって 罪 0 精 一を期 T なり ~ 3 きや否 あ 2 17 又は 病室 っす我 部を 病者を るって 白 者幾許 するこ 海院 b 思 劃

計

											-															_											
5	嬰兒	殺人	傷始	· 猥褻姦淫及七重	10 1	為	印章二章	文書、有價證券	通貨電	費塞及は際種	刑職物ニ関ス		b	賭博及七富義	强	2 盗	37	明治	制	伊太利	看有	R P	佛劇四	英吉利	清國		本表中	備者	31	想 計一智家場	(監)	携帶兒	想 治 人	勞役場留置者	受 刑 者	*	A TOP
4 =	10.5	二、九〇七	二、四九三	四大二	7.7.	- P	- M		E :	1111	八〇七	三、〇九二	七、二六二	四、七七九	三、五五八	二七、二七八	93	四十二	男	男	男	男	男	易	男	刑	本表中外國人+國籍ニョリ區別スレ	內朝鮮人刑事	六七、五〇四	(10st	六六、八〇二	三九	二九	1140,1	六〇.五〇三	五、八六一	男
ニカヨ			四四四二、		· -Ł											一、三六六二八	女	工								事被告	日り區別スレ	內朝鮮人刑事被告人男二人、	四、〇七九		三、九六三	四三		1811	三、五七四	三二七	*
三大六 三大二	Ξ		四六六 四五									三、八日 三、〇日山		四九九九五、四		八、六四四 二八、五六七	計現前月末	月末日現在四	大	- 45 pt		1	1	•				THE.	七一、	八八八	40,		= = =	1二五	六四、〇七七	六、一七八	1 1
			三八六		八一六八		=			-			五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	11 4 -1 11		=	末前	1受刑者罪名	五-		-	Æ	7	- :	四六	#		•	七一、七七六	九八四	七〇、七九二	七二	00	一、二八五	大四、O六五	==	現前月末日
Δ	二九	Δ H				1 * 4	二七		ΞΔ	* 4		-,	△ 八八 △ 五	0	Δ	前	ġ.	表(△	KII -	SOFT LANGE	ı	T	_	i i	£.	lt.	を様と対象を		七二、四五七 △	八二六	七一、六四一 △	九三	六六七 △	九三〇	六三、六二〇	七、一四七	末日現在
		-	八〇三〇	三八八			一六			七二 一〇六			五九六 七五六		- O.	報 新受刑	本	へ 滅)							一年 一年 一年 日本				一九三 △			10 4		MO		10× A	前月比較
	_			Δ				\(\delta\)		. III	九六	一五六	Α ==	九		有前月比較													八七四	=	八七六	11	六三六	二八五	四五七	九六九	前 华滅 比較

(△八減)

明治四十三年十二月末日現在在監人員表 計

四七

三四

二三七

三七 五九△

五

Δ

三〇八八五八三

Δ

Δ 四三九

二八四二 九八七

ΔΔΔ

0

四

四九

(1.	七)		~	FT							亦几	~			
新	岐	膳	舒	名古	安池	小	長	ħ	字都	水	+	前	浦	櫎	集
渴	阜	所	岡	屋	津	菅	野	府	宮	月	葉	橋	和	濱	15
同	同	同	同	同	女男	男	同	同	同	同	同	同	同	女男	男
11	-1	11	-1	1-	11	110	11	11	11	11	11	11	11	1-	_
=1	11	=1	11		- *	110	11	11	-1	11	11	11		1=	-
产人	三六	二四	四-三	九三三	五九	一九九	☆	17	三五	三	四二	ı	1=	四十七	八七
力	+ = = = =	世里	八五四	三四四	一三九	一二四	九四	一六		四二六	一 六 三一	五七七	+ to	二	OMIL
±0	九四	八七五	七三	一八六二	-0九	1四〇	八九一	1=	二四	一三九	=======================================	四七	1000	一八二六	===
二七八	_= _= _=	一三	二八七	五九七	一三九三	401	四 二二 三二	三元	三九六		二一九	八八〇五〇	四三〇	五三八〇	入三六
八四	八四	#i ==	一六八七八	二五五七八	七八	九一	- <u>#</u>	₹ 20	七〇	==	三四二	一六四	五七	一二九四	五五五
五九九	七四五	三四	-=0	二八九五	四二	11	1000	四四九	北四	二三五四五	-0.5		一六三	一四六九	二九六
-1	11	三四	11	二重	-3	1	1 79	1-	11	1-1	ΙΞ		1=	二九	3
七四九	六六六	四三八六一	九四五三五	一、八三五	七三五九	七八三	二、二二六六	六二四八四	一六九八三八	八九七	入七五	八七五八二八九	二二二四	一、三五〇	11、四四山

社 市 界取及上誘拐 及上證憑湮滅远走、犯人藏匿公務執行妨害 郵便及上電信法 居サ俊ス 谷 京 男 女男 無期懲役 明治四十三年十二月末日現在《監受刑者》刑期別 ₹1 六〇、五〇三 十五年以上 四八二 九00 三八一 101 一三六 一七六 九三 六七 四五 1= 三、五七四 四五一 十五年未滿 一五四 1111 六四、〇七七 入 四六 二、三五一 四八七 四〇八 八五六 一五九 一七八 十年未滿 四七 八二 九三 六八 六 二 九四 六四、〇六五 二 二 二 六 二 六 二 六 -五年未滿 九二七 四九九 四四〇 一〇五 入一 一三六 七六 五〇 三四五 大三、大二〇 二、四〇八△ 三年未滿 一、三九〇 三九六 五七九 一十七 - OI 七四 七五三 八七人 Δ Δ Δ 一年未滿 二七二 四一〇 === 111 0 = = 八三 4 ΔΔ Δ Δ 六月未滿 一〇四九一 四五七 八五六 1111 四二 二七 五七 八四〇 一九 二九 九二 二月未滿 九、一八〇 三、六六一 五二六 三四二 九〇八五 五 二九 = 0 = 四

|七|四|--||| | 六 四-二二二二 | 二 | - | - | - |

七 七 九 〇 一四 二七 六 三 八 四 四 四 二 五 一七 五八 1九三五 六八 五二 一二 三四 七四 九一 六六 三八 一 三四 三九 二五

六 八 八 五 二八 一五 一三 一五 六 四 五 三 一九 三 一九 一九 一七 七〇 二二 八四 一三 四八 一九 ○八 六七 五六 八九 三 一 ○八 八六 八六

11 1--六 11 |九-1 |五 |七 |二 1- 11 |--三 -三 |二

五 大 五 五 一三 一三 五 七 七 六 四 三 八 二 二 二 九八 七一三 一三 四 八 五五 六六 五二 三六 一四 四三 九三 六二 九八 七一三 一 三四 六六 七二 二三 〇二 五〇 二九 一八 六六 四七 三七 五七

11 (五)三四二 (三 |三 |四 |三 |二 |- |) | - |

•	=/	•,			~	11								-			AUL	_				
	Į.		北个	東		Į.	i p	幸	北		MI	海	Ì	E				Ind Ind			東	
秋	Ш	肯	盛	編	宮	富	金	稿	新	岐	12	靜		安德	小	長	甲	字蛇	水	千	前	浦
H	形	**	N	A	城	tli	澤	井	潙	阜	Br	M	屋	津	菅	野	府	宮	F	葉	橘	和
六三	五一	0	- +	一三八	101	三七	шш	HIII	八八八	六四	1111	七七	1111	二六	1	111111	10%	1	八九	- ::-	八八八	H
入 五	九六七	节七四	五八九	一、二二九	11.1111.1	二九九	六三八	阿姆	一、八五五	八七三	六六一	一、二九三	二、三二九	1,011	一、四八一	一、五五九	九一四	11.0.11	一、一六五	一、一六七	一、一大六	一一四九四
六五	二六	三五	1111	三大	100	Д	į	九	110	79	-	Ξ	四二	五	1	七七	_ £	IIII	t	1111	三七	11
•	1	1	1	ı	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ī	ı	八	1	1	1	1	1	1
-	t	1	1	-	=	1	,	1	H	-	1	1	-	1	1	,	1	1	11	13	P3	=
九四四	一、〇五一	六四九	六二九	一、三九四	一、六一五	五四	六八八	四八六	一、一六四	九五二	六八五	一、三九一	二、六八二	一,0八二	一、四八一	一、八〇七	1,011		一二六四	111111	一、二九五	一、五六二

Mark Market	9-3-31	R +	網	榫	札	函	神	Ξ	茂
後 巢市東 監獄		計時	走	p	幌	舘	福	池	見鳥
名寶路谷京	田	男同	同	同	同	同	同	男	同
一、二 告刑 一、二 三 九 九 1 1 九 被	明治四十三年十二月末日現在	五一〇	; 1 <u>=</u>	二九	11	11	11		14
	三年	九一七〇十四							
刊して、八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	十二月	三〇七〇七、	103	104	二八	10	二 一四	三五	ıĪ
智勞	末日	点 =	1+						
ニートニーを表	在		1 29	-	一七九四九	_ 二四	四五九	-	入六人
治	在監人		IA	=	四一二八一	二七八〇	大大	=	一人〇五
二 1 1 1 人			13	-	一七八八	九二三	六二九	1	入六七
帯コーロの見	別表	五七二三十二三十二三十二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	129	1	一三九四	一九二〇	五〇	-	九二
合	○○は減	二五 17	· -=	1	二八	1=	11	1	1-
一、九九九八 二、八四一一、九九八 三、八四一一		四五、七四五、七四五、七四五、七四五、七四五、七四五、七四五、七四五十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	9 50	三六大	一、二八八	六九三	1110	四五八	大〇へ

(五八)

減し前月二比シ 海 北 △ 110× 六、〇八〇九八九八九八 Δ 九六九 〇五 七八三

六四、〇七七 六三、三六五 一、四〇四六 四五二 四四一 四五七 七二二 八四八八四八 二八五 10 二七五九 五

ΔΔ

六三六 三九 = = Δ

A A

七一、五八三 七〇、七六五 、四八七 一年四、 、五七九 八七四 八八八 一九三 九一九 九六八 區國四 西

六五九八四四七 六三九九八○一 三四五八四五 五三〇 六三二九 七二0 六九

八九六八九六二、三一〇 一、五五四 一、五八〇 大二、七八七 七九九七 七九九七 九二二三 八三二二 六七一四六四 四六六

五九五八四七四八九七六三 九七八〇 三一一二七人四五

二、〇七九 八八一七 九二〇 九六〇 二、〇八一 九四二九四二 一、一五三 一、六〇七 一、〇九八 八三八 二八六 、五五四 九00 七一 五二三

事

保護會組織ご出獄人保護手

に関與 り評 磨氏保護主任には 事業を經營すること」なり會長には前典獄綾部敦 依 り這回島根授産會なるも 或 が島 教誨師として在職せし津森百太郎氏專ら之に當 合とし は は 議員には裁判所長檢事 一月 が施行を命 することし 代議士縣市 年來裁判所監 縣下には出 **合保護手續** T 十八日付を以て出 し島 の大要左 たり授産會 司、 5 の當 身に のを組 0 郡市 又之と同時 正典獄其他知名の士之 て十年 MI 勿論地 3 志者 し出獄 间 諺 問 警察官署長 同 0 手續を定 西鄉分監 人保護 盡力に の當局 讲 九山

本會の主トシテ島根臨所在監獄ノ出歡人中改俊ノ見込

會員ノ命子康ヶ庶務及日會計事務二從事 シス

第七條 第十一條 保護成績及收支次第八個 テ會員二報告ス 員八無報酬ト ス但手當金チ給スルコトアル 宜ノ方法ニ依り毎 年 × 一回之

島模授產會編則

保護+出願スル者ノ外左二記載スル者ハ特二許可第一條本會二於テ保護スル者ハ松江監獄本分監在 ルベシ た監者 = = F = アテ

島根縣在籍 者 = =/ テ松江監獄以外ノ監獄 3 釋 放 サ N.

其他特別 ノ事由アル 者

第二條 後本人ノ技能等于取調べ就業其他ノ 人二面會ン別紙書式ノ醫約書チ徵シ本會ノ規則 本智二於甲保護 サ加 9 へキ者ニ 準備ナナスペシ 對 シテハ保 チ説 調 示 # シ任 タル本

X

申

出テ適當ト認

Z,

n

+

*

ハ保護

+

7

æ

ノト

第三條 賃金サ 約定シ之ニ態スル者トス被保護人チ雇入レントスル者 7 N F + 八傳 # ト其 勞働

第四條

トス サ本會二供託 - 二供託セシメ本會ノ名義チ以テ銀行二預 破保護人ノ所特金及所得金ハ必要ノ費用 チ控 ケ入 iv 除 1 =/ も残り

業

一八本會直 接二 傭 主 N 之产 受領 2

第五條 備主二於 ハ備主ラシテ之サ保 テ全然 管 被保護人サ引取 t V メ又ハ銀行 = ŋ 預入セ スル 3/ トキ 4 iv = 八貫金 1 7

職保護人ノ去主教及と 一嘉二 斃 Z 少費用へ別具及食器

サ除り外總テン→自辨セシ

但シ疾病其他比ムサ得サル事情ニヨョ自難シ能ハサ 不會競サ以中 補給ス

鳉 七條被保護人本會又以他人二損害尹 託金サ以テ賠償セシム 3/ × なルイキ

第八條 被保護人ニシテ善良 ハ金品チ賞與スルコトアルペシ ノ品行 テ保 チ業務サ 勉励スル者

其他ヨリ引受テウ 第九条 被保護人疾病二雅り危駕二陷 ナキ時ハ本會二於テ之チ葬り遺留金品チ以产其數用二充知シ死亡シタル時八遺骸及遺留金品チ引渡スペシ若シ引力級 被保護人疾病二催り危属二陷リタル時八親族故事 自立ノ基礎定マリ及ハ保護ノ職志ナ H 7 親族 ルカスの

第十一 被保 護人ハ左ノ行為アル 1 + " 保 護 + 解 * 涯 含 4 命

怠惰ニシテ自 本會人規則又以役員人教示并遵守も 營ノ見込ナキモノ ズ改善 一ノ見込

ナキ

E

第十二條 本會二八左ノ帳簿牙備~置 被保護人金錢出納人別簿 會員名簿 耗品受榜簿 日誌 義捐金盛帳 被保 財産総 護人名簿 名簿 被出 力电 保護 納薄 ノト 人債 託金養

出獄人保護手續

六十九條ノ頭報ラ受クタルトキ及ハ其ノ倫ノ出訳人ニシテ一條 警察署長、警察分署長ハ典獻ヨリ監獄法施行規則第 保百

民二復歸セシムルテ以テ目的 ルモ刑餘種ル所ナキ者ナ保護善導シ自立自營ノ途 トス チ開キ夏

第二條 田西郷ノ各地ニ置り 本會八島根授產會卜 =/ 本部 7 松 江市 二置キ支部サ落

第三條 本會ノ保護ハ概ネ左 ノガ 法二

就職ノ紹介サナスコ

保護舎二收容シ産業サ 授 4 N -1

其設川 疾病其他ノ不幸二遭遇シ費用 サ惠與スルコ + 辨 1 ス N T 小能 ~ N 者

衣類及ハ解郷ノ旅費 ナキ 不 / 義捐 金其他 1 7 収入金

第四條 持ス 慈善家 以产 維

第五條 會員 サ分チテ左 ノ三種 1

一 名容台員 二 特別會員 本曾二功労アリ評議 ムル者 年 會 員二於 間年 ħ テ推薦シ 制 " 八倉費ラ納

通常會員 設サ納ムル 一時金拾五間以上又 者 就則

第六條 本倉二 左ノ役員チ置

會是 名

會務 サ總理シ本會サ代表

2

保護主任 若干名

保護監督ノ事務ニ任

審記

內公

共ノ勢役ニ

ハ可成出獄人ヲ使用スル等其保護ヲ周到

ナラ

第十三條

上居所不明ナルトキハ協議ノ上共ノ保護

チ 解除 ス

~

二於テ其ノ保護チ要セスト認ムルニ

至リタルトキ及六 警察分署長又八市町

カ月

DI

但シ被保護者ノ行狀ニ關シ顕著ナル事質アルトキハ其ノ都度

查シ毎年一月十五日限リ第二號標式二依リ知事二報告スペ

警察署長、警察分署長八被保護

者ニ關スル成績

サ調

3/

シムへシ

警察分署長及市町村長ハ未成年ノ出獄人ニ付テハ保護

ニハ之チ周旋

シ又ハ適富ノ者ラシテ

第六條

警察署長、警察分署長 注意サ加フルラ要ス

ムハ監獄

ヨリ被保護者ニ圏

キハ可

1

共

=

第十四條

警察署長警察分署長ハ時

々其ノ管内二於

ケル出獄人

典獄ニ之チ送付スヘシ

前項ノ報告ハ同時ニ贈 報告スルヲ要ス

本チ

作り保護ニ関スル通報

成之ヲ銀行郵便局等ニ預ケ入レシメ其ノ濫殺ヲ制スル特金ノ送致ヲ受ケタルトキ又ハ勞働賃金ノ殘餘アルト

上特二 **郑五條** 第四條

島司、

郡市町村長

ハ出獄人ニシテ居所又ハ職業ナキ者

第十二條

被保護者二對

シ

醫察署長、

第十一條 被保護者其ノ住所ヲ移轉シタルトキハ當該醫察署長

キ行為ナキサ要ス

信用ヲ失墜セシムルカ如

警察分署長ハ移轉先警察署長、警察分署長ニ其

ノ保護名簿其

ノ他必要ノ書類ヲ送付スヘシ

周旋チ爲サシメ又其ノ部

チ認知シタルトキハ懇篤二訓戒スへシ

三曽 智勢選長、警察分署長の常二出獄人チ監督シ其ノ樂務

第三條

努ムへシ

第二條

島司、

瓜入サシテ自營ノ道テ講シ善行テ保タシムル事二努

認メケ

*

ハ市町村長二通知シ相協力シ

シャトラ

九條警察器長、

調製シ保護ニ購スル額末サ記載スヘシ

用市

每月末其,狀況尹名簿二記入之一面市町村長二通知

スヘ

W

=/

警察分署長ハハ平東出獄人ノ行動サ親察

前條ノ親察八間接二之サ行七本人ノ面目尹毀損

町村二於

シ出獄人ノ保護ニ關シ世人ノ同情又ハ注意ナ啖起スルコ

ケル教育衛生等ノ講話其ノ他公衆會合ノ機會ナ利

郡市町村長、警察署長及警察分署長ハ其ノ郡

謎

事

者

者キニノ自

者セニ知親 ⇒渡己族

ルシチ退 者の命館

者亡选

者在現

上以犯三

上以犯五

上以犯拾

犯

--

25

==

初

シ就途活

業

如し

別獄笠

H

(九八)

集市権 野谷濱

きものあり昨年十二月までに於け

と云ふ

權者の下に

住 引渡

した

3

0

男三人

以來銳意

一熱心に盡力經營したる結果成績

の見るべ

8

保護成

績

は左

分

監

員の

補助を得て創

立

L

たるも

0)

なる

力言

創立

第七條

警察分署長

ハ被保護者力前條貯金ノ引出

7

〇仁川救護院

の成

本人及家族ノ生活費→支辨シ殘存セ

iv

所持金二付

亦同

=/

(第一第二様式略す)

保護ノ默況ヲ知事ニ報告スヘシ

ノ観念サ誘起セシムへシ

爲サントスルトキ

ハ其ノ事情ラ

調査シヒ

モノト認

ムル場合

こノ外說論シテ可成其ノ引出チ止

メシム ムチ得サル

~

仁川

醫察醫長、

醫察分署長

第一號模式/出獄人保護名態

主任開教師大島立瑞氏が昨年四月私財を投

じ仁川

、港淨土宗仁川寺の設立に係る仁川救護院は

朝鮮に在る親

族に

たるも

0

男三人

宇都宮 小田原

京

介を

爲したるも

男三人

長

8

0

朝鮮

男一人

秋京

人の

救

現に 朝鮮内に職業の紹

救世軍勞作館 救護院に収容中の

の成績

頭書の監獄別は出獄の 世 軍等作館に於ける昨

人在

監せし

Bill Int.

獄

又は引 は左

福蛟福

年中の保

護

人員

0)

+

され たる監獄名な 三年被保

治 79

受を申込

填

瓣

續

數

31

8

流護者

0)

保護

成

水

普噺 押送船相模丸 (7) F

そう 斯ん 睨 概落しの V S み合 所であるが 0 な大椿事 6 0 何うしたら カン ある ? 鼠 CA 圏を、 树落 出入口 結局何うか形 , 0 何うし 我儕の最 無 8 を鎖 ち上 難 に上 してい 0 され から カジ 陸 つた つと早く され 無難 附 た袋の鼠となった囚徒 原 v 12 如 因 たかは早く 押送船 5 7 6 聞 さった 原 2 因 から v から 聞きた 双方の のは、 0) 開 引出 暴行 きた n

兵庫假留監の囚情視察 動を鎖め ない 結果あ の手腕より 戒護 カ n 0 此 原 手腕 は斯 の暴 當時 因 75 徒を は h 兵庫假留 カン あ な大椿事をもち上らせ 8 無事に上 3 0 カン であ 5 監は重罪囚をの ずで、 一陸させた、 此 0) 暴

み二百三百と幾回 も各集治監へ移送したもので

> で、 て二三百 の内命を負ひ する の無か へられ 近に 73 合に 机 先き立つて、 ども、 を集める迄には、一寸、 た事もあ て、 情を能 0 に同乗 押 った。 送船 カン 出發の前夜俄 囚情 h く知る事が の縣 した事もあつた。 いい たが、一時 中の 自分など效調 不穩さ見ては俄 慰藉 月日 出來た、 カコ ど集る に收監 に出 其 囚徒 監 竹 かず 掛 0 0 張 は それ をのみ せな N N 職 12 0 0) 4 であ 警 命 1-12 13 むら 視察 在 戒 故 4 5 12 0 0 玄 0

なる は極めて静穏と認めたのに、斯んな大棒事を仕 航海の衛に長じたる囚徒 めた事であ かしたので、自分等は一層其原因を探究せんと動 釜しやであ た、一つは 妄評 て、 M 假留 押送 が知悉され 監は二 船 る つたが 航海の衛 す教育もあつた、 當時 百人位の在監囚であ 、此奴が汽船 此の 中々週囚に趣味が多か に長 聞き得て居 じたりと云ふ、 相 模丸の に長く 中々理屈の た説が二つあつ 乗つて居れ 0 藤本房吉 た は囚情 つた。 多い八 710 5 出

を脅迫 題る T 中に たるにありて。 一方の首 して航路を海外に向 大謀叛を企て暴行して飛護官を制服 0 領に立 に長じた男であつたと、 てる男であつたので、此奴が航 けさせ、 大學逃走を企 TO し船 て人物 員

大騷動 新錦銀貨の大輸送 てられたりと、聞く所の二つの噺を今度 たるより、之れを强奪なさんために此 幾百凾が此の相模丸へ積み し大阪造弊寮より、 守 なんださ、 大倉定吉に尋ねて見たに少しもそん 方を尋ぬて來れ相 思ふたは、 命に聞い の實況を態々宮城 を仕 當時斯ん 出かした元の起りは 然らば何が たのであるが 今更耻し な 一の噺は 噺 東京 原因 糙 へ視 噺 力是師石魁 250 押送 ~ V L 察に 文では 込まれ 回送さる、 事であ であつた、 N 行 3 前申 るの 我儕 つた監 Fi な たるを確 0 港 V. 間 くと な事 0) 新 ---0 4 斌官 è A 出 暴 鑄 左 此 樣 大椿 13 組 . 此 は 行 銀 To 問か 認め は企 貨 E カン 0) 只看 んな 为 L 3 復 0 事 3 T

> たるは實に今更耻 מל V

獄後四五 疎隔し ので、 中の毒蟲であつた。 當時青年囚 駄製造職)してあつたが近年音信絶えたり た、之れを飛護して居た看守者は、 一言の看守者の惡言 ひ附けんと頻りに歩みを急いだが 一緒に歩き得なんだので、假 途中で他の囚徒の列を離れ つた、 して來た。 後れる、 年間は予にも音信をして無事に 自分も覺えて居る囚徒で繁松け であつた、 看守 此の押送囚中に 身 はせきた 體脂弱 大阪では随分関係 てる、 ----0 留監より波 ため、 ト連鎖あと 穗積 . 前進の 足痛で 双 他 方 の囚 0 就 此 0) 匮 繁松 塢 業 意 列 12 年出 め 12 後 へ行 徒 い獄 F X 消 n 2 は 82

語氣は荒く 3 一早く歩るけ」 」の「何うも足が痛くつて」、 3 けない なった。 事があるもの 左 最後 樣 早 77> くは . 何をグ 7 歩けません ト言 ズー は二ト 5 ナニ 言 て居 3

と打殺し 公達の方のものだだ、 ズノ て仕舞うぞし。 して居ると類るだし、 兵庫に居たやうな氣で居 貴様等は最う乃 3

(一九)

一言であ

力强き原因であつた

ように

思

知らず、 然らん。 張は云ふまでもない、 云はずもの悪言、 カラ威張、昔の青鬼赤鬼時代は 害毒。 此のカラ元氣カラ 其害や今も尚 イザ

んだが、 假留監の治獄主義 たものであつた。そこで新收監囚は 無言責なんぞの反動で個人待遇を主として恩化 云はうか、自分等も之を理 他 るのと云ふ事は、 のであつた。 なった 最負の多い へ看守の此の言を聞いた、聞いた者が又囚中に 監へ移送となつて、既に不安の念を抱い 懲戒主義と叫ばれた、罪石擔ひ、 青年囚であつたから、 此の待遇の下にあった 兵庫假智監は當時處化主義とでも 始んど無かつた、今や彼の身は 想の 治獄と迄も思は 噺は忽ち大さく から 頗る懐いたも 一撲つの擲 減食、 て居た 1

て穂積が途中で後れた、 は忽ち事質さ化す れたは、又撲ち殺されそうになつた、とまで進化 他に及ぼす影響如何又知るの要あり。 察する個人 噺は噺と傳はる中に事實となっ ために看守に撲たれ を知 3 ど同 時 に其 120 A

> 「宮城は壓制だとよ」「大變だなア」「今度は最 乃公達は生命を保つては 出られそうも な 3.5

吉である。自己が逃走監へ再送される事の そこに又噺に保険を附 うせ彼方へ行 に虚に虚を附 0 0 妄評 剽悍者は一團結をなすに至つたのである。 事を仕様ではないかと、 る、實に豫想外の 因人間の新聞は虚に虚を傳 加へた つて殺され から、噺は棒大となった、 けたのは 害毒を流すこと、 る位なら、 衆議 宮城 ---へて大袈裟と 致して十一人 一番生命掛け 0 常に選囚 辛らさ H 何 な

險なり、是非とも警察官の手に渡されよと、云ふの 戒護官失體の極 てれを警察官の手に渡しては、失體なり、 出されたのは が要求である、囚團の大評議、終に總代として、選 か鎮撫して、上陸なさしめんと、 四人側より云ふと、押送官の手に再び渡るは、危 上に見る事多し。 、彼の藤本房吉であつた。 さて押送船よりの上陸は、 説験に説諭を加 何うし

はズ 片附て仕舞へ を闘るために警察官の手を煩し、上陸させた。 られない、飛護官の苦心言はん方なく、 これは何んだ、怪我人ででざいなす。 た、そてへ立派な洋服の官吏が來て此處を見 の、上に寝かされた、往來の端に並べられ れた。怪我人大倉定吉も急拵への擔荷のやうなも W ンく經つ、郵船はさうく滞船しては居 3 病人と怪我人はどん仕 舞に昇ぎ出 囚徒 出入口を出て來ない 終に無事 たっ て居 間 2

得んやである。

流して行って了った。定吉は曰く、此時に私は と、そこで私は思いなした、此の年齢をして大分 やツて片附けて仕舞へば可いのにで仰つたのだし は何を片 ラを切つて看守に聞いてやりました、「旦那只今 つて聞かせてくれました、「てまへの事だ、一太刀 い歩けないなら片附て仕舞へば可い 年 御官吏様が片附て仕舞へば可いのにと仰つたの 「弾丸が足に當つて居て歩けません」。「歩けな つどめて居る、 附ろと云人のですか」、看守は叮嚀に云 旦那であらうのに、私どもが のに」、と云ひ 3

> らうか では大分判ら やうなことでは、 囚人に試験され、 ら、用心せねば損だて豊悟しました。 ないい 遇囚 此 囚人に官情を視察され 分では判らずやが の手腕 を何所 にかか 探 3

二人が二人とも斬殺されたのと、 寄つた看守か二三人戒護して居ました。それでも、 無 T して宮城 隠さんさして反って顕けす 0 ら逃走があつて看守を斬つたの。 4 す。 な噺をし がれては困ると思つて居るのですから途中で色 V でした。 のですから、七八人の病人怪我人の一群で年 其の例證に噺す事は、 城は歴 て私どもの 制ではないくと言ひ譯をするの 私は怪 機嫌を取るのです。 覺れる事ば 此間も宇田の鑛山か 我人 何時の逃走に で逃走 聞く私 かりを噺 の心 12 は、 さら 配 は す

鈍に敏の差 妙趣あらん。 喋舌るから、 戒護するが、 病盤に還入つて居なした、三四 反つて有害、寡言 戒護官であらう、 一默行の 飛護 日た 0 0

除計な事

*

(三九)

ない

斯んな文句を並べて聞かせる様な事

すせいの 此の虚言吐きめど。 に萬 云つた人は、 さいまし 能く氣を附けてやれ」と大層親切さうに云つて下 T 怪我は何うか」と カン をして囚徒 く全快させてやり 事所 らは改革をして最 た。 先達て怪我人を片附て仕舞へ 遇するから安心して居るが 此の人なのです 併し私は、其 平服 8 困 で年 難をしたさうだが 左様心つたのも無理はありな 72 3 早 v つた官 八時に左様 しも 詞を 壓制 でも前 史が見えました。 可 思ひまし , て、左 はせない公平 ば 本官 4. 方は大分歴 0 可 様して、 看護夫 5 が参う た。 のに

妄評 云ふべくん 獄官の囚徒に對するや寡言 前後 撞 着 ある 默 ~ 行 からずで 「可ならんの か

漢を集結し二百囚を騒がした主 には、 大倉定吉の性情 猛は此大暴動を左右する勢力が 種の性情は兇暴なる犯罪 智なく 0 予は 能なし、 n 常に思ふ、 は十 然れども彼 -人 兇漢 中 人 12 腦 中 は往 力、 いは質に、 0 南 0 能 つた 々見 < 彼 口 0 n る處 M だ。此 の意氣 此 し彼 RE の兇 0)

30 Jug. 會であ ある、 111 りました 得て今尚幸 めます。 け、 戸に於ける醫者 \$ 之を否定し 改良を見る亦宜 に强しさ云ふ、 島乃至釧路に於 强しと云ふ輩 せしにより 即ち此性情者にして大倉定吉同 つたの 大倉 9 予が保 3 をすると云ふこともなか 予を訪問したは、二十 から ては 、強きは 尚讀者· ます、 12 と云ふ者であ なる生 於て近き實驗を示せ そは珍らしと直ちに 殺 ならんと、 諺の 施 は、 に移るもの ても 悪いも 舊台記憶は喚起され、予も 彼は文字も ける疊屋タカ事 しの浅事、 中に 涯 加 植 世人は日く悪に强きも 御記臆 **、護誘導** へたる出獄 1 居る者に の性情 ると案内した、 然るに なるべ 書け 奥山 もあ 極め 年餘 芳 高橋鷹 5 政 ぬ男で袂 h も多 即 チが 者も亦保 人 たの 以方振 ば 種 と思 ち悪に 困難 113 類 0 斯 如 0 2 次 此 か 良 言修 , res 别 らであ 4 郎 るを認 は全然 のは h 類 成 \$ EL 0 17 0 織を 0 办 植 3 J. 如 0 Ti あ 神 0

無い、 よか である、 0 予は之を見て直に思ふに。此 聲を上げて泣き入つたり、 生涯を誤 である、 カラ つたナア」と肩を押へた予の 少時は泣き止めない 家人子供等は見て驚 室に 予も詞なく、默したが いらせ 大兇暴を實行 き入れ、 泣くノ , いて居 L 予も 情感の發作即ち彼 せ かつ しめ 手にしがみつき、 Ŧi. 頗 たナア丈夫で 72 な 3 分や十分では 眞に號哭する もので 兩億し のである。 たの あ

認め 從させる き専質 的的 四情 跡が て <u>-</u> 居 さ思ふ、 0) 30 なら にあつた。 口口 83 云へ 此 0) 獄 は、 儕輩 誼 A 0 L 0 保護 性情 濃 此 客肌 厚 儕 各肌で情を以て限め主要は單に対 を以 輩 鑑定に 0) 保 T 力あ 護 考 は 據す 少し AIZ 義 ~

> 12 に至り 由なく 家の下 認めて監獄より 3 賴し來りたるより在 のを添へ同 する を左 せしし 6 名 窪 郡倉 同 A は遁 右 月 H 筆 遂に八 の人 窃盗被 と情を通じた 縣 の寫と之に人相及 逃し更に HI 來り 相 警察部より 月に至り捜査 告人として拘 監獄 一跡等 山縣警察部 15 監者中心當りの 事 に於 んる末 害者は 酷 丁質を 似し殆ん 和 で二川 72 歌 0 る旨 に通 犯狀 材料 山 何 害 な it 監 る男 3. ど紛 逐 知 12 を詳記 獄 12 72 なるやを 者を索 5 る宿 3 12 3 調 同 人 酒 搜 h 4) 部 方 井宗 ~ 查 L 泊 三出 た よ 出 な 方 77 きを 次と るも 3 3 した 玄 12 るに 6 中 弘 依 記

せられたる中に筆績にて犯罪者を發見したる事 歌 Ш 監獄典獄より T 犯 胜 年 者を發 中 の監獄事 見す 務成績を

報

(五九)

南

節の

要領を掲げんに昨年四月

中

岡

Ш

0

自身 、要は受刑を 0) 項 漿液 だ同 症 躍り 者松田 を以て皮 6 和歌山 本年八月八日より病監に於て 重次郎(五十五歳)なるも 下に注射し 監獄 より 奏効せし 0 事 質 0 12 休養 あら 患

を

同注

12

注射すること

回

又翌日 腹漿

回 グラム

斯

0

く毎

H

器を以

1

患

一者自

身

0)

液

弘 4 依 射 瀦

吸引

回 部 射

う

>

反

約五

Hill

繼續

たるに

其

以 如

滥滯

たる尿量

は 覆

多量

H.

9 H

頗る容

に排出

2 削

1

随

つて

少食

欲 増 進等の

良 加

刻

かる るに

7 被

之を行

こと二週

17

して殆ん

と緊痛

3

お全

出

て腹

部は 間

し其

大

時

大

ざるせでに

至りた

るに

6

過を視

ことし

ならず今尚療養

中な

是

に於

T

4

共

効 顕

用

亦

同

0

理

なりと

b

試

17

皮

F 水 ば

態に

陷 L 食

b

0

6

不圖

胸膜

炎の

胸 h

溜

10 0

本

亦

治

0

症

と諦らめ殆

ど失望

不 A

思者

自身

0) >

液 なる

10

D. かず

人

の皮下に

注

す

n

較

的

奏効

著

ことを案

出

L

たるに

り腹

青人 地を 雨あり 民家をも 地は河川 此 鈴 薯は七 参等 るも の播 肥 0 浸 t すてと数 しく堤防 種 附近河川 浸 0 の祀 を為し あ MI 如 L 步以上 17 b き種子は腐蝕 其 種子八 被害 H 濫を見ざるも 决 て六月 壤 た 為めに當 るも の播種 反別百 L 渠汜 分通 流 12 E に沿 し又は を了 時播 に一たび りは腐滅 MI 旬 禪 步 を 12 種した 渠溢れ 以上 9 N 中 二週 たる 芽を枯すに至 T CI 17 革 水 日 3 T 達 たるより 年 を經 L 馬鈴薯蕪 低 地 0 0) 0 監 なる 地 は 如

勿論 きは

獄所

0

耕

釋放者 賴狀を渡 す 旅 行案內 ご保護

穫

0

減

E

か 世

ること太たし

3

そて挽回

する

17

73

9>

6

め

3

第 3 5

を朝を 12 釋 心教誨 取 放 F 歐 かり在 者は成るべく親族の 獄に於ける発囚 より 監 中に於て親族と融 所 屬寺 院若くは 許に歸 護 方 親 族 和 住法 せし せし 12 0 信 一節を見る めん むるの方 書 を贈 2 6

(七九)

を感じた 等 で起 3 復 ī 又々 な 忽 苦惱 龙 する せり 依り 回 尿 患 0 重 量 症 減 一時 迫 2 13 4 關する病 しさ診斷 H 理

を追 21 得るに て平 亭上 快 0 至れり、 に赴き最 學說 は 研 究中 丽 早 して該 一命 なり に支障 注射 0) 75 カン

> カ 3

> > ~

0

等を 見込を以 設置 送付 署に を廢 .72 餘 地作 地三十 又構 る上 監 17 あ けはらず 適せ 0 消 0 耕地 收 A 夏季 除 紹 簡所 毒 L 送 內耕 穫 旅中 り又保 介し 事 食菜及馬糧 を 1 大角豆茄 場用 事 為 は を 外殘餘 0 於ける は 町 せり 試作 用 L 地 `出`保`就 0 て保護を托 除すに過ぎざるを以 間年に 成 たる 危險 地並 **貳反步餘** 躨 0 地 識って ぎざる は 場に 希 せし 12 の所持金は歸 0 千 か 報告 に膓室 0 望と の各次 使用 作 被 白瓜等を賞遇者特 0 水 B 比し概 入る者 0 見 付を為 に從 餘は本年度新 服 0 許に 的 Ł L を L 費を 臥 被 たるに 扶 を 釋 I 度 害あ 節 L なを、内防 命金品 斯 そを 恵老 0 T 2 12 72 際し 劣 h 同 T 依 上、與、且 地方に 3 地 例 發 統 137 MI 6 は 0 以 76 1 .0 0 0) 僅 所 生 、せ、め、沿、遠 保 役場監督 3 别 年 T 監房 消 後 增 たる 反 領 は 各 あ 於 菜 0 カン `て`道 謎 導 に、 之れ 六畝 收 0 不に充 大豆 を ても 12 毒 `途`要 0 監 180 初 沂 所 を得た 及 四 `所`地 督 服 ざるに 0) あ 況及 菜其 歩に 臨時 、の、の、に、災、整、歸 者に 警察 旅費 つる 播反 かず I. -定 3.00 豫塢 者 種 步

獄 ~ W) T

云 量 香 し合 去月十 n ふは先きに窃盗罪に 煙 福岡監獄 九龜市瓦町大工 たるも 七日 胡 椒菓 西新 釋 のと見 放 せら 町 等を風呂 出 n 張所 依 職 へ釋放 谷川 b たる 重 17 敷 利三郎 の當 者なる 於て其 禁錮 包 四 H 夜十 から 刑 年六月に T の数 豫 7 負 行 時 在 21 頃多 を終 處 獄 同 141 せ

守 守 0 12 上に 吹笛 0 逸散 へん 3 h は拳銃を差 が足許に を乗 構外 ・から 1= 非常を報じた 2 せる折 h 駈 より せら て 月 出 0 障 一碍物あ 十日 應取 付け 外に飛 L へ中央見張所近傍に たる 12 身を潜 右 調 其 巡警中の看 5 、躊躇し トらん カジ 0 6 るに本人頗る狼 上 看 躓 守は め は家宅侵入罪として懲 本人は警察署に きれる瞬間 とし 機を見て 0 つゝある一刹 守に 隙さず追跡すると共 たるを見た 認められ 在 に於て 狽 h したるも 引渡さ 0 引捕 3 非 な M るよ 一看 徒 運 常 看 ~ 17

沖繩監獄 (囚徒二名の放火) 塲 の焼失

午後四 り還房 したる由 I. 時三十 と之に近接せる第六倉庫 にて せし 21 むる折 分受刑者還房點 て典獄の 本月十四 柄火災起り工場倉庫二棟を 報告によれば、 日例 検の の如く 際第 M 二工 本月十四日 徒 0 業 指 燵

なく の風 る消 屋上 印刷 3 一時入房 T 村 結果西 老 消防 唧筒 12 it 類 和強く 殿に 只管他 防火方法を盡 防夫の外は入門を禁むり然 告あ 打 を曳出 揚げ 方僅 し尚表門に 27 人員點檢を中止 防 るに時既に第二工場と倉庫 す 0 努むると共に一面看守 b 3 火勢次第に 建造物 0 まり カン 第五 さしめ受刑者の るを以て西村看守 3 二間餘を隔てゝ第一 來援ありたるを以て共力防止 間餘を隔てく第一工場 17 し書類器具を搬 看守を増派 つ在 工、帽工の へ類焼せざらんてとに 團保管し 3 猛 當直 L 烈となりて手の 看守長 守 務 ど共に 一部 焼失は れども折惡敷東北 し官吏及正裝した 逃走負傷等な る箇 て其 をし 守 その 出 西 を 3 監(十三房)あ 物(漆器 其 指 直 恩 i て外塀の 前記工場倉 その 間 教育学も 施しよう 看 17 つくある 監督 守に命 は火焰 現場に 太郎は 寬靜 間 0

るを以て と而し 第二工 ず受刑者 原因 (三十二歳)の 物工及轆轤 具志堅政任(四 したるも 役中明治 たる徹宵 7 場出 其損 in T の放 ては 該事件は本月 のなることを知 四 過 0 嚴 十三年 役囚 失に 害額 為め浴 I ば放火の犯人は 重 火 同 二名に 取 0 十二歲)窃盗罪懲役十 某と 就業者及 因 所 約 調 なりと は平 場に 十月 た 五 つて失火したりとは認め難 干 T 0 3 三日 到 H 所 12 斷 素火氣を たる 其犯罪手段 果し 為 其 百 りし際豫 り告發の手續に及び 不詳 他學 窃盗罪懲 豫 審終 放 して共に第三工 て第三工 關係工場(二工 動の怪む 取 H 火逃走を共謀 扱ふ所にあらざ 午後六時三十分 T は 結 被告浦 五年 L 政 役十二年四 たる 場出役囚某 0 M べき者に 發火の 敵 は 新 から ~ 該 たり 企圖 場出 べく必 一月 示 垣 指 浦 決 0)

> 業用 前記第 業場に 0 四 多 N 油 六倉庫 午後四 市に 隱蔽 より 12 燐寸 時罷 て綯 土臺木の し置き私に其 石油 を以て點火した N 業還 五 勺 たる一尺五 朽ちたる箇所に 房 の隣に 機を待ち居 ひ之を竹筒 六寸許 るも 乗じ右石 のと認めらる 0 置 72 りしが 繩を横 1-き之に作 油竹筒を 容れ T

の移 轉請願

擇す られ 望する理由は しが 監獄濱田 べきものと議決せりと而して之れが 衆議院は其趣旨を至當なりと認 分監の 左の請願書にて 移轉請願 知るべ 書なるも 0 を提 め之を採 出

家増加す 濱田分監に石見國濱田町大字淺井舊總山の東麓に在りて り即ち同分監は四面官衙公署及民家を以て圖続し倫將來益く民 年之を設置せられたり當時同地域は殆んど荒蕪地にして僅かに たるも 整帶水を以て濱田の街衛ご離隔せるを以て特に之を選定せら 衆庶の娛樂場として日々繁盛を加ふ然して其公園は分階に や同地域は濱田町の中央福要の位置を占めて町の中心さない 3 のなるを信ず然るに時運の發展に伴び逐年民戸増加し 故に分監構四の全部は容易に同公園より之を取下 加之舊龜山城は明治三十三年開放して全園地さな

(九九)

るに より工場に より燐寸を取出

名を作 赴く

て活

付ある

0

斗

り放

火の

用に

供する

為め

隙を窺

U.

T

堪

巧に

身を発 事

て窃に 檢

避け別に一區域を貫すを要すと信す然るに濱田町の現狀は前上 するを得べし飜て思ふに監獄分監等は宜しく民家を離れ供俗を 陳したる如く却て民衆雜鬧の間に存在し且又分監收容の囚人を に濱田町會の決議を經事情を具して請願候也 當町民熱情の存する所を御洞察せられ當町内に於て更に適當の ざる所にして之を要するに目下濱田分監の位置は適地にあらざ 衆の嬉々たる娛樂舞踏た目 して居ながら車馬行人の雜踏を聽かしめ特に公園地に於ける民 を選擇し速に移轉せられんことを切望傾腹に堪へざるなり並 のみならず濱田町發展上甚だ障碍あるの地たるを信す翼くば 明治四十三年十二月二十六日 撃せしむる如きは情に於て真に忍び

る由 尚は と云ふ、 様移轉の 又岐阜監獄及高山 請 處によれば同監獄 願を寫すてどに 島根縣那賀郡濱田町長 分監の移轉を禀請した 町會に於て決議したり 西郷分監に付ても亦同

監 0 發生

17 爲念高知縣師範學校に 蟲喰ひ込みの痕跡あり捕獲せしに白蟻と認めら 監獄 着手したる處松材なる梁桁等蟲害甚しく現に 拘置監一棟屋根裏破損にて過日之れ 問ひ合はせたるに 同 校に

なりと云ふ ならず他にも發生の疑あるを以て爾來精密取 電 蟲研究所に間合はせたるに同所より『白蟻なり而 於ても白蟻と斷定し尚は之を確めん て其種 報あり愈白蟻たるてごを確め獨り右の箇所のみ 類は「イヘシロアリ」で稱するものと が為め岐阜昆 20 調中

▲西新町建築地より逃走

けて 人にて と共に を聞くに與市は他の九十三名と炊事塲の建築工事 去月十五日午後一時二十分頃逃走したるが英願 與市(二十七歳)と懲役七 就役せる懲役六年で懲役八年の二刑を負へる宮原 T に出て五人一組の蛸突に加はら長松は他の百四名 逃走せんてどを共謀し午後一時頃與市は てたる耕 監獄西新町出張所に拘禁せられ營繕作業に 釣瓶綱を曳き居りたるものなるが より長一尺五寸巾二寸五分の鋸 て長松の就業せる場所に行き同 房監建築場に出で井戸浚 口を出で工場の東北を徐 小屋に入り屋内にありたる一間梯 年井川長松(二十五歳)は へに 歩し二十 人を誘ひ 事し三 人は豫 Ti 末

瓦土運搬 る囚 扱け 3 0 走せるを目 方裁判所にて與市は缺席 りしさ而 姿を認め七丁 七月の に走り 餘り氣力 表門を通 口より 守で共に長松を取 徒二名亦第 表門見張所で看守長官舎の の囚 言渡を爲したる由 して雨 たるより 脱出したり見張所 一番さて b 難するや非常を報 業せるも 徒 け門前 を戒 0 人に對し 山川山 間 課事務所に通報したるが 其姿を見 を追以詰 護 の中腹 押 17 せる看守は 0 のまい ては去月 へ與市は逮捕するを得ざ 積しあ 失ひたるも後續追跡せ に在りたる < め 装ひ に身を潜 し其附近 間 懲役二年長松 たるに長松は を通過 る木 二十八日 犯 人の の目 め 12 看 與市 逸 居 し外 守 0 走せる 其際煉 合せ は * は懲 岡地 は絶 疾走 其逃 棚出 * な 通 C

海岸

でを西に る畑を

疾走する七八

丁にして民家に

乾しあり に出で北

を窃取 守

して獄衣

の上に着け

子を取出

0

板塀に立

懸け

て職

走せり逃

共に

捕

逃走者は脱出するや分監に

は

即 め

時追跡の手配を

為し警察署に通知

n

西北に にカ

横斷し しが

て分監裏の通路

更に奔りて或農家の留 たる茶縞の袷牛纒一枚

宅に忍入

り給

袋三尺帶

鳥打帽及現金四

十銭を盗み

飯 衣

し賣溜金 を食以尚 襟卷足袋

後五時過ぐる頃或文具商の店頭にあり

を窃盗し飯食店にて拾五銭

の飲食を為し

を開 從事しつゝありしが 木村勇(十八歳)は本月 工場内の塵を塵取に容れ 鎖するを怠りしより 唐津分監に拘禁中の窃盗 ▲唐津分監未成年 偶 二日 4 看守が工 其機 M 看 I. 一場に在 徒 F を利用し逃走せんと 0 0 逃走 隙を 懲役一 場出入口の鎖鑰 りて 親ひ之を提 印刷業に 年六月囚

(-0-)

▲中村分監未成年者の逃走

到りたるを豫て見張れる巡査に

怪まれ遂

つきて愈高

飛せんどて午後七時過西唐

囚川 刀一挺を敦場備付の小箱より窃取し課業を了りて り二時間教場に在りて就學中鉛筆削 面平作 島監獄中村分監拘禁中の窃盗犯懲役二年六月 (十八歳)は去一月二十八日午 りに 用ゆる小 前十時よ

知

がせざ

5

しと云ふ

答

欺取財被告人として大分

監

獄

分

▲中津分監被

告人

0

洮

(EO-)

任看守長給十

ス級

小

和 曹

看守長 守

大山

依顧死本官

千葉監獄詰ヶ命

夜一 看守 々捜査 のある個所を削り格子一本を拔取り羽目 園の板塀を踰越し逃走したり 在る難居房に收容せる囚徒より後方に 夜十 に還る 11 監房内に持込み監房 看守は巡警中平作を收容せる獨居 破 0 盤の狀を目撃し驚い 時過ぐる 際之を綿入衣の 就眠し難 * 爲したる 頃外部 しと 戶扉 が踪跡を 0 間 鎧板を外 17 調示さ て看守部 同十時四十分 V) 藏匿 裏面格子上 得ざ して脱 て其 何か 長 房 b 3 0 しと尚同 に報じ夫 板を外し 部の 項巡警 出し外 音 響あ 面

接見 内運動場に 拘禁中 がを窺 は急報を得 室 を受け U 0 П 市川美榮(十八歳)は去月十四 0 T を脱 たるが せる人家に飛入り逃走せり 運動を爲しつ、 かを攀ち て追跡 して廳舎前 登りて高八尺五 月十八日 し分監を距る七丁 あ に出 朝 りしに 八時四 づる通 寸 H 休憩中 + 懲 護 0 外圍 に入 分 看 役 頃 在 守 年 0 b 0

山 6 其後本人は右逃走罪に依り懲役六月に處せられた 國橋下に潜伏せんさせしを認め逮捕せりで云ふ

獄逝

年八月島根縣典獄に任せられ 同縣屬に二十九年佐賀縣警部 記となり二十三年徳島縣警部 八月甫めて廣島縣訓導補となり十九 月東京駒込なる備後福山藩邸 効本月二日溘焉易簀せられたり同氏は文久 野縣典獄に任 七年十二月高等官五等に陞叙三十八年十 獄角尾小彌太氏は兼て病氣に 17 三十二年九 て位一級を 詰を命ぜられ今日 年監獄事業の為めに盡極 n たり暗 瑞寶章を賜は 月高等官七等となり三十三 ぜられ三十四 め に至りし 12 る四 年 に歴任 は生る 高等官八等に に轉じ二十五 せられ 九月高等官六等三十 が病革まるや特旨を 罹り加 T 年大阪 吏 せし 二級俸を下 明治 0 中 から 年六月長 月奈良監 二月動六 府郡書 三十一 年十月 藥石無 十二年 叙せら あ りし

以 て典獄代 角尾典獄の逝去痛悼に耐へ 角尾典獄の計 へ御傳 理たる汲田看守長に左の吊電を發せり へを乞ふ 音に接 i 當協 ず 會 茲に弔詞を呈す は 小 山會長の名を

叙 任 及 辭

給八級俸 任司法職給四級像 監獄局獄務課詰サ命 任看守長給十一級 任看守長月俸給二十 依願免本官 神戸監獄詰サ命ス 横濱監獄詰サ命ス 依願免太官 長野監獄飯田分監長チ 給七級俸 野監獄詰ラ命ス X 命ス 田分監長) 一長 (横 (長 千 一部 子 名古屋) 横 野 濱 崎 預) 菅 看守長 看守長 看守長 看守長 看守長 看守長 看守長 看 看 桐 貝 澤 國太 音 大 吉

給七級俸 給七級俸 叙從五位 依願冤本官 浦和監獄詰 長崎監獄語テ 千葉監獄詰ヶ命ス 任看守長給六級俸 奈良監獄詰ラ命ス 宇都宮監獄語ラ 宮城監獄石卷分監長チ命ス 福島監獄平分監長テ命ス 八級俸下賜 任典獄叙高等官八等 静岡監獄語ラ命ス 依願免本官 二級俸下以 浦和監獄語テ命ス 特旨) (石卷分監長) (平分監長) **岡** 一一一 (宇精宮) 東 (福 7 奈 夏 業 看守長 司法屬 看守長 看守長 看守長 典 看守長 看守長 典看守長 看守長 穩 伊 清 山安 浼 佐河 時 角秋 4 Ш 見 尾 元 本 松 M Ę 直 小源 省 幸 = 湯次 大 太郎 醌 晋 作

本

會

記

茶話會

高大山島岡都芋菱山鈴武河宮

幸之助

豊 橋 坪 立 山 林 吉 青 姊 君 岩 末 中 樱

號 彦司信 齊 江 丞 藏 郎 助 平 吉 藏

千森三見住內大石西引井武內

東三

江烟草

站買耶義雄耶吉拳

三敬 -

111

森原木須西美

繼

長龍信

川坂源

正留照龍

三吉灌吉

崎塚井光村田

和柴基恒

信太郎去

五

法 紅紅錦煉 華 華 光 金精 朱朱朱朱

壹 貳

五

上錢圓

貫

目

以十

演圓

Ti.

錢圓

改正

EI]

肉

定

價

謹

ノ眞

肉朱

ナ肉

リハ

此

百タニ

部 内 = ŋ 五同同同同 百 (二等

且限 送 7 夕以 せ 上 ス

玉

謹

大字角筈八百 素堂製造販賣部 =+ Ħ. 擔當人 番 地町

Ŧ

東京

府下

豐多

郡

引就にる!!取囚話師患結對達

のけ項關に教稿のさ思●

犯る●す就誨盗對醫者胃 則犯工るで師囚話師ご病關

専則塲犯のこと●と醫患す

●に項●話師囚話の醫事

登開の物のさとの對師項

興す朋品解の教員話さ

品る装包罰對海傷のの

に事に級囚話師る窓對

項事犯即對の教賭の師者

て於事に調さ●さ者核話和

揭 1 [1]] 載 仕治 平 1) = + 置 III 候 間 年 六 御 覽 法 7 曹記 乞

事詳

廣細

周

告 ,

欄

=

四十

Ar. 耳新 就き講演 所を始 談あ た 同 ら事多 氏 4 ど二時 0 あ h 講演終 h の日 抱 H うく聴 斯道 腹 0 間に亘り 者をし 同 斷 h 斌視 腹に時 7 餘與 て縷々説蓝 から 察 Ţ 最近 を移 如 として 感 興を 0 71 英國監 て午 事 貞 T 情 ili た を調 0) ~ 獄事 る事 Ŧi. 時過散士 8 查 情 たり L T

名獅

iE

曾

0

棟

文之助

柏香小園

落井石口

3

塚口田 龍好 佐目鈴平山坂山須荒 羅黑木多內井 庄與三四 藤 郎 郎 藏司吉 冽 松 郎 衛 吉 生求三上三立青東加安 浦野橋石木方藤立 = 留秀市守 隆松三藏潜尚吉實藏一 島柴多玉吉金船小尾中 子宣津守江島 崎田田川水 本哲英正古真布 光橋直馬之廣縣道門 裕太造人

會

73

n

文學士十時彌氏は通常會員とな

h

時 て建築中の本會會場は 護 會長以下 摩辰 役員臨場上棟式を舉 次 郎 氏 は 金拾圓 I. 事進 を納 行 L め せり 本 月

後

=

H

携 全 11-4 经兴 京 税者********* 錢

安教犯監の●とは特の師就語でなる。 話會則房對發の教神訊さての解さ授決ので對● い場事犯話打對海病間の監師さ守對話當對手入他の話領人 ろ及項則●で話師患●對賦及のさ話●看話さのに對●置に

本のに起しるこ者皮語警獄というののでは、 なな浴園居を見ります。 なな浴園居を見ります。 なな浴園居を見ります。 なな浴園居を見ります。 なな浴園店を見ります。 なな浴園店を見ります。 なないまする。 ないまする。 ないまる。 なっな。 ●放工對擔●とる内場對る他 書免擔話常機の事場合話事英 信の當●看工對項示の●項語 動際看耕守の話項條對入項學 聞典守作さ作の 目話際 か獄さ擔の業機の80のの般

守●時對擔のさ際 さ再診話當對の典

せのの営製督工已在上際刑 就示話守●に當稿 人に守被 定 て事●さ藁就看入 心就さ告 看項臨の工で守の 得ての人 の舞の 對話名

方附送費會 局 宛 番 肩 振 名 込 名 地 書 東 五 神 監獄協會理事 1 京 田 明治四十四年二月二十日發行 市 目三十番地 麴 7 H 橋 區 通 飯 藤 郵 Ш 澤 便 M 局 IE. 啓